

第 6 回定例理事会議案

日 時：令和 7 年 7 月 3 0 日（水）
午前 9 時 3 0 分

場 所：道北なよろ農業協同組合本所 役員会議室

道北なよろ農業協同組合

(報告事項)

1. 内部監査報告について（別紙１～６ P）
2. 固定資産取得（防衛施設事業）に係る指名競争入札結果について（別紙７～８ P）
3. 令和６年度 J Aバンク基本方針に基づく
「経営管理資料」の報告について（別紙９～３７ P）
4. 令和６年度 J Aバンク基本方針に基づく
「体制整備モニタリング」の報告について（別紙３８～５５ P）
5. 種馬铃薯防疫検査結果について（別紙５６ P）
6. 農産物の出荷契約について（別紙５７～５８ P）
7. 小麦乾燥調製施設操業について（別紙５９ P）
8. 生乳受託販売規程の改正について（別紙６０～６６ P）
9. 名寄市農業振興センター収支決算・予算について（別紙６７ P～６９）

(決議事項)

1. 定例監査講評について（別紙７０ P）
別紙のとおりご承認下さい。
2. 出資金減口の申出について（別紙７１ P）
別紙のとおりご承認下さい。
3. 育児および介護休業規程の改定について（別紙７２～８４ P）
別紙のとおりご承認下さい。
4. 職員就業規則の改定について（別紙 P ８５～９０）
別紙のとおりご承認下さい。
5. 準職員就業規則の改定について（別紙９１～９５ P）
別紙のとおりご承認下さい。
6. 人事規程の改定について（別紙９６～９９ P）
別紙のとおりご承認下さい。
7. 組合と理事との契約（貸付）について（別紙１００ P）
別紙のとおりご承認下さい。

8. 与信残高4千万円超への貸付に係る承認について（別紙101～106P）
別紙のとおりご承認下さい。
9. 令和7年産くず米・雑穀予約推進について（別紙107P）
別紙のとおりご承認下さい。
10. 子会社（らくみらんど）に係る事前承認事項について（別紙108P）
別紙のとおりご承認下さい。

※ 参考 第5回定例理事会議事録（別紙109～113P）

<< 監査総括（中間）報告書 >>

令和7年7月30日

代表理事組合長
 村上 清 様（理事会・監事会 御中）

監査室長 宗片 浩 樹 印

監査（総括・中間）報告書

監査テーマ
 （業務処理統制）

標記の監査に関し、監査の経過概要ならびに監査の結果について、次のとおり報告いたします。

（目次）	
	ページ
1. 監査テーマに関する主な検証項目、往査実績概要	（ 1 ）
2. 監査結果に基づく重要事項	（ 5 ）
3. 監査結果に対する監査室の総合所見	（ 5 ）

1. 監査テーマに関する主な検証項目及び往査実施概要

SEQ	主な検証項目		監査基準日	監査担当者名	監査報告書番号
No	往査部署名	往査実施日程			
1	・ 経営定期点検（通告監査）		令和7年1月31日	野 原 格 子 宗 片 浩 樹	2501
	総務部	令和7年2月17日	（月） ～		
	総務課	2月17日	（月） 1 日間		
2	・ 自己査定（通告監査（監事会合同））		令和7年1月31日	野 原 格 子 宗 片 浩 樹	2502
	総務部・金融共済部	令和7年2月12日	（水） ～		
	審査課・金融課	2月13日	（木） 2 日間		
3	・ 決算財務（通告監査（監事会合同））		令和7年1月31日	野 原 格 子 宗 片 浩 樹	2503
	全 部 署	令和7年2月25日	（火） ～		
		2月28日	（金） 4 日間		
4	・ 現金実査（無通告監査）		令和7年3月18日	野 原 格 子 宗 片 浩 樹	2504
	購買部	令和7年3月18日	（火） ～		
	購買課	3月18日	（火） 1 日間		
5	・ 現金実査（無通告監査）		令和7年3月19日	野 原 格 子 宗 片 浩 樹	2505
	智恵文支所	令和7年3月19日	（水） ～		
	金融共済課	3月19日	（水） 1 日間		
6	・ 財務報告等（通告監査）		令和7年1月31日	野 原 格 子 宗 片 浩 樹	2506
	子会社	令和7年3月27日	（木） ～		
	らくみらんど株式会社	3月27日	（木） 1 日間		
7	・ 収支計画の実践及び計画変更（特命監査）		令和7年3月31日	宗 片 浩 樹 渡 辺 真 弓 ★	—
	子会社	令和7年4月11日	（金） ～		
	らくみらんど株式会社	継続中			
8	・ 領収書用紙管理（無通告監査）		令和7年4月10日	宗 片 浩 樹 渡 辺 真 弓	2507
	名寄支所	令和7年4月10日	（木） ～		
	金融共済課	4月10日	（木） 1 日間		
9	・ 領収書用紙管理（無通告監査）		令和7年4月10日	渡 辺 真 弓	2508
	名寄支所購買部	令和7年4月10日	（木） ～		
	購買課・燃料課	4月10日	（木） 1 日間		
10	・ 領収書用紙管理（無通告監査）		令和7年4月11日	宗 片 浩 樹 渡 辺 真 弓	2509
	総務部	令和7年4月11日	（金） ～		
	総務課	4月11日	（金） 1 日間		
11	・ 領収書用紙管理（無通告監査）		令和7年4月11日	宗 片 浩 樹 渡 辺 真 弓	2510
	金融共済部	令和7年4月11日	（金） ～		
	金融課・共済課	4月11日	（金） 1 日間		
12	・ 領収書用紙管理（無通告監査）		令和7年4月11日	宗 片 浩 樹 渡 辺 真 弓	2511
	営農販売部	令和7年4月11日	（金） ～		
	営農課・農産課	4月11日	（金） 1 日間		

SEQ No	主な検証項目		監査基準日	監査担当者名	監査報告書番号
	往査部署名	往査実施日程			
13	・領収書用紙管理（無通告監査）		令和7年4月11日	渡 辺 真 弓	2512
	購買部 燃料課風連SS 購買課・農機車輛課（風連メカ）	令和7年4月11日（金）～ 4月11日（金） 1 日間			
14	・領収書用紙管理（無通告監査）		令和7年4月14日	宗 片 浩 樹 渡 辺 真 弓	2513
	営農センター 青果課・営農課	令和7年4月14日（月）～ 4月14日（月） 1 日間			
15	・領収書用紙管理（無通告監査）		令和7年4月14日	宗 片 浩 樹 渡 辺 真 弓	2514
	智恵文支所 金融共済課	令和7年4月14日（月）～ 4月14日（月） 1 日間			
16	・領収書用紙管理（無通告監査）		令和7年4月14日	渡 辺 真 弓	25015
	智恵文支所購買部 燃料課智恵文SS	令和7年4月14日（月）～ 4月14日（月） 1 日間			
17	・リスク管理		令和7年3月31日	宗 片 浩 樹 渡 辺 真 弓	2516
	金融共済部 金融課・共済課	令和7年4月23日（水）～ 4月25日（金） 3 日間			
18	・現金実査（無通告監査）		令和7年4月11日	宗 片 浩 樹 渡 辺 真 弓	2517
	購買部 農機車輛課（風連メカ）	令和7年4月11日（金）～ 4月11日（金） 1 日間			
19	・起案書類のモニタリング（無通告監査）		令和7年4月14日	宗 片 浩 樹 渡 辺 真 弓	2518
	総務部 総務課 営農センター営農課 総務部総務課	令和7年4月22日（火）～ 4月22日（火） 1 日間			
20	・現金実査及び有高確認（通告監査）		令和7年4月30日	宗 片 浩 樹 渡 辺 真 弓	2519
	金融共済部 金融課	令和7年4月30日（水）～ 4月30日（水） 1 日間			
21	・財務管理・雑資産負債・費用収益（モニタリング）2 月分			宗 片 浩 樹 渡 辺 真 弓	2520
	総務部 総務課	令和7年4月3日（木）～ 4月18日（金）の内 3 日間			
22	・現物実査（入力票の製冊）（無通告監査）		令和7年4月24日	宗 片 浩 樹 渡 辺 真 弓	2521
	名寄支所 智恵文支所 金融共済課	令和7年4月24日（木）～ 4月25日（金） 2 日間			
23	・クミカン（特定組合員を対象）（通告監査）		令和7年4月30日	宗 片 浩 樹 渡 辺 真 弓	2523
	金融共済部 金融部門 営農販売部 営農部門	令和7年5月13日（火）～ 5月14日（水） 2 日間			
24	・組織会計（通常監査）		令和7年4月30日	宗 片 浩 樹 渡 辺 真 弓 ★	2524
	組織会計通帳・印鑑管理部署	令和7年5月16日（金）～ 5月23日（金）の内 2 日間			

SEQ No	主な検証項目		監査基準日	監査担当者名	監査報告書番号
	往査部署名	往査実施日程			
25	・ 経営定期点検（通告監査）		令和7年4月30日	宗 片 浩 樹 渡 辺 真 弓	2525
	総務部 総務課	令和7年5月29日（木） ～ 5月30日（金） 2 日間			
26	・ 現物実査（入力票の製冊）（無通告監査）		令和7年4月30日	宗 片 浩 樹 渡 辺 真 弓	2526
	金融共済部 金融課	令和7年5月1日（木） ～ 5月30日（金） の内 2 日間			
27	・ 現金実査（無通告監査）		令和7年5月15日	渡 辺 真 弓	2527
	購買部 風連給油所	令和7年5月15日（木） ～ 5月15日（木） 1 日間			
28	・ 現金実査及び有高確認（通告監査）		令和7年5月30日	宗 片 浩 樹 渡 辺 真 弓	2528
	名寄支所 金融共済課	令和7年5月30日（金） ～ 5月30日（金） 1 日間			
29	・ 組織運営・人事労務・公印手形等他（通告監査）		令和7年6月4日	宗 片 浩 樹 渡 辺 真 弓	2529
	総務部 総務課	令和7年6月4日（木） ～ 6月5日（金） 2 日間			
30	・ 共計・買取・施設（通告監査）		令和7年1月31日	宗 片 浩 樹 渡 辺 真 弓	2530
	営農販売部 農産課	令和7年6月20日（金） ～ 6月20日（金） 1 日間			
31	・ 毒劇物他（通告監査）		令和7年5月31日	宗 片 浩 樹 渡 辺 真 弓	2531
	購買部（本支所） 購買課	令和7年6月24日（火） ～ 6月26日（木） 3 日間			
32	・ 現金実査（無通告監査）		令和7年6月12日	渡 辺 真 弓	2532
	金融共済部 金融課	令和7年6月12日（木） ～ 6月12日（木） 1 日間			
33	・ 財務管理・雑資産負債・費用収益（モニタリング）3月分			渡 辺 真 弓	2533
	総務部 総務課	令和7年6月10日（火） ～ 6月11日（水） 2 日間			
34	・ 現金精査及び有高確認他（通告監査）		令和7年6月30日	宗 片 浩 樹 渡 辺 真 弓	2534
	智恵文支所 金融共済課	令和7年6月30日（月） ～ 6月30日（月） 1 日間			
35	・ 印紙／証紙／切手有高確認&財務表との照合（通告監査）		令和7年6月30日	宗 片 浩 樹 渡 辺 真 弓	2535
	拠点現金管理部署	令和7年6月30日（月） ～ 7月1日（火） 2 日間			
36	・ 現金実査（無通告監査）		令和7年6月24日	渡 辺 真 弓	2536
	営農センター 青果課	令和7年6月25日（水） ～ 6月25日（水） 1 日間			

SEQ	主な検証項目		監査基準日	監査担当者名	監査報告書番号
No	往査部署名	往査実施日程			
37	・ 現金実査（無通告監査）		令和7年6月25日	渡 辺 真 弓	2537
	名寄支所 購買課	令和7年6月25日（水） ～ 6月25日（水） 1 日間			
38	・ 現物実査（入力票の製冊）（無通告監査）		令和7年6月25日	宗 片 浩 樹 渡 辺 真 弓	2539
	名寄支所 金融共済課	令和7年6月25日（水） ～ 6月25日（水） 1 日間			
39					
40					
41					
42					
43					
44					
45					
46					
47					
	往査部署数 62 力所	往査実施延日数 55 日		往査人員 68 名	報告書数 37 件

2. 監査結果に基づく重要事項

(1) 監査報告書番号：継続中の為無し（但し、第3回哺育センター経営協議会にて中間報告済み）

子会社の経営改善計画達成に向けたリスクの洗い出しと、リスクコントロールについての提案を実施。

(2) 監査報告書番号：2524 組織会計（生産組織会計）

業務管理【業務処理統制】

【畜産課】業務出張日当（J A）と乳検組合の出張日当の2重支払いが事務担当職員に行われていたことを発見し返金処理を命じました。

（返金は令和4年5月支払い分から令和7年4月分までの3ヵ年にさかのぼり返金指示（過去3ヵ年で、14,000円））

3. 監査結果に対する監査室の総合所見

(1) 子会社（特命監査）

子会社の損失はJ Aに財務的影響（損失の補填）及び経営判断への影響（投資判断の責任、経営資源配分）をおよぼす可能性があり、子会社管理・運営の重要性が高まっているといえます。第3回哺育センター経営協議会にて、リスクとリスクコントロールを示しておりますので、その他の経営改善策も含めて、累積損失額の解消に向けて哺育センター経営協議会を中心に協議願いたいと考えております。

(2) 監査報告書番号：2524 組織会計（生産組織会計）

業務管理【業務処理統制】

・今回の畜産課に限らず業務運営を円滑に行うため、上席者は検証決裁の際に、全体の流れを把握し慎重に決裁を行っていただきたく思います。

（今回の案件は、職員の急な退職により業務引継がイレギュラーな状態で行われていたこと、請求日が同日に行われていないことを踏まえて、明らかなイージーミスでありヒアリングの結果、意図的な不正意図はないものと判断いたしました。）

(4) その他の案件

特に問題なく業務が行われていることを確認いたしました。

固定資産取得に係る指名競争入札結果について

- ◆ 実 施 日 令和 7 年 6 月 1 7 日 (火)
- 実 施 場 所 道北なよろ農業協同組合 第 2 ・ 3 会議室
- 出 席 者 村上組合長・小川専務・中村常務
佐藤部長・仁木課長・清水
- 事 業 名 令和 7 年度 名寄演習場等周辺農業施設設置助成事業
田植機 1 台
- 指 名 業 者 ・ 株式会社桑原農機商会
・ ISEKIJapan 士別営業所
・ 北海道クボタ風連営業所
- 落 札 業 者 北海道クボタ風連営業所
- 落 札 金 額 4,500,000 円 (税別) ～計画比 75.1%
- 事 業 計 画 5,989,000 円 (税別)

事業計画		入札結果	入札結果(自己資金)	
事業内容	自己資金	金額	金 額	計画比
田植機 1 台 (防衛施設事業 補助2/3)	千円 1,996	千円 4,500	千円 1,500	千円 △ 496

- ◆ 実 施 日 令和 7 年 6 月 1 7 日 (火)
- 実 施 場 所 道北なよろ農業協同組合 第 2 ・ 3 会議室
- 出 席 者 村上組合長・小川専務・中村常務
佐藤部長・仁木課長・清水
- 事 業 名 令和 7 年度 名寄演習場等周辺農業施設設置助成事業
パワーハロー・クローラトラクター 各 2 台
- 指 名 業 者 ・ 株式会社桑原農機商会
・ ISEKIJapan 士別営業所
・ 北海道クボタ風連営業所
- 落 札 業 者 北海道クボタ風連営業所
- 落 札 金 額 24,700,000 円 (税別) ～計画比 61.1%
- 事 業 計 画 40,426,000 円 (税別)

事業計画		入札結果	入札結果(自己資金)	
事業内容	自己資金	金額	金 額	計画比
パワーハロー・クローラトラクター 各 2 台 (防衛施設事業 補助2/3)	千円 13,476	千円 24,700	千円 8,234	千円 △ 5,242

- ◆ 実 施 日 令和 7 年 6 月 1 7 日 (火)
- 実 施 場 所 道北なよろ農業協同組合 第 2 ・ 3 会議室
- 出 席 者 村上組合長・小川専務・中村常務
佐藤部長・仁木課長・清水
- 事 業 名 令和 7 年度 名寄演習場等周辺農業施設設置助成事業
レーザーレベラー
- 指 名 業 者 ・ ヤンマーアグリジャパン美深支店
・ ISEKI Japan 士別営業所
・ 北海道クボタ風連営業所
- 落 札 業 者 ヤンマーアグリジャパン美深支店
- 落 札 金 額 5,530,000 円 (税別) ～計画比 82.3%
- 事 業 計 画 6,720,000 円 (税別)

事業計画		入札結果	入札結果(自己資金)	
事業内容	自己資金	金額	金 額	計画比
レーザーレベラー 1 台 (防衛施設事業 補助2/3)	千円 2,240	千円 5,530	千円 1,843	千円 △ 397

- ◆ 実 施 日 令和 7 年 6 月 1 7 日 (火)
- 実 施 場 所 道北なよろ農業協同組合 第 2 ・ 3 会議室
- 出 席 者 村上組合長・小川専務・中村常務
佐藤部長・仁木課長・清水
- 事 業 名 令和 7 年度 名寄演習場等周辺農業施設設置助成事業
ブームスプレイヤ 1 台
- 指 名 業 者 ・ ヤンマーアグリジャパン美深支店
・ ISEKI Japan 士別営業所
・ 北海道クボタ風連営業所
- 落 札 業 者 ヤンマーアグリジャパン美深支店
- 落 札 金 額 4,630,000 円 (税別) ～計画比 77.9%
- 事 業 計 画 5,940,000 円 (税別)

事業計画		入札結果	入札結果(自己資金)	
事業内容	自己資金	金額	金 額	計画比
ブームスプレイヤ1台 (防衛施設事業 補助2/3)	千円 2,240	千円 4,630	千円 1,543	千円 △ 697

農協名	道北なよろ農業協同組合
取りまとめ部署名	金融共済部

JAバンク基本方針に基づく「経営管理資料」のうち農林中金が定める事項(事業年度末を基準日とする事項)(理事会報告様式)
(農林中央金庫(JAバンク中央本部)が定める事項)

理事会報告(予定)日	令和7年7月30日
------------	-----------

1. 経営管理資料の作成内容 (1) 基準日 : 令和7年1月31日 (2) 事業対象期間 : 令和6年2月1日 ~ 令和7年1月31日 (3) 作成内容 : 別添のとおり 1. 組合の概況 2. 法令等の遵守状況・指導基準等への該当状況 3. 資産自己査定結果総括表 4. 貸出金等信用供与の状況ほか 5. 余裕金運用の状況と仕組商品保有額ほか 6. 単体自己資本比率の状況ほか 7. 貸借対照表(単体)、損益計算書(単体) 8. 部門別損益の状況 9. 連結財務諸表 10. 固定資産の状況 様式1 様式2-1~2 様式4 様式5-1-1・5-3~5-4 様式6-2~5 様式7-1・7-2-1~2 様式8-1~2 様式9 様式10-1~2 様式10-3 (注)欠番となっている様式は、過去の様式改廃によるもの。	2. 監事意見書 (1) 経営管理資料の内容点検日 令和7年6月18日 (2) 監事意見 令和6年度のJAバンク基本方針に基づく経営状況に関する事項の報告について、監査した結果適正と認めます。 今後とも役職員一体となり、より一層の健全化に努めていただくことを望みます。 代表監事氏名 : 五十嵐 真吾 (3) 監事会報告(予定)日 令和7年6月21日
--	---

1. 組合の概況

当事業年度 自 2024年 2月 至 2025年 1月

(1) 組合員数

当年度						前年度						【単位:人、団体、戸】	
正組合員		准組合員		合 計		正組合員		准組合員		合 計			
個人	団体	個人	団体	個人	団体	個人	団体	個人	団体	個人	団体		
a	b	c	d	e=a+c	f=b+d	a	b	c	d	e=a+c	f=b+d		
725	35	1,290	102	2,015	137	731	32	1,331	102	2,062	134		

(2) 役員数

									【単位:人】
経営管理 委員	常勤理事	非常勤理事	常勤監事		非常勤監事		合 計		
				うち員外		うち員外		うち員外	
0	3	11	1	1	3	0	18	1	

(3) 職員数、店舗・施設数

a 職員・店舗数

		当年度					前年度					【単位:箇所、人】	
		本支所等設置数				職員配置 人員数	本支所等設置数				職員配置 人員数		
		うち信用事業 (貯金受払い等) を行う箇所数*	うち信用事業 担当職員数 4名未満箇所数*	うち内国為替を取り扱 う箇所数*	うち信用事業 (貯金受払い等) を行う箇所数*		うち信用事業 担当職員数 4名未満箇所数*	うち内国為替を取 り扱う箇所数*					
本 (本 店 所)	1	1	0	1	66	1	1	0	1	63			
支 (支 店 所)	2	2	0	2	24	2	2	0	2	46			
出張所	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0			
その 業 他 所	1	0	0	0	22	1	0	0	0	1			
合 計	4	3	0	3	112	4	3	0	3	110			

* 信用事業取扱店舗を含む(内国為替を取り扱う店舗は信用事業店舗に含める)。
なお、「信用事業担当職員数4名未満箇所数」の欄には、「効率化店舗およびライフライン的な役割を果たす店舗の場合」は記入しない。

b 職員の担当業務別人員数

													【単位:人】
		参 事	信 用	共 済	購 買	販 売	指 導	そ の 他 事 業	管 理	内 部 監 査			合 計
											うち専従者		
当 年 度	職 員	1	17	10	33	30	11	0	8	2	2	112	
	臨時パート		2	0	11	1	0	0	0	0		14	
前 年 度	職 員	1	17	9	33	24	16	0	8	2	2	110	
	臨時パート		2	0	11	1	0	0	0	0		14	

(注1)職員の定義:組合と雇用契約を結んでいる者(正職員に準ずる身分または労働条件で、概ね1年以上継続して雇用されている常備者を含む。臨時的・季節的雇用者は除く)。
1人が複数の業務に従事している場合は、従事した業務の割合に応じて按分し、整数値で記入する。

(注2)臨時パート(上記「職員」の外書で記載):1年間の移動時間を1,800時間とみて換算した人数を整数(単位未満は四捨五入)で記入する。

o 共同利用施設・購買店舗の設置数

【単位:箇所】			
	当年度	前年度	
共同利用施設数	12	12	(注)農業協同組合一斉調査票における、<事業関係>該当欄の合計の数字と一致する。
購買店舗数	0	0	(注)農業協同組合一斉調査票における、<事業関係>該当欄の店舗数の数字と一致する。

(9) 事業実績

a 信用事業関連

【単位:千円】		
	当年度	前年度
貯 金 当期末残高	31,774,007	30,602,299
うち要求払 貯 金	15,437,330	14,608,148
うち定期性 貯 金	16,336,677	15,994,151

b 共済事業関連

【単位:百万円(表示単位に留意)】			
	当年度	前年度	
長期共済保有高当期末保有高	59,751	61,382	
うち長期共済保有高新契約高	3,586	3,236	
短期共済新契約高掛金	273	259	
短期共済新契約高共済付加収入	61	59	

c 購買事業関連

	当年度			前年度		
	受託購買品 当期取扱高	買取購買品 当期供給高	合計	受託購買品 当期取扱高	買取購買品 当期供給高	合計
買品供給 取扱高	0	5,239,597	5,239,597	0	3,357,576	3,357,576
生産資材	0	5,239,597	5,239,597	0	3,357,576	3,357,576
生活物資	0	0	0	0	0	0

農協名	3244	道北なよろ農業協同組合
(基準日) 2025年1月	(作成日) 2025年04月14日	(作成部署)
		金融共済部 金融課

(4) 財務状況(B/S概要)

当年度			前年度			【単位:百万円(表示単位に留意)】	
						当年度	前年度
現預金	25,436	24,853	貯金	31,774	30,602		
	うち系統預金	25,219	24,592	借入金	124	141	
	有価証券	0	0	その他	93	139	
貸出金	6,568	5,949	信用事業負債	31,991	30,882		
その他	192	205	共済事業負債	108	88		
貸倒引当金(▲)	▲14	▲35	経済事業負債	1,660	1,563		
信用事業資産	32,182	30,973	その他負債	826	835		
共済事業資産	0	0	負債合計	34,586	33,368		
経済事業資産	1,149	1,136	組合員資本	3,328	3,219		
固定資産	1,835	1,826	出資金	1,221	1,206		
その他	2,747	2,653	利益剰余金	2,137	2,040		
繰延税金資産	34	30	評価・換算差額等	0	0		
資産合計	37,913	36,587	資本合計	3,328	3,219		

(5) 収益動向(P/L概要)

			【単位:百万円(表示単位に留意)】		
			当年度	前年度	
事業総利益	1,310	1,243	課税所得 (繰延欠損 金控除前)	152	51
事業管理費	1,136	1,114	税務上の 繰越欠損	0	0
事業利益	174	128			
経常利益	210	167			
税引後当期利益	163	130			
繰越損益	78	82			
有価証券含み損益	0	0			

(6) 自己資本比率の状況

【単位:%】		
	当年度	前年度
単体	19.71%	19.53%
連結	19.49%	19.26%

(7) 直近検査・監査の状況

直近検査	2025 年	2 月	【単位：%】	
会計監査人 注	みのり監査法人		当年度	前年度
監査意見	無限定適正		単体	
			連結	

注、監査代替的調査の場合、監査代替的調査と入力する。

注、直近の検査：監査等の指摘により自己資本比率の修正

(8) 余裕金運用の体制

			当年度	前年度
特定農業協同組合に該当するか。	該当しない	該当しない		
グループ区分の状況	グループ1	グループ1		

d 販売事業関連

【単位:千円】						
	当年度			前年度		
	受託販売品取扱実績(当期取扱高)	買取販売品取扱 実績(当期販売高)	合計	受託販売品取扱実績(当期取扱高)	買取販売品取扱 実績(当期販売高)	合計
販売品販売・取扱高	11,527,037	262,414	3,984	11,531,021	10,138,397	234,651
	うち手数料				234,651	2,992
うち米	4,937,516	130,503	0	4,937,516	4,666,393	110,484
うち野菜・果実	4,123,591	99,598	0	4,123,591	3,149,205	93,737
うち畜産物	2,465,930	32,313	0	2,465,930	2,322,799	30,430

農協名	3244	道北なよろ農業協同組合		
(基準日)	2025年1月	(作成日)	2025年04月14日	(作成部署)
		金融共済部 金融課		

2-1. 法令等の遵守状況への該当状況

1 法令等の遵守状況

		(注) 算式に使用されている丸囲みの数字は様式8-1 (B/S) の各項目の数字と一致する。					【単位: 千円、%】		
		根拠規定等	基準値＝A	基準値の算式等	実績値＝B	実績値の算式	判定条件	判定内容	
1-1.	単体自己資本比率	JAバンク基本方針	8%	－(告示)	19.71%	様式7-1より	A≦B		不足額(注1):
1-2.	同	＊ ＊ 余裕金運用自主ルール	10%	－(告示)	19.71%	同上	A≦B	対象外	不足額(注1):
1-3.	連結自己資本比率	JAバンク基本方針	8%	－(告示)	19.49%	様式10-2より	A≦B		不足額(注1):
2.	最低出資金	農協法第10条の3	100百万円		1,220,684	⑤(末残)	A≦B		不足額:
3.	自己資本(固定資産＋外部出資)	施行令第29条の1	1,435,638	②-s-d)+(r-r-j-k-l-m-n)-(⑥+⑦+⑧)	3,265,750	④注20)+(注21)+(注22)	A≦B		不足額:
4.	他部門運用	施行令第30条の1	3,270,637	様式7-1より (注2)	▲1,315,646	様式8-1より (注3)	A≧B		超過額:
5.	支払準備預金	施行令第31条	6,354,801	③+④) × 0.2	25,229,100	e+f+①-g(末残)	A≦B		不足額:
6-1.	員外貸付総額(一般農協)	農協法第10条第17項、施行令第2条、農協法第10条第22項(みなし組合員の規定)	1,609,824	(注4) × 0.25 (平残)	95,195	(注5) (平残)	A≧B		超過額:
6-2.	員外貸付総額(指定農協)	農協法第10条第18項、施行令第3条、農協法第10条第22項(みなし組合員の規定)		(注6) × 0.15 (平残) (統合県JAおよび1県1JAは0.20)		(注6) (平残)	A≧B		超過額:
6-3.	員外貯金の額	農協法第10条第17-22項、施行令第2条の1	6,564,973	(注7) × 0.25 (平残)	4,779,662	(注8) (平残)	A≧B		超過額:
7	信用供与限度	農協法第11条の8第1項	817,659	(注2) × 0.25	245,700	最高額(注9)(末残)	A≧B		超過額:
						最高額(注10)(末残)			
8.	余裕金運用限度	余裕金運用規程		(注11) × 0.15 (直近6ヶ月の平残)		(注12)(末残)	A≧B		超過額:
9.	株式保有限度	＊ ＊ ＊ 同上		(注11) × 0.015 (直近6ヶ月の平残) グループ3JAは0.03		(注13)(末残)	A≧B		超過額:
10.	投資証券保有限度	＊ ＊ ＊ 同上		(注11) × 0.015 (直近6ヶ月の平残) グループ3JAは0.03		(注14)(末残)	A≧B		超過額:
11.	外貨建商品	＊ ＊ 同上		(注11) × 0.04 (直近6ヶ月の平残)		(注15)(末残)	A≧B		超過額:
12.	投信(リスクの高い投信)	＊ ＊ ＊ 同上		(注11) × 0.015 (直近6ヶ月の平残)		(注16)(末残)	A≧B		超過額:
13.	金銭の信託	＊ ＊ ＊ 同上		(注11) × 0.015 (直近6ヶ月の平残)		(注17)(末残)	A≧B		超過額:
14.	1発行体当たり保有限度	金融機関以外 同上	327,064	(注2) × 0.10		最高額(注23)(末残)	A≧B		超過額:
		金融機関 同上	817,659	(注2) × 0.25	5,157	最高額(注23)(末残)	A≧B		超過額:
15.	単体自己資本比率	＊ ＊ ＊ 余裕金運用自主ルール	12%	－(告示)	19.71%	様式7-1より	A≦B	対象外	不足額(注1):
16.	外貨建商品・非居住者発行円建債券	＊ ＊ ＊ 同上		(注11) × 0.04 (直近6ヶ月の平残)		(注24)(末残)	A≧B		超過額:

- (注1) 自己資本比率の基準値を達成するのに不足する額を自動計算 (注2) 様式7-1の自己資本の額(ハ)
- (注3) 信用事業負債計－(貸倒引当金控除前信用事業資産計＋信連・金庫・基金協会への出資金) ※算式に使用されている①、②等は様式8-1(B/S)の各項目の数字と一致する。
- (注4) 組合員貸出額・みなし組合員(組合員と同一世帯に属する者・非営利法人(地方公共団体を除く))の貯金担保貸出 ※判定条件に合致しない場合は基準に該当する(○印にて自動表示)。
- (注5) 貸出金残高－組合員(組合員みなしを含む)(注4参照)－地方公共団体－地方公社等－金融機関

- (注6) 貯金・定期積金＋譲渡性貯金
- (注7) 組合員貯金・定期積金＋みなし組合員(組合員と同一世帯に属する者および非営利法人)の貯金・定期積金※非営利法人には地公体を含む
- (注8) 貯金・定期積金残高－組合員(組合員みなしを含む)貯金・定期積金(注7参照)
- (注9) 全与信先のうち信用供与等の額(与信額から適用除外および控除される額を差し引いた金額、以下同様)が最も大きい先の金額
ただし、「同一人に対する信用の与信等に係る経過措置の届出書」による届出を行っている与信先等を除く
- (注10) 「同一人に対する信用の供与等に係る経過措置の届出書」による届出を行っている与信先および農協法第11条の8第1項ただし書きの規定による行政庁の承認を受けている与信先のうち信用供与等の額が最も大きい先の金額
- (注11) 貯金・定期積金＋譲渡性貯金 (注12) 特別法人債＋買入金銭債権＋金銭の信託＋短期社債＋社債＋外国証券＋株式＋投資証券＋受益証券
- (注13) 株式 (注14) 投資証券(不動産投資信託)・新投資口予約権証券
- (注15) 予約無の外貨預金＋外貨建証券＋外貨建買入金銭信託(外貨建CD・CP等)
- (注16) 公社債投信以外の投信(公社債投信のうち運用対象が外貨のもの、非居住者のものを含む)
- (注17) 金銭の信託 (注18) 様式8-2の「有価証券等(計)平均残高①合計」の欄と一致
- (注19) 農協法施行規則第201条にいう借入金
- (注20) 様式7-1の普通出資又は非累積的永久優先出資に係る組合員資本又は会員資本の額
- (注21) 様式7-1の適格旧資本調達手段のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額
- (注22) 様式7-1の公的機関による資本の増強を通じて発行された資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額
- (注23) 余裕金運用規定例第4条③に規定する1発行体当たり保有額のうちの最高額
- (注24) 予約無の外貨預金＋外貨建証券＋外貨建買入金銭信託(外貨建CD・CP等)＋非居住者の発行する外貨建債券＋非居住者の発行する円建債券
- ＊ ＊ グループ2組合のみ
- ＊ ＊ ＊ グループ3組合のみ

(参考1)(様式2-1、2-2共通)

		【単位: 千円】		
		今回	前回	増減
貯金残高(平均残高)	a	31,025,516	30,168,247	857,269
貸出金残高(平均残高)(貸付留保金含む)	b	6,537,856	6,078,877	458,979
有価証券残高(平均残高)	(注18) c	0	0	0
借入金残高(固定資産の取得・拡充のための借入金)	(注19) d	381,917	424,249	▲42,332
預け金残高(うち、系統)	e	25,219,363	24,591,657	627,706
同 (うち、銀行・信金・労金・信組)	f	9,737	13,597	▲3,860
同 (うち、貯金担保借入金相当額)	g	0	0	0
信用事業運用資産等	h	32,484,320	31,324,107	1,160,213
うち信用事業資産計		32,182,164	30,972,586	1,209,578
うち信用事業以外の信用供与額(購買未収金等)		302,156	351,521	▲49,365
外部出資	i	1,698,210	1,649,280	48,930
うち信用農業協同組合連合会	j	1,036,160	987,580	48,580
うち農業協同組合連合会(信連・中央会・全共連除く)	k	243,905	243,905	0
うち農林中央金庫	l	9,000	9,000	0
うち農業信用基金協会	m	65,970	65,620	350
うち全国共済農業協同組合連合会	n	245,700	245,700	0
先後ローン・劣後債		0	0	0
うち信用農業協同組合連合会	o	0	0	0
うち農林中央金庫	p	0	0	0
うち全国共済農業協同組合連合会(特別目的会社を活用した証券化スキーム等によるものを含む)	q	0		
農協法施行規則第201条第3項に定める額 ・有価証券評価差額金の額(様式8-1の①)(1)その他の有価証券評価差額金)ではなく、「時価のある外部出資に係るものであって、その額が零以上である場合に限る」 ・組合が行うその子会社に対する外部出資の額(直前の三事業年度のうちのいずれかの事業年度において当期純利益が生じている、かつ主たる事業が農協法第10条第1項第6号の事業又は農業の経営委託を受けて行うものを含む)であるものに限る	r	0	0	0
資産除去債務相当資産	s	0	0	0

(参考2) その他諸比率

		当年度	前年度	増減	
貸出等信用供与	貯貸率(平均残高)	b/a	21.07%	20.14%	0.93%
金融再生法開示債権ベースの不良債権比率	様式5-1-1より	2.7%	0.8%	1.95%	
	破綻懸念先Ⅲ分類の引当率	同上	100.12%	0.00%	100.12%
	実質破綻先以下Ⅲ・Ⅳ分類の引当率	同上	100.00%	99.99%	0.01%
	貯証率(平均残高)	c/a	0.00%	0.00%	0.00%
預け金比率	B/Sより	100.08%	99.80%	0.28%	
	系統預け金比率	同上	100.05%	99.74%	0.31%
ROA(全事業)	B/S、P/Lより	0.45%	0.35%	0.10%	
	ROA(信用事業)	B/S、様式9より	0.13%	0.07%	0.06%
事業管理費比率(JA全体)	P/Lより	86.73%	89.66%	▲2.93%	
	事業管理費比率(信用事業)	様式9より	79.43%	87.74%	▲8.31%
労働生産性(JA全体)	P/L、様式1より	11,293	10,899	394	
	人件費比率(JA全体)	P/Lより	72.17%	71.92%	0.25%
信用事業店舗1店舗当り貯金量	B/S、様式1より	10,591,335	10,200,766	390,569	
	信用事業店舗1店舗当り信用事業収益	P/L、様式1より	82.77%	78.363	4.415

農協名	3244	道北なよろ農業協同組合	
(基準日) 2025年1月		(作成日) 2025年04月14日	(作成部署) 金融共済部 金融課

2-2. 指導基準等への該当状況
(1) 指導基準等への該当状況

				【単位: 千円、%】			
		基準値		実績値		基準該当状況	
				当年度	前年度	当年度	前年度
レベル格付・ 要改善JA (注1)	①自己資本比率(単体)	様式7-1より	8%	未滿	19.71%	19.53%	
	②自己資本比率(連結)	様式10-2より	8%	未滿	19.49%	19.26%	
	③ストレステスト後単体自己資本比率	下表(2)-bより	8%	未滿	17.73%	17.48%	
要改善JA (注1)	④ストレステスト後単体自己資本比率	下表(2)-bより	10%	未滿	17.73%	17.48%	
	⑤事業利益(当年度赤字)	様式8-2より	0	未滿	173,725	128,406	
	⑥小規模JA(出資金+内部留保)		10億円	未滿	3,295,844	3,180,810	
会計関連資料	⑦分類債権比率対信用供与	様式5-1-1より	20%	以上	1.01%	1.00%	
	⑧貯資産	様式8-1より	70%	以上	20.29%	18.99%	
	⑨特定業種(ゴルフ場、土地区画整理組合、第三セクター、地方公社)与信額対自己資本額	様式5-3、7-1より	30%	以上	0.00%	0.00%	
	⑩大口与信先残高シェア	様式5-4より	50%	以上	16.64%	12.25%	
	⑪非保全額(大口与信先のうち要管理先以下)考慮後自己資本比率	様式2-2より	8%	未滿	19.71%	19.53%	
	⑫貯証率(未残)	様式8-2、8-1より	15%	以上	0.00%	0.00%	
	⑬事業利益赤字	(注2)	0	未滿	173,725	128,406	
	⑭他部門運用等	様式8-1より	-	-			
	⑮EVEの最大値/自己資本の額	様式6-5より	20%	超	1.895%	0.474%	
金利リスク量							

(注1) ①～③は資産精査実施基準にも該当。(注2) 減損会計上の組合全体の「営業活動により生じる損益」に特定の受取出資配当金を含めている場合は、この額を入力する。

(2) ストレステスト後自己資本比率

a 推定毀損額

							【単位:千円】			
不良債権	債務者区分 下方遷移	要注意先債権額	293,349	棚卸資産 毀損	Ⅱ分類債権 100%毀損額	Ⅱ分類100%毀損額(▲)	0			
		要注意先非保全額	80,617		固定資産 減損	赤字のグループ資産 (償却資産)	赤字グループ資産の償却資産 × 50%(▲)(a)	▲84		
		要注意先非保全額 × 5%(▲)	▲4,031			赤字のグループ資産の 土地の簿価と 時価の差額等	赤字グループ資産の土地減損 リスク分子適用分(▲)(b)	0		
		破綻懸念先 Ⅲ分類額	782			赤字グループ資産の土地減損 リスク分母適用分(▲)(c)	0			
		破綻懸念先 個別引当額	783			(a)+(b)/(▲)(分子)	▲84			
		Ⅲ分類100%引当不足 額(▲)(注1)	0			(a)+(c)/(▲)(分母)	▲84			
	破綻・実質 破綻先Ⅱ分類 90%毀損額	破綻先Ⅱ分類額(a)	0	繰延税金 資産の資 本算入額	繰延税金 資産 計上不能額	繰延税金資産(a)	33,858			
		実質破綻先 Ⅱ分類額(b)	7,944			課税所得 × 5年(b)	758,420			
		Ⅱ分類計(a)+(b)	7,944			税務上の繰欠額(▲)(c)	0			
		Ⅱ分類90%毀損額 (▲)	▲7,150			((b)+(c)) × 31%(d)(注5)	235,110			
		破綻懸念先 Ⅱ分類額	32,394			繰延税金資産のうち自己資本 不算入額(e)	0			
		破綻懸念先Ⅱ分類 額10%毀損額	▲3,239			繰延税金資産 計上不能額(▲)(注4)	0			
	合計(▲)		▲14,420	繰越欠損のある子会社等向け(▲)(a) (未引当出資金全額)				0		
	市場 リスク	その他有価証券の評価差額金(a)		0	繰越欠損がありかつ経常利益赤字の子会社等向け (▲)(b) (未引当出資金全額・貸出等債権全額)				▲1,000	
		その他有価証券 価値 下落額(注3)	金利1%変動 (100BPV)(▲)(b)	0	子会社等 向け資産	債務超過の子会社等向け (未引当出資金・ 債権全額および賃貸 不動産の減損額)			▲382,783	
			株価10%下落(▲)(c)	0		未引当出資金全額・貸出等債権 全額・賃貸不動産の減損 分母(▲)(d)			▲382,783	
			(b)+(c)(▲)			0	リスク分子適用分(a)+(b)+(c)(▲)			▲383,783
			((b)+(c)) × (1-31%)+(a)(▲) (注2)			0	リスク分母適用分(a)+(b)+(d)(▲)			▲383,783

(注1) 破綻懸念先Ⅲ分類額より破綻懸念先個別引当額が大きい場合は、破綻懸念先Ⅲ分類100%引当不足額(▲)は0となる。
(注2) 計算結果が0以上の場合は0となる。
(注3) 行政庁オンラインモニタリングより転記する場合、入力単位を『百万円』から『千円』に変更する必要がある。
(注4) (a-d)が正の場合のみ▲(a-d-e)。左記以外は、0となる。
(注5) ((b)+(c))が正の場合のみ、((b)+(c)) × 31%。左記以外は、0となる。

(保存期間: 10年)

○信連・農林中金向け劣後ローンについて

		【単位: 千円】	
(a)劣後ローン元金			0
(b)劣後ローン未収利息			0
うち、劣後ローンを分類債権(Ⅱ、Ⅲ、Ⅳ)としている額	(c)劣後ローン元金		0
	(d)劣後ローン未収利息		0

(注) 上記(a)～(d)は、県中・信連(統合県・IJA県は県中支店より指示があった場合のみ入力する)。

○他部門運用基準の内訳について

		基準値		実績値	該当
(1)(他部門運用額+外部借入額)/自己資本額		100%	超	▲28.54%	
(2)(他部門運用額+外部借入額)/自己資本額		50%	超	▲28.54%	
①他部門運用額+外部借入額が前期比増加		30%	以上	22.41%	
②他部門運用額+外部借入額が2期連続増加		10%	以上		
③経済事業CF(直近3期平均)		0千円	未滿	262,081	
④(他部門運用額+外部借入額)/経済事業CF		10倍	超	▲3.563	

(注) 経済事業とは、信用・共済以外の事業とする

(3) 自己資本比率(非保全債権(大口与信先のうち要管理先以下)考慮後)

		【単位: 千円、%】		
		当年度	前年度	増減
大口与信先非保全額計	様式5-4より	0	0	0
自己資本の額(非保全債権考慮後)		3,270,637	3,176,487	94,150
リスク・アセット額等(非保全債権考慮後)		16,592,451	16,257,992	334,459
自己資本比率(非保全債権考慮後)		19.71%	19.53%	0.18%

b ストレステスト後自己資本比率

		【単位: 千円、%】	
自己資本の額(毀損額)(▲)		▲398,287	
リスクアセット等計(毀損額)(▲)		▲398,287	
ストレステスト後自己資本の額 (毀損額考慮後)		2,872,350	
ストレステスト後リスクアセット 額等(毀損額考慮後)		16,194,164	
ストレステスト後自己資本比率 (毀損額考慮後)※1		17.73%	
8%過不足額※2		1,576,817	

※2不足額はマイナス表示。余力の場合については、単純に「ストレステスト後自己資本の額(毀損額考慮後)」から「ストレステスト後リスクアセット額等(毀損額考慮後)」の8%を減じた残額をプラス表示。

農協名 3244		道北なよろ農業協同組合	
(基準日) 2025年1月	(作成日) 2025年04月14日	(作成部署) 金融共済部 金融課	

4. 資産自己査定結果総括表

(1) 資産自己査定結果総括表 【単位:千円】

		分 類 結 果 (注1)					引 当		部 分 直 接 償 却 累 計 額 (注2)	直接償却当期実施額 及 当期減損損失額 (注3)	部 分 直 接 償 却 当 期 実 施 額 (注4)
		非 分 類	分 類 債 権				一般貸倒引当等	個別貸倒引当等			
			Ⅱ 分 類	Ⅲ 分 類	Ⅳ 分 類	合 計					
査 定 結 果	貸 出 金 等 (J A 全 体)	8,191,491	84,150	2,838	6,810	93,798	4,887	9,649	0	0	0
	有 価 証 券	0				0					
	棚 卸 資 産	337,936				0					
	固 定 資 産	1,760,875	62,233		12,018	74,251					
	外 部 出 資	1,648,275	49,935		2,000	51,935		2,000			
	そ の 他 の 資 産	112,913				0					
	合 計	12,051,490	196,318	2,838	20,828	219,984	4,887	11,649	0	0	0

- (注1) 部分直接償却・直接償却・減損会計実施後の計数を記入する。
- (注2) 部分直接償却実施額の累計額(各年度に実施した部分直接償却の額から、その後の年度で回収や直接償却となった金額を控除した金額)を記入する。
- (注3) 直接償却当期実施額については、当年度中に実施した貸出金等の直接償却について、帳簿価額(引当前)の合計額を記入する。(部分直接償却を含まない。過年度に実施した分を除く。)
- 破綻懸念先の未収利息を不計上とした場合、当該金は含めない。
- (注4) 当年度の決算で実施した部分直接償却について、帳簿価額(引当前)の合計額を記入する。(直接償却を含まない。過年度に実施した分を除く。)
- ※ 貸出金等の各項目の数字は、様式5-1-1より引用。

(参考) 上記固定資産・その他の資産のうち遊休資産を記入する。 【単位:千円】

	分 類 結 果 (注1)					引 当		部 分 直 接 償 却 果 計 額	直接償却当期実施額 及 当期減損損失額 (注3)	部 分 直 接 償 却 当 期 実 施 額
	非 分 類	分 類 債 権				一般貸倒引当等	個別貸倒引当等			
		Ⅱ 分 類	Ⅲ 分 類	Ⅳ 分 類 (注7)	合 計					
固 定 資 産 (注 5)					0					
そ の 他 の 資 産 (注 6)					0					

- (注5) B/S上の固定資産(様式8-1の②)の中で、遊休資産となっているものを記入する。
- (注6) 上記(注5)以外の資産(例: 其他信用事業資産の「其他資産」に含まれる固定資産、販売用不動産 等)の中で、遊休資産となっているものを記入する。
- (注7) 減損損失として過年度に処理済でB/Sから控除されているものは記入しない。

農協名	3244	道北なよろ農業協同組合	
(基準日) 2025年1月	(作成日)	2025年04月14日	(作成部署)
		金融共済部	金融課

5-1-1. 貸出等信用供与の状況

(1)貸出金等査定結果一覧表(JA全体)

【単位:千円】

債 務 者 区 分	名 寄 せ 後 債 権 現 在 残 高		分 類 結 果 (注1)					担 保 保 証 金 額					引 当		部分直接償却 累 計 額	直 接 償 却 当 期 実 施 額	部分直接償却 当 期 実 施 額	債 権 売 却 当 期 実 施 額
	債 務 者 数	債 権 現 在 額 (注1)	非 分 類	分 類 債 権				優良担保	優良保証	一般担保	一般保証	保 全 な し	一般貸倒引当	個別貸倒引当				
				Ⅱ 分 類	Ⅲ 分 類	Ⅳ 分 類	合 計											
地 方 公 共 団 体	6	8,265	8,265															
正 常 先	1,363	7,795,510	7,795,510											3,664				
要 注 意 先	12	293,349	249,537	43,812			43,812	63,019	138,996	0	9,494	0	81,840	1,223				
(うち要管理先)	0	0	0	0			0	0	0	0	0	0	0	0				
破 綻 懸 念 先	4	134,610	101,434	32,394	782		33,176	26,355	75,062	0	32,393	0	800		783			
実 質 破 綻 先	2	53,555	36,745	7,944	2,056	6,810	16,810	11,647	25,098	0	7,944	0	8,866		8,866			
破 綻 先	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		0			
合 計 (☆)	1,387	8,285,289	8,191,491	84,150	2,838	6,810	93,798	101,021	239,156	0	49,831	0	91,506	4,887	9,649	0	0	0

(注1) 部分直接償却・直接償却実施後の計数を記入する。
(注2) 部分直接償却実施額の累計額(各年度に実施した部分直接償却の額から、その後の年度で回収や直接償却となった金額を控除した金額)を記入する。
(注3) 当年度中に実施した貸出金等の直接償却について、帳簿価額(引当前)の合計額を償却実施段階における債務者区分ごとに記入する(部分直接償却を含まない。過年度に実施した分を除く)。破綻懸念先の未収利息を不計上とした場合、当該金額は含めない。
(注4) 当年度の決算で実施した貸出金等の部分直接償却について、帳簿価額(引当前)の合計額を償却実施段階における債務者区分ごとに記入する(直接償却を含まない。過年度に実施した分を除く)。
(注5) 当年度中に実施した債権売却額(売却時点での債権簿価額)を、債権売却実施段階における債務者区分ごとに記入する。

↑ (注7)

(2)貸倒引当金当年度純繰入額

【単位:千円】

	金 額
一般貸倒引当金	▲17,631
個別貸倒引当金	▲5,310

(注7)直接償却当期実施額の内訳

【単位:千円】

	当年度	前年度
直接償却額(個別貸倒引当金の目的使用による当期減少額を除く)	0	0
個別貸倒引当金の目的使用による当期減少額	0	0

直接償却額(個別貸倒引当金の目的使用による当期減少額を除く)は、直接償却当期実施額と個別貸倒引当金の目的使用による当期減少額との差額を入力
個別貸倒引当金の目的使用による当期減少額は業務報告書 第6-1-(4)引当金等の個別貸倒引当金の目的使用の額を入力

(3)金融再生法開示債権ベースの不良債権

【単位:千円、%】

金融再生法開示債権ベースの不良債権(注6)	金 額
破産更生債権およびこれらに準ずる債権 (A)	52,591
危 険 債 権 (B)	129,161
要 管 理 債 権 (C)	0
合 計 (D) = (A) + (B) + (C)	181,752
正 常 債 権 (E)	6,441,760
合 計 (F) = (D) + (E)	6,623,512
金融再生法開示債権ベースの不良債権比率 ②	2.7%

(注6) 金融再生法開示債権ベースの不良債権

●地公体からの信用補完

【単位:千円】

	地公体保証	地公体損失補償	計
正常先			0
要注意先		0	0
(うち要管理先)		0	0
破綻懸念先		0	0
実質破綻先		0	0
破綻先		0	0
総計	0	0	0

地公体向け与信および
地公体からの信用補完合計

8,265

農協名	3244	道北なよろ農業協同組合			
(基準日) 2025年1月	(作成日)	2025年04月14日	(作成部署)	金融共済部 金融課	

5－3. 員外利用状況と業種別貸出残高等

(1)員外利用状況(貸出金残高)【単位:百万円、% (入力単位に留意)】

		2025 年 1 月末		2024 年 1 月末		増 減	
		残 高	構 成 比	残 高	構 成 比	残 高	増 減 率
組 合 員	組合員(組合員みなしを除く)	6,465	98.45%	5,856	98.45%	609	10.40%
	同一世帯に属する者の貯金担保貸出	1	0.02%	0	0.00%	1	
	非営利法人(地方公共団体を除く)の貯金担保貸出	0	0.00%	0	0.00%	0	
員 外	地方公共団体	0	0.00%	0	0.00%	0	
	地方公社等	0	0.00%	0	0.00%	0	
	金融機関	0	0.00%	0	0.00%	0	
	その他	101	1.54%	92	1.55%	9	9.78%
合 計		6,567	100.00%	5,948	100.00%	619	10.41%

(2)業種別貸出金残高【単位:百万円、% (表示単位に留意)】

業 種	2025 年 1 月末		2024 年 1 月末		増 減	
	残 高	構 成 比	残 高	構 成 比	残 高	増減率
農 業 ・ 林 業	5,043	76.79%	4,498	75.62%	545	12.12%
漁 業	0	0.00%	0	0.00%	0	
製 造 業	0	0.00%	0	0.00%	0	
鉱業・採石業・砂利採取業	0	0.00%	0	0.00%	0	
建 設 業	1	0.02%	1	0.02%	0	0.00%
電気・ガス・熱供給・水道業	1	0.02%	1	0.02%	0	0.00%
情 報 通 信 業	0	0.00%	0	0.00%	0	
運 輸 業 ・ 郵 便 業	23	0.35%	25	0.42%	▲2	▲8.00%
卸 売 業 ・ 小 売 業	18	0.27%	1	0.02%	17	1,700.00%
金 融 業 ・ 保 険 業	0	0.00%	0	0.00%	0	
不 動 産 業	14	0.21%	16	0.27%	▲2	▲12.50%
サ ー ビ ス 業	150	2.28%	1,406	23.64%	▲1,256	▲89.33%
地方公共団体	0	0.00%	0	0.00%	0	
そ の 他	1,317	20.05%	0	0.00%	1,317	
小計	6,567		5,948		619	10.41%
個 人 計	0		0		0	
合 計	6,567		5,948		619	10.41%

※行政庁ウェブサイトモニタリング報告様式<業種別貸出金残高等報告書(別紙様式10-5)>の貼付により自動計算される。

※決算日は、対象となる事業年度の決算日およびその前事業年度の決算日を基準日として記入する。

※縦計が合うように入力する。なお、入力は百万円単位未満を切り捨てとし、「その他」欄で調整を行う。

※左記貸出金のうち以下の業種に該当するものを記入する。

(保全額および個別貸倒引当金残高の合計は貸出金残高を上限とし、「引当金」→「優良担保・保証」→「一般担保・保証」の順に入力する。)

【単位:千円 (表示単位に留意)】

	残 高 a	保 全 状 況				個別貸倒引当金 残高 d (プラス入力)	a - (b+c+d)
		優良担保 b	優良保証 c	一般担保	一般保証		
ゴルフ場							0
土地区画整理組合							0
第三セクター (*注1)							0
地方公社 (*注2)							0
合 計	0	0	0	0	0	0	0

(*注1):「第三セクター」とは、地方公共団体が出資または出えんを行っている法人。ただし、「地方公社」(注2参照)との残高重複を避けるため、地方三公社の残高を控除する。

(*注2):モニタリング上、「地方公社」は、土地開発公社、地方住宅供給公社、地方道路公社の地方三公社に限定する。

農協名	3244	遠北なよろ農業協同組合
（基準日）2025年1月	（作成日）2025年04月14日	（作成部署）金融共済部 金融課

5－4. 大口と優先の状況

- ・与優先上位20先(名寄せ後残高、地公体損失補償にてカバーされる額を含む。また、地公体、償還農業協同組合連合会・農林中央金庫への劣後ローンを除く。)
- ・与優先上位20先債権現在額合計が自己資本の額(適格旧資本調達手段のうち補完的項目に該当していたものを除く)の10%以上の与優先債権現在額合計より小さい場合は、上位21番目与優先～自己資本の額(適格旧資本調達手段のうち補完的項目に該当していたものを除く)の10%以上の与優先についても、期末債権現在額の大きい順書に記入する。

該当者数		20先				債権現在額合計			8,285,289	100.00%	①「与優先」：個人の場合、個人名を記入しない(与信の多い順に「個人1」「個人2」…と仮名を付す)。 ②「組合員区分」「業種区分」：名寄せした場合、主たる債務者の区分を選ぶ。 ③「地公体損失補償」：「2024年度末債権現在額」を上限とする。 ④「債権保全の種類・額」：入力に際しては、「改行」「(半角カンマ)」「(半角ダブルコーテーション)」「(半角波形)」を使用しない。(例)貯金担保500/土地建物1000等と記入する。 ⑤「組合役員への就任の有無」：与優先が法人であり、組合役員が当該法人の役員に就任している場合にも「有」とする。 ⑥「個別貸倒引当金残高」：債務者の債務者区分が管理先の場合、「当該債務者の区分別残高×当JAの管理先にかかる一般貸倒引当率」を入力する。 ⑦「保全(担保・保証)」については、「2024年度末債権現在額＝優良担保+優良保証+一般担保+一般保証+個別貸倒引当金残高」となるよう、優良担保・優良保証から優先的に割り付ける。 【単位：千円、％】									
						地公体損失補償控除後債権現在額合計			1,378,971	16.64%										
与 優 先 ①		組 合 員 区 分 ②	業 種 ②	主 な 資 金 使 途	2023 年 度 末 債 権 現 在 額	当 期 増 加 額	当 期 減 少 額 (プ ラ ス 入 力)	2024 年 度 末 債 権 現 在 額	シ ェ ア	自己査定債務者区分	保 全 状 況 (担 保 価 格 、 保 証 額) ⑦					個 別 貸 倒 引 当 金 残 高 ⑥	債 権 保 全 の 種 類 ・ 額 ④	組 合 役 員 へ の 就 任 の 有 無 ⑤	要 管 理 先 以 下 の 非 保 全 債 権 額	
合 計					1,089,962	309,498	20,489	1,378,971	16.64%		優 良 担 保	優 良 保 証	地公体損失補償③	一 般 担 保	一 般 保 証	0			0	
1	合同会社Sai' S Union	正組合員	農業・林業		68,923	49,178	0	118,101	1.43%	正常先	0	118,101	0	0	0	0	農信基118101	有		
2	株式会社 よねざわ農園	正組合員	農業・林業		76,362	21,997	0	98,359	1.19%	正常先	0	91,627	0	6,732	0	0	農信基91627/土地6732	無		
3	株式会社 人情ファーム	正組合員	農業・林業		84,666	12,741	0	97,407	1.18%	正常先	0	89,537	0	7,870	0	0	農信基89537/土地7870	無		
4	株式会社 田代	正組合員	農業・林業		45,756	36,868	0	82,624	1.00%	正常先	0	82,624	0	0	0	0	農信基82624	無		
5	個人A	正組合員	農業・林業		63,316	16,385	0	79,701	0.96%	破綻懸念先	23,439	49,260	0	7,002	0	0	共済23439/農信基49260/土地7002	無	0	
6	個人B	正組合員	農業・林業		77,503	0	2,516	74,987	0.91%	正常先	0	74,987	0	0	0	0	農信基74987	無		
7	個人C	正組合員	農業・林業		68,366	4,996	0	73,362	0.89%	正常先	2,952	65,981	0	4,429	0	0	共済2952/農信基65981/土地4429	無		
8	株式会社 ASNARO	正組合員	農業・林業		77,010	0	8,850	68,160	0.82%	正常先	0	55,546	0	12,614	0	0	農信基55546/土地12614	無		
9	個人D	正組合員	農業・林業		55,904	8,232	0	64,136	0.77%	正常先	0	64,136	0	0	0	0	農信基64136	無		
10	個人E	正組合員	農業・林業		56,287	6,488	0	62,775	0.76%	正常先	0	52,076	0	10,699	0	0	農信基52076/土地10699	無		
11	有)デリバリーフィードセンター名寄	正組合員	農業・林業		48,952	10,107	0	59,059	0.71%	正常先	0	59,059	0	0	0	0	農信基59059	無		
12	個人F	正組合員	農業・林業		65,525	0	6,485	59,040	0.71%	要注意先	0	48,960	0	10,080	0	0	農信基48960/土地10080	無		
13	個人G	正組合員	農業・林業		46,678	11,821	0	58,499	0.71%	正常先	0	58,499	0	0	0	0	農信基58499	無		
14	個人H	正組合員	農業・林業		48,213	9,081	0	57,294	0.69%	正常先	0	48,155	0	9,139	0	0	農信基48155/土地9139	無		
15	個人I	正組合員	農業・林業		41,997	14,558	0	56,555	0.68%	正常先	0	51,054	0	5,501	0	0	農信基51054/土地5501	無		
16	個人J	正組合員	農業・林業		14,313	41,098	0	55,411	0.67%	正常先	0	46,487	0	8,924	0	0	農信基46487/土地8924	無		
17	個人K	正組合員	農業・林業		12,850	41,625	0	54,475	0.66%	正常先	0	51,675	0	2,800	0	0	農信基51675/土地2800	無		
18	個人L	正組合員	農業・林業		39,416	14,290	0	53,706	0.65%	正常先	2,400	48,724	0	2,582	0	0	共済2400/農信基48724/土地2582	無		
19	個人M	正組合員	農業・林業		55,567	0	2,638	52,929	0.64%	正常先	0	50,521	0	2,408	0	0	農信基50521/土地2408	無		
20	個人N	正組合員	農業・林業		42,358	10,033	0	52,391	0.63%	正常先	0	50,324	0	2,067	0	0	農信基50324/土地2067	無		

農協名	3244	遠北なよろ農業協同組合
（基準日）2025年1月	（作成日）2025年04月14日	（作成部署）金融共済部 金融課

5-4. 大口と優先の状況

- ・与優先上位20先(名寄せ後残高、地公体損失補償にてカバーされる額を含む。また、地公体、信用農業協同組合連合会・農林中央金庫への劣後ローンを除く。)
- ・与優先上位20先債権現在額合計が自己資本の額(適格旧資本調達手段のうち補充的項目に該当していたものを除く)の10%以上の与優先債権現在額合計より小さい場合は、上位21番目与優先～自己資本の額(適格旧資本調達手段のうち補充的項目に該当していたものを除く)の10%以上の与優先についても、期末債権現在額の大きい順番に記入する。

該 当 者 数		20先			債権現在額合計			8,285,289	100.00%	①「与優先」：個人の場合、個人名を記入しない(与信の多い順に「個人1」「個人2」…と仮名を付す)。 ②「組合員区分」「業種区分」：名寄せした場合、主たる債務者の区分を選ぶ。 ③「地公体損失補償」：「2024年度末債権現在額」を上限とする。 ④「債権保全の種類・額」：入力に際しては、「改行」「(半角カンマ)」「(半角ダブルコーテーション)」「(半角波線)」を使用しない。(例)貯金担保500/土地建物1000等と記入する。 ⑤「組合役員への就任の有無」：与優先が法人であり、組合役員が当該法人の役員に就任している場合にも「有」とする。 ⑥「個別貸倒引当金残高」：債権者の債務者区分が安全管理先の場合、「当該債権者の⑧分残高×当JAの安全管理先にかかる一般貸倒引当率」を入力する。 ⑦「保全(担保・保証)」については、「2024年度末債権現在額×優良担保+優良保証-一般担保-一般保証-個別貸倒引当金残高」となるよう、優良担保・優良保証から優先的に割り付ける。【単位：千円、％】									
					地公体損失補償控除後債権現在額合計			1,378,971	16.64%										
与 優 先 ①		組合員区分 ②	業 種 ②	主 な 資 金 使 途	2023 年 度 末 債 権 現 在 額	当 期 増 加 額	当 期 減 少 額 (プ ラ ス 入 力)	2024 年 度 末 債 権 現 在 額	シ ェ ア	自己査定債務者区分	保 全 状 況 (担 保 価 格 、 保 証 額) ⑦					個別貸倒引当金 残 高 ⑥	債 権 保 全 の 種 類 ・ 額 ④	組 合 役 員 へ の 就 任 の 有 無 ⑤	要 管 理 先 以 下 非 保 全 債 権 額
合 計					1,089,962	309,498	20,489	1,378,971	16.64%		優 良 担 保	優 良 保 証	地公体損失補償③	一 般 担 保	一 般 保 証	0			0
21					0	0	0	0			0	0	0	0	0	0			0
22					0	0	0	0			0	0	0	0	0	0			0
23					0	0	0	0			0	0	0	0	0	0			0
24					0	0	0	0			0	0	0	0	0	0			0
25					0	0	0	0			0	0	0	0	0	0			0
26					0	0	0	0			0	0	0	0	0	0			0
27					0	0	0	0			0	0	0	0	0	0			0
28					0	0	0	0			0	0	0	0	0	0			0
29					0	0	0	0			0	0	0	0	0	0			0
30					0	0	0	0			0	0	0	0	0	0			0
31					0	0	0	0			0	0	0	0	0	0			0
32					0	0	0	0			0	0	0	0	0	0			0
33					0	0	0	0			0	0	0	0	0	0			0
34					0	0	0	0			0	0	0	0	0	0			0
35					0	0	0	0			0	0	0	0	0	0			0
36					0	0	0	0			0	0	0	0	0	0			0
37					0	0	0	0			0	0	0	0	0	0			0
38					0	0	0	0			0	0	0	0	0	0			0
39					0	0	0	0			0	0	0	0	0	0			0
40					0	0	0	0			0	0	0	0	0	0			0

農協名	3244	遠北なよろ農業協同組合
（基準日）2025年1月	（作成日）2025年04月14日	（作成部署）金融共済部 金融課

5-4. 大口与信先の状況

・与信先上位20先(名寄せ後残高、地公体損失補償にてカバーされる額を含む。また、地公体、信用農業協同組合連合会・農林中央金庫への劣後ローンを除く。)
・与信先上位20先債権現在額合計が自己資本の額(適格旧資本調達手段のうち補充的項目に該当していたものを除く)の10%以上の与信先債権現在額合計より小さい場合は、上位21番目与信先～自己資本の額(適格旧資本調達手段のうち補充的項目に該当していたものを除く)の10%以上の与信先についても、期末債権現在額の大きい順番に記入する。

該当者数		20先			債権現在額合計			8,285,289	100.00%	①「与信先」：個人の場合、個人名を記入しない(与信の多い順に「個人1」「個人2」…と仮名を付す)。 ②「組合員区分」「業種区分」：名寄せした場合、主たる債務者の区分を選ぶ。 ③「地公体損失補償」：「2024年度末債権現在額」を上限とする。 ④「債権保全の種類・額」：入力に際しては、「改行」「(半角カンマ)」「(半角ダブルコーテーション)」「(半角波形)」を使用しない。(例)貯金担保500/土地建物1000等と記入する。 ⑤「組合役員への就任の有無」：与信先が法人であり、組合役員が当該法人の役員に就任している場合にも「有」とする。 ⑥「個別貸倒引当金残高」：債務者の債務者区分が安全管理先の場合、「当該債務者の⑧分残高×当JAの安全管理先にかかる一般貸倒引当率」を入力する。 ⑦保全(担保・保証)については、「2024年度末債権現在額×優良担保+優良保証+一般保証+個別貸倒引当金残高」となるよう、優良担保・優良保証から優先的に割り付ける。【単位：千円、％】									
					地公体損失補償控除後債権現在額合計			1,378,971	16.64%										
与 信 先 ①		組合員区分 ②	業 種 ②	主 な 資 金 使 途	2023 年 度 末 債 権 現 在 額	当 期 増 加 額	当 期 減 少 額 (プ ラ ス 入 力)	2024 年 度 末 債 権 現 在 額	シ エ ア	自己査定債務者区分	保 全 状 況 (担 保 価 格 、 保 証 額) ⑦					個別貸倒引当金 残 高 ⑥	債 権 保 全 の 種 類 ・ 額 ④	組 合 役 員 へ の 就 任 の 有 無 ⑤	要 管 理 先 以 下 非 保 全 債 権 額
合 計					1,089,962	309,498	20,489	1,378,971	16.64%		優良担保	優良保証	地公体損失補償③	一 般 担 保	一 般 保 証	0			0
41					0	0	0	0			0	0	0	0	0	0			0
42					0	0	0	0			0	0	0	0	0	0			0
43					0	0	0	0			0	0	0	0	0	0			0
44					0	0	0	0			0	0	0	0	0	0			0
45					0	0	0	0			0	0	0	0	0	0			0
46					0	0	0	0			0	0	0	0	0	0			0
47					0	0	0	0			0	0	0	0	0	0			0
48					0	0	0	0			0	0	0	0	0	0			0
49					0	0	0	0			0	0	0	0	0	0			0
50					0	0	0	0			0	0	0	0	0	0			0
51					0	0	0	0			0	0	0	0	0	0			0
52					0	0	0	0			0	0	0	0	0	0			0
53					0	0	0	0			0	0	0	0	0	0			0
54					0	0	0	0			0	0	0	0	0	0			0
55					0	0	0	0			0	0	0	0	0	0			0
56					0	0	0	0			0	0	0	0	0	0			0
57					0	0	0	0			0	0	0	0	0	0			0
58					0	0	0	0			0	0	0	0	0	0			0
59					0	0	0	0			0	0	0	0	0	0			0
60					0	0	0	0			0	0	0	0	0	0			0

農協名	3244	遠北なよろ農業協同組合
（基準日）2025年1月	（作成日）2025年04月14日	（作成部署）金融共済部 金融課

5-4. 大口と優先の状況

・与優先上位20先(名寄せ後残高、地公体損失補償にてカバーされる額を含む。また、地公体、信用農業協同組合連合会・農林中央金庫への劣後ローンを除く。)
・与優先上位20先債権現在額合計が自己資本の額(適格旧資本調達手段のうち補充的項目に該当していたものを除く)の10%以上の与優先債権現在額合計より小さい場合は、上位21番目与優先～自己資本の額(適格旧資本調達手段のうち補充的項目に該当していたものを除く)の10%以上の与優先についても、期末債権現在額の大きい順番に記入する。

該当者数		20先			債権現在額合計			8,285,289	100.00%	①「与優先」：個人の場合、個人名を記入しない(与信の多い順に「個人1」「個人2」…と仮名を付す)。 ②「組合員区分」「業種区分」：名寄せした場合、主たる債務者の区分を選ぶ。 ③「地公体損失補償」：「2024年度末債権現在額」を上限とする。 ④「債権保全の種類・額」：入力に際しては、「改行」「(半角カンマ)」「(半角ダブルコーテーション)」「(半角波線)」を使用しない。(例)貯金担保500/土地建物1000等と記入する。 ⑤「組合役員への就任の有無」：与優先が法人であり、組合役員が当該法人の役員に就任している場合にも「有」とする。 ⑥「個別貸倒引当金残高」：債務者の債務者区分が管理先の場合、「当該債務者の⑧分残高×当JAの管理先にかかる一般貸倒引当率」を入力する。 ⑦保全(担保・保証)については、「2024年度末債権現在額×優良担保+優良保証+一般担保+一般保証+個別貸倒引当金残高」となるよう、優良担保・優良保証から優先的に割り付ける。【単位：千円、％】										
					地公体損失補償控除後債権現在額合計			1,378,971	16.64%											
		与 優 先 ①	組合員区分 ②	業 種 ②	主 な 資 金 使 途	2023 年 度 末 債 権 現 在 額	当 期 増 加 額	当 期 減 少 額 (プ ラ ス 入 力)	2024 年 度 末 債 権 現 在 額	シ エ ア	自己査定債務者区分	保 全 状 況 (担 保 価 格 、 保 証 額) ⑦					個別貸倒引当金 残 高 ⑥	債 権 保 全 の 種 類 ・ 額 ④	組 合 役 員 へ の 就 任 の 有 無 ⑤	要 管 理 先 以 下 非 保 全 債 権 額
		合 計				1,089,962	309,498	20,489	1,378,971	16.64%		優 良 担 保	優 良 保 証	地公体損失補償③	一 般 担 保	一 般 保 証	0			0
61						0	0	0	0			0	0	0	0	0	0			0
62						0	0	0	0			0	0	0	0	0	0			0
63						0	0	0	0			0	0	0	0	0	0			0
64						0	0	0	0			0	0	0	0	0	0			0
65						0	0	0	0			0	0	0	0	0	0			0
66						0	0	0	0			0	0	0	0	0	0			0
67						0	0	0	0			0	0	0	0	0	0			0
68						0	0	0	0			0	0	0	0	0	0			0
69						0	0	0	0			0	0	0	0	0	0			0
70						0	0	0	0			0	0	0	0	0	0			0
71						0	0	0	0			0	0	0	0	0	0			0
72						0	0	0	0			0	0	0	0	0	0			0
73						0	0	0	0			0	0	0	0	0	0			0
74						0	0	0	0			0	0	0	0	0	0			0
75						0	0	0	0			0	0	0	0	0	0			0
76						0	0	0	0			0	0	0	0	0	0			0
77						0	0	0	0			0	0	0	0	0	0			0
78						0	0	0	0			0	0	0	0	0	0			0
79						0	0	0	0			0	0	0	0	0	0			0
80						0	0	0	0			0	0	0	0	0	0			0

農協名		3244	道北なよろ農業協同組合	
(基準日) 2025年1月		(作成日)	2025年04月14日	(作成部署) 金融共済部 金融課

5-4. 大口与信先の状況

- ・与信先上位20先(名寄せ後残高。地公体損失補償にてカバーされる額を含む。また、地公体、信用農業協同組合連合会・農林中央金庫への劣後ローンを除く。)
- ・与信先上位20先債権現在額合計が自己資本の額(適格旧資本調達手段のうち補充的項目に該当していたものを除く)の10%以上の与信先債権現在額合計より小さい場合は、上位21番目与信先～自己資本の額(適格旧資本調達手段のうち補充的項目に該当していたものを除く)の10%以上の与信先についても、期末債権現在額の大きい順番に記入する。

該当者数		20先			債権現在額合計			8,285,289	100.00%	①「与信先」個人の場合、個人名を記入しない「与信の多い順」に「個人1」「個人2」…と仮名を付す。 ②「組合員区分」「業種区分」名を付した場合、主たる債務者の区分を選定。 ③「地公体損失補償」：「2024年度末債権現在額」を上記とする。 ④「債権保全の種類・額」：入力に際しては、「改行」「(半角カンマ)」「”(半角ダブルコーテーション)」「”(半角波形)」を使用しない。(例)貯金担保500/土地建物1000等と記入する。 ⑤「組合役員への就任の有無」：与信先が法人であり、組合役員が当該法人の役員に就任している場合にも「有」とする。 ⑥「個別貸倒引当金残高」：債務者の債務者区分が要管理先の場合、「当該債務者の⑦分類額×当JAの要管理先にかかる一般貸倒引当率」を入力する。 ⑦保全(担保・保証)については、「2024年度末債権現在額＝優良担保・優良保証＋一般担保＋一般保証＋個別貸倒引当金残高」となるよう、優良担保・優良保証から優先的に割り付ける。【単位：千円、％】									
					地公体損失補償控除後債権現在額合計			1,378,971	16.64%										
与 信 先 ①		組合員区分 ②	業 種 ②	主 な 資 金 使 途	2023 年 度 末 債 権 現 在 額	当 期 増 加 額	当 期 減 少 額 (プ ラ ス 入 力)	2024 年 度 末 債 権 現 在 額	シ エ ア	自己査定債務者区分	保 全 状 況 (担 保 価 格 、 保 証 額) ⑦					個別貸倒引当金 残 高 ⑥	債 権 保 全 の 種 類 ・ 額 ④	組 合 役 員 へ の 就 任 の 有 無 ⑤	要 管 理 先 以 下 非 保 全 債 権 額
合 計					1,089,962	309,498	20,489	1,378,971	16.64%		優 良 担 保	優 良 保 証	地公体損失補償③	一 般 担 保	一 般 保 証	0			0
81					0	0	0	0			0	0	0	0	0	0			0
82					0	0	0	0			0	0	0	0	0	0			0
83					0	0	0	0			0	0	0	0	0	0			0
84					0	0	0	0			0	0	0	0	0	0			0
85					0	0	0	0			0	0	0	0	0	0			0
86					0	0	0	0			0	0	0	0	0	0			0
87					0	0	0	0			0	0	0	0	0	0			0
88					0	0	0	0			0	0	0	0	0	0			0
89					0	0	0	0			0	0	0	0	0	0			0
90					0	0	0	0			0	0	0	0	0	0			0
91					0	0	0	0			0	0	0	0	0	0			0
92					0	0	0	0			0	0	0	0	0	0			0
93					0	0	0	0			0	0	0	0	0	0			0
94					0	0	0	0			0	0	0	0	0	0			0
95					0	0	0	0			0	0	0	0	0	0			0
96					0	0	0	0			0	0	0	0	0	0			0
97					0	0	0	0			0	0	0	0	0	0			0
98					0	0	0	0			0	0	0	0	0	0			0
99					0	0	0	0			0	0	0	0	0	0			0
100					0	0	0	0			0	0	0	0	0	0			0

振協名	3244	道北なよろ農業協同組合		
基準日	2025年1月	作成日	2025年04月14日	作成部署
		金融共済部 金融課		

6-2. 余裕金運用の状況と仕組商品保有額

1. 余裕金運用の内容

商 品		2024年1月末	増 加 額	減 少 額	2025年1月末	平均残高①	運 用 損 益②				運用利回り③	時価評価額	評価損益等	うち償却等損(△)	合計損益	【単位:千円、%】 B/S計上残
		残 高 a=d-b+c	(取得) b	(売却・償還) c	残 高 d	e	利息配当 f	処分損益 g	償還損益 h	f+g+h	③	i	j=i-d	k	l=g+h+j	B/S計上残
預 け 金	預け金	24,605,930			25,229,100	24,079,977	5,543			5,543	0.023					25,229,100
	うち系統預け金	24,591,697			25,219,363	24,066,585	5,543			5,543	0.023					25,219,363
	うち為替予約のない外貨預金(※2)	0								0	0.000					
有 価 証 券 等 (計)	買入金銭債権	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0.000	0	0	0	0	0
	うち外貨建買入金銭債権(※2)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0.000	0	0	0	0	0
	国債	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0.000	0	0	0	0	0
	地方債	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0.000	0	0	0	0	0
	政保債	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0.000	0	0	0	0	0
	金融債・銀行社債	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0.000	0	0	0	0	0
	うち劣後債(※2)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0.000	0	0	0	0	0
	特別法人債	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0.000	0	0	0	0	0
	社債(※1)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0.000	0	0	0	0	0
	短期社債	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0.000	0	0	0	0	0
	受益証券	0	0	0	0	0	0	0	0	0		0	0	0	0	0
	うち公社債投信以外の投信(※2)	0	0	0	0	0	0	0	0	0		0	0	0	0	0
	株式(※2)	0	0	0	0	0	0	0				0	0	0	0	0
	投資証券(※2)	0	0	0	0	0	0					0	0	0	0	0
	小 計	0	0	0	0	0	0	0	0	0		0	0	0	0	0
	金銭の信託(※2)	0	0	0	0	0	0	0	0	0		0	0	0	0	0
	うち指定金銭信託以外の信託(※2)	0	0	0	0	0	0	0	0	0		0	0	0	0	0
	外貨建証券(※3)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0.000	0	0	0	0	0
	合 計	0	0	0	0	0	0	0	0	0		0	0	0	0	0
うち 有 価 証 券	買入金銭債権	0			0	0	0			0	0.000		0	0	0	0
	うち外貨建買入金銭債権(※2)	0								0	0.000					0
	国債	0								0	0.000					0
	地方債	0								0	0.000					0
	政保債	0								0	0.000					0
	金融債・銀行社債	0								0	0.000					0
	うち劣後債(※2)	0								0	0.000					0
	特別法人債	0								0	0.000					0
	社債(※1)	0								0	0.000					0
	短期社債	0								0	0.000					0
	受益証券	0								0						0
	うち公社債投信以外の投信(※2)	0								0						0
	株式(※2)	0								0						0
	投資証券(※2)	0								0						0
	小 計	0	0	0	0	0	0	0	0	0		0	0	0	0	0
	金銭の信託(※2)	0								0						0
	うち指定金銭信託以外の信託(※2)	0								0						0
	外貨建証券(※3)	0								0	0.000					0
	合 計	0	0	0	0	0	0	0	0	0		0	0	0	0	0
うち 満 期 保 有 目 的	買入金銭債権	0			0	0	0			0	0.000		0	0	0	0
	うち外貨建買入金銭債権(※2)	0								0	0.000					0
	国債	0								0	0.000					0
	地方債	0								0	0.000					0
	政保債	0								0	0.000					0
	金融債・銀行社債	0								0	0.000					0
	うち劣後債(※2)	0								0	0.000					0
	特別法人債	0								0	0.000					0
	社債(※1)	0								0	0.000					0
	短期社債	0								0	0.000					0
	受益証券	0								0						0
	うち公社債投信以外の投信(※2)	0								0						0
	株式(※2)	0								0						0
	投資証券(※2)	0								0						0
	小 計	0	0	0	0	0	0	0	0	0		0	0	0	0	0
	金銭の信託(※2)	0								0						0
	うち指定金銭信託以外の信託(※2)	0								0						0
	外貨建証券(※3)	0								0	0.000					0
	合 計	0	0	0	0	0	0	0	0	0		0	0	0	0	0

- (注)1. 「2024年1月末残 高a」には、前期末時点における償却原価または取得原価(時価評価額の簿価)を記入する。
(注)2. 増加額には期間中に取得したものの合計額、減少額には処分したものの合計額を記入する。
(注)3. 合計損益は、処分損益、償還損益と評価損益等の合計額を記入する。
(注)4. ③= (2)×3(65÷期間中の日数)÷①×100
(注)5. 評価損益等は、簿価額と時価額との差額の合計額を記入する。なお、非上場有価証券についても極力時価評価を行うものとする。
- (注)6. 買入金銭債権については、その種類を備考欄に記入する。
(注)7. 短期社債には、「社債等の振替に関する法律」に基づき発行された、ペーパーレス化されたCP(=電子CP)を記入する。
(注)8. 外貨建預金・証券は、円換算後の数値を記入する。うち、外貨建預金については、運用損益・時価評価額・評価損益等・合計損益の状況を備考欄に記入する。
(注)9. 金銭の信託については、その種類を備考欄に記入する。
- (※1)銀行社債以外の事業会社社債の保有は特定組合、非居住者の発行する円建債券はグループ3組合のみ
(※2)グループ2組合およびグループ3組合のみ
(※3)グループ2組合およびグループ3組合のみ。非居住者の発行する外貨建債券はグループ3組合のみ

2. 仕組商品保有額

商 品 区 分	リスクファクタ区分							合 計
	金 利 型	株 式 型	為 替 型	クレ ジ ッ ト 型	そ の 他			
有 価 証 券	0	0	0	0	0	0	0	0
貸 出 金	0	0	0	0	0	0	0	0
預 金	0	0	0	0	0	0	0	0
そ の 他	0	0	0	0	0	0	0	0
合 計	0	0	0	0	0	0	0	0

(注)仕組商品の定義は「JA様式入力手引き」を参照。

備 考 欄 (800文字以内、f、(半角カンマ)「改行」「(半角ダブルコーテーション)」「(半角波形)」は入力不可)
北海道銀行名寄支店普通預金4518921円 北星信用金庫風連支店普通預金5156720円 ゆうちょ銀行普通預金61612円 店頭金利期間無し

(注). 系統外預け金がある場合は、預金種類/預け先・残高・利率(設定ルール)・期間等の条件を備考欄に記入する。

農協名	3244	道北なよろ農業協同組合	
(基準日) 2025年1月	(作成日)	2025年04月14日	(作成部署)
		金融共済部	金融課

6-2-1. 仕組商品保有明細

(注1) 預金取組日、貸出実行日、取引約定日等を入力する。

(注2) コール条項付の商品の場合に、最も早く到来するコール可能日を記入する。

(注3) 入力に際しては、「改行」「半角カンマ」「」（半角ダブルコーテーション）「」（半角波形）」を使用しない。

基準日

2025年01月31日

【単位:千円】												
No.	銘柄(注3)	商品区分	簿価額	取得日 (注1)	償還日	早期償還日(注2)	残存期間 (年)	リスクファクタ 区分	商品概要(注3)	金利条件等(注3)	取引会社(注3)	(貸出の場合)貸出の相手先(注3)
1												
2												
3												
4												
5												
6												
7												
8												
9												
10												
11												
12												
13												
14												
15												
16												
17												
18												
19												
20												

農協名	3244	道北なよろ農業協同組合	
(基準日) 2025年1月	(作成日)	2025年04月14日	(作成部署)
		金融共済部	金融課

6-2-1. 仕組商品保有明細

(注1) 預金取組日、貸出実行日、取引約定日等を入力する。

(注2) コール条項付の商品の場合に、最も早く到来するコール可能日を記入する。

(注3) 入力に際しては、「改行」「半角カンマ」「」（半角ダブルコーテーション）「」（半角波形）」を使用しない。

基準日

【単位:千円】												
No.	銘柄(注3)	商品区分	簿価額	取得日 (注1)	償還日	早期償還日(注2)	残存期間 (年)	リスクファクタ 区分	商品概要(注3)	金利条件等(注3)	取引会社(注3)	(貸出の場合)貸出の相手先(注3)
21												
22												
23												
24												
25												
26												
27												
28												
29												
30												
31												
32												
33												
34												
35												
36												
37												
38												
39												
40												

農協名	3244	道北なよろ農業協同組合
(基準日) 2025年1月	(作成日) 2025年04月14日	(作成部署) 金融共済部 金融課

6ー5. 金利リスクと自己資本対リスク量比率、LCR

1. 金利リスク

【単位:百万円】

(全通貨合計)金利リスク・サマリ			
金利ショックシナリオ	△EVE	△NII	自己資本の額
内容	JPY:百万円、 整数	JPY:百万円、 整数	JPY:百万円、 整数
上方パラレルシフト	0	62	
下方パラレルシフト	61	0	
スティープ化	0		
フラット化	21		
短期金利上昇	0		
短期金利低下	39		
最大値	61	62	3,219

※△EVEの最大値について、「上方パラレルシフト」、「下方パラレルシフト」、「スティープ化」の3シナリオの中で最大となる値を入力する
※負の値の場合はゼロを入力する

採用シナリオ(上表の最大値のシナリオから選択)

	△EVE	△NII
金利ショックシナリオ	パラレルシフト(下方)	パラレルシフト(上方)

2. 自己資本対リスク量比率

【単位:％】

	当年度	前年度	増減
△EVEの最大値／自己資本の額	1.895%	0.474%	1.421%

3. 流動性カバレッジ比率(LCR)

【単位:百万円、％】

算入可能 適格流動資産 (a)	資金流出額 (b)	資金流入額	資金流入 (75%上限考慮後) (c)	LCR (a)/((b)-(c))
21,210	3,140	28	28	681.55%

(参考1)通貨別内訳(円、その他通貨)

【単位:円(表示単位に留意)】

(日本円)			(外貨)		
金利ショックシナリオ	△EVE	△NII	金利ショックシナリオ	△EVE	△NII
内容	JPY:円、 整数	JPY:円、 整数	内容	JPY:円、 整数	JPY:円、 整数
上方パラレルシフト	▲55,942,632	62,542,479	上方パラレルシフト		
下方パラレルシフト	61,723,453	▲32,248,294	下方パラレルシフト		
スティープ化	▲38,874,874		スティープ化		
フラット化	21,133,404		フラット化		
短期金利上昇	▲7,290,055		短期金利上昇		
短期金利低下	39,683,340		短期金利低下		
最大値	61,723,453	62,542,479	最大値		

※ 「1.金利リスク」に記載の合算前の値(金利リスクが負となる金利ショックシナリオにおいても、負の値を記載する)

【単位:千円、％】

リスク合計と対比する 自己資本額(a)	信用リスク(b)	オペリスク(c)	金利リスク(d)	自己資本対 リスク量比率
コア資本額－その他有価証 券評価差額金(評価損のみ)	リスクアセット×8% 様式7-1より	様式7-1より	「1. 金利リスク」より	(b+c+d)/(a)
3,270,637	1,151,299	176,097	61,000	42.45%

農協名	3244	道北なよろ農業協同組合
(基準日) 2025年1月	(作成日) 2025年04月14日	(作成部署) 金融共済部 金融課

7-1. 単体自己資本比率の状況

1 単体自己資本比率の状況

【単位:千円、%】

項 目	当期末	前期末
<コア資本に係る基礎項目>		
普通出資又は非累積的永久優先出資に係る組合員資本又は会員資本の額	3,265,750	3,153,968
うち、出資金の額	1,220,684	1,206,286
うち、後配出資金の額	0	0
うち、非累積的永久優先出資の額	0	0
うち、優先出資申込証拠金の額	0	0
うち、資本準備金の額	0	0
うち、再評価積立金の額	0	0
うち、利益剰余金の額	2,137,074	2,039,745
うち、利益準備金の額	1,193,440	1,166,440
うち、積立金の額	695,419	649,037
特別積立金	84,586	84,586
目的積立金	610,834	564,451
		0
		0
		0
うち、当期末処分剰余金の額	248,215	224,268
うち、外部流出予定額(▲)	61,914	65,221
うち、処分未済持分の額(▲)	30,095	26,842
うち、自己優先出資申込証拠金の額	0	0
うち、自己優先出資の額(▲)	0	0
		0
		0
コア資本に係る基礎項目の額に算入される引当金の合計額	4,887	22,519
一般貸倒引当金及び相互援助積立金コア資本算入額	4,887	22,519
適格旧資本調達手段のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額		
うち、回転出資金の額		
うち、負債性資本調達手段の額		
うち、期限付劣後債務及び期限付優先出資の額		
公的機関による資本の増強に関する措置を通じて発行された資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	0	0
土地再評価額と再評価直前の帳簿価格の差額の四十五パーセントに相当する額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額		
		0
その他コア資本基礎項目不算入額(▲)		0
コア資本に係る基礎項目の額	(イ) 3,270,637	3,176,487
<コア資本に係る調整項目>		
無形固定資産(モーゲージ・サービシング・ライツに係るものを除く。)の額の合計額	0	0
うち、のれんに係るものの額	0	0
うち、のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るもの以外の額	0	0
繰延税金資産(一時差異に係るものを除く。)の額	0	0
証券化取引により増加した自己資本に相当する額	0	0
負債の時価評価により生じた時価評価差額であって自己資本に算入される額	0	0
前払年金費用の額	0	0
自己保有普通出資等(純資産の部に計上されるものを除く。)の額	0	0
意図的に保有している他の金融機関等の対象資本調達手段の額	0	0
少数出資金融機関等の対象普通出資等の額	0	0

農協名	3244	道北なよろ農業協同組合
(基準日) 2025年1月	(作成日) 2025年04月14日	(作成部署) 金融共済部 金融課

7-1. 単体自己資本比率の状況

1 単体自己資本比率の状況

【単位:千円、%】

項 目	当期末	前期末
特定項目に係る十パーセント基準超過額	0	0
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額	0	0
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	0	0
うち、繰延税金資産(一時差異に係るものに限る。)に関連するものの額	0	0
特定項目に係る十五パーセント基準超過額	0	0
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額	0	0
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	0	0
うち、繰延税金資産(一時差異に係るものに限る。)に関連するものの額	0	0
その他コア資本調整項目不算入額(▲)		0
コア資本に係る調整項目の額 (ロ)	0	0
<自己資本>		
自己資本の額((イ)-(ロ)) (ハ)	3,270,637	3,176,487
<リスク・アセット>		
信用リスク・アセットの額の合計額	14,391,240	14,031,701
資産(オン・バランス項目)	14,344,921	13,962,836
うち、経過措置によりリスク・アセットの額に算入されるものの額の合計額	0	0
うち、他の金融機関等向けエクスポージャー		0
うち、土地再評価額と再評価直前の帳簿価格の差額に係るものの額		
オフ・バランス項目	46,319	68,865
CVAリスク相当額を八パーセントで除して得た額	0	0
中央清算機関関連エクスポージャーに係る信用リスク・アセットの額	0	0
オペレーショナル・リスク相当額の合計額を八パーセントで除して得た額	2,201,211	2,226,290
信用リスク・アセット調整額		
リスク・アセットの額の合計額 (ニ)	16,592,451	16,257,992
<自己資本比率>		
自己資本比率((ハ)÷(ニ))	19.71%	19.53%

2 オペレーショナル・リスク内訳

当 期 末	掛目	オペレーショナル・ リスク相当額	直近1年間(T)		左記の前1年間(T-1)		左記の前1年間(T-2)	
			粗利益(掛目前)	粗利益(掛目後)	粗利益(掛目前)	粗利益(掛目後)	粗利益(掛目前)	粗利益(掛目後)
			A	A'	B	B'	C	C'
	15%	176,097	1,188,749	178,312	1,132,164	169,825	1,201,025	180,154

農協名	3244	道北なよろ農業協同組合	
〔基準日〕2025年1月	〔作成日〕	2025年04月14日	〔作成部署〕 金融共済部 金融課

7-2-1. リスクアセット残高内訳表

相手方当事者の区分				リスク・ウェイト	当期末					前期末					
					オンバランス 簿価	オンバランス 簿価調整額	信用リスク 削減効果適用前 リスク・アセット	信用リスク 削減効果	信用リスク 削減効果適用後 リスク・アセット	オンバランス 簿価	オンバランス 簿価調整額	信用リスク 削減効果適用前 リスク・アセット	信用リスク 削減効果	信用リスク 削減効果適用後 リスク・アセット	
リスク・ウェイト補正エクスポージャー															
現金(外国通貨含む)				0%	207,210	0	0	0	0	247,109	0	0	0	0	0
日本国及び日本銀行向けエクスポージャー										0	0	0	0	0	0
上記以外の中央政府・中央銀行向けエクスポージャー			A～B	0%						0	0	0	0	0	0
			C	20%						0	0	0	0	0	
			D	50%						0	0	0	0	0	
			E～G	100%						0	0	0	0	0	
国際決済銀行、国際通貨基金、欧州中央銀行、欧州共同体向けエクスポージャー										0	0	0	0	0	
地方公共団体向けの円建てで調達された円建てのエクスポージャー										0	0	0	0	0	
上記以外の地方公共団体向けエクスポージャー										0	0	0	0	0	
外国の中央政府等以外の公共部門向けエクスポージャー			A～B	0%						0	0	0	0	0	0
			A～B	20%						0	0	0	0	0	
			C	50%						0	0	0	0	0	
			D～G	100%						0	0	0	0	0	
無格付				100%						0	0	0	0	0	
告示第31条第2項に規定される国際開発銀行向けエクスポージャー										0	0	0	0	0	
上記以外の国際開発銀行向けエクスポージャー			AAA～AA-	20%						0	0	0	0	0	0
			A+～BBB-	50%						0	0	0	0	0	
			BBB+～B-	100%						0	0	0	0	0	
			無格付	50%						0	0	0	0	0	
地方公共団体金融機構向けの円建てで調達された円建てのエクスポージャー										0	0	0	0	0	
上記以外の地方公共団体金融機構向けエクスポージャー										0	0	0	0	0	
我が国の政府関係機関向けの円建てで調達された円建てのエクスポージャー										0	0	0	0	0	
上記以外の我が国の政府関係機関向けエクスポージャー										0	0	0	0	0	
土地開発公社、地方住宅供給公社、地方道路公社向けの円建てで調達された円建てのエクスポージャー										0	0	0	0	0	
上記以外の地方三公社向けエクスポージャー										0	0	0	0	0	
我が国の金融機関向けの円建てで調達された円建てのエクスポージャーでかつ期間3ヶ月以内のもの										0	0	0	0	0	0
金融機関、外国銀行、銀行持株会社等向け エクスポージャー			A～B	20%	1,889,653	0	377,931	0	377,931	1,285,934	0	257,187	0	257,187	0
			C	50%	23,439,837	0	4,687,967	0	4,687,967	23,414,788	0	4,682,958	0	4,682,958	0
			D～G	100%						0	0	0	0	0	0
			無格付	100%						0	0	0	0	0	0
告示第34条第3項に規定される金融機関向けエクスポージャー(資本調達手段)										0	0	0	0	0	
我が国の第一種金融商品取引業者向けの円建てで調達された円建てのエクスポージャーでかつ期間3ヶ月以内のもの										0	0	0	0	0	
第一種金融商品取引業者向けエクスポージャー			A～B	20%						0	0	0	0	0	0
			C	50%						0	0	0	0	0	
			D～G	100%						0	0	0	0	0	
			無格付	100%						0	0	0	0	0	
告示第35条に規定される第一種金融商品取引業者向けエクスポージャー(資本調達手段)										0	0	0	0	0	
上記に該当しない法人等向けエクスポージャー			AAA～AA-	20%						0	0	0	0	0	0
			A+～A-	50%						0	0	0	0	0	
			BBB+～BB-	100%						0	0	0	0	0	
			無格付	100%	184,694	0	184,694	12,007	172,687	191,369	0	191,369	12,005	179,363	0
中小企業等向け及び個人向けエクスポージャー										582,873	0	437,155	25,973	411,182	0
抵当権付住宅ローン										0	0	0	0	0	0
事業用不動産向けエクスポージャー										0	0	0	0	0	0
延滞エクスポージャー	三月以上延滞エクスポージャー		個別引当金引当割合20%未満(フル保全で15%以上)	150%(100%)							0	0	0	0	0
			同20%以上50%未満	100%						0	0	0	0	0	
			同50%以上	50%						0	0	0	0	0	
			格付による延滞エクスポージャー	個別引当金引当割合20%未満(フル保全で15%以上)	150%(100%)					0	0	0	0	0	
										0	0	0	0	0	
										0	0	0	0	0	
										0	0	0	0	0	
										0	0	0	0	0	
抵当権付住宅ローンに該当するエクスポージャーのうち、三月以上延滞したもの										0	0	0	0	0	0
取立未済手形										0	0	0	0	0	0
信用保証協会、農業信用基金協会及び漁業信用基金協会保証付エクスポージャー										3,123	0	625	0	625	0
地域経済活性化支援機構・東日本大震災事業者再生支援機構により保証されたエクスポージャー										0	0	0	0	0	0
共済約款貸付										0	0	0	0	0	0
出資等のエクスポージャー	自己保有普通出資等	他金融機関等	(参考)自己保有普通出資等	調整項目	0	0				0	0				0
			(参考)旧告示資本控除扱い	調整項目						0	0				0
			(参考)旧告示資本控除扱いでない	調整項目						0	0				0
			(参考)少数出資に係る10%基準超過額	調整項目						0	0				0
			普通出資等議決権10%以下	信用RA額の計算対象	100%					0	0				0
重要な出資に係るエクスポージャー	上記以外 (法人等)	他金融機関等	議決権10%以下	基準超過額以外	1,649,410	0	1,649,410	0	1,649,410	1,600,480	0	1,600,480	0	1,600,480	0
			議決権10%超	重要な出資に係る15%基準超過額	50,800	0	50,800	0	50,800	50,800	0	50,800	0	50,800	0
				重要な出資に係る60%基準超過額	1250%					0	0				0
				250%						0	0				0
				250%						0	0				0
他の金融機関等の資本等調達手段に係るエク スポージャー	他金融機関等	連合会・農林中金	対象資本調達手段(除く普通出資等・その他外部TLAC関連調達手段)	250%						0	0				0
			適格旧資本調達手段	250%						0	0				0
			普通出資等	250%	1,290,860	0	3,227,150	0	3,227,150	1,242,280	0	3,105,700	0	3,105,700	0
			対象資本調達手段(除く普通出資等)	250%						0	0				0
			適格旧資本調達手段	250%						0	0				0

農協名	3244	道北なよろ農業協同組合	
(基準日) 2025年1月	(作成日)	2025年04月14日	(作成部署) 金融共済部 金融課

7-2-1. リスクアセット熟高内訳表

相手方当事者の区分			リスク・ウェイト	当期末					前期末						
				オンバランス簿	オンバランス簿価調整額	信用リスク削減効果適用前リスク・アセット	信用リスク削減効果	信用リスク削減効果適用後リスク・アセット	オンバランス簿	オンバランス簿価調整額	信用リスク削減効果適用前リスク・アセット	信用リスク削減効果	信用リスク削減効果適用後リスク・アセット		
特定項目のうち調整項目に算入されない部分にかかるエクスポージャー	他の金融機関等	普通出資等議決権10%超	(参考)特定項目に係る10%基準超過額 (参考)特定項目に係る15%基準超過額 信用RA額の計算対象	調整項目 調整項目 250%					0	0	0	0	0	0	
	無形固定資産 (MSR)		(参考)特定項目に係る10%基準超過額 (参考)特定項目に係る15%基準超過額 信用RA額の計算対象	調整項目 調整項目 250%	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
			(参考)特定項目に係る10%基準超過額 (参考)特定項目に係る15%基準超過額 信用RA額の計算対象	調整項目 調整項目 250%	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
	繰延税金資産 (一時差異)		(参考)特定項目に係る10%基準超過額 (参考)特定項目に係る15%基準超過額 信用RA額の計算対象	調整項目 調整項目 250%	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
	その他外部TLAC関連調達手段に係るエクスポージャー	総株主等議決権10%以下	2019.3.31経過措置適用 コア資本対比5%以内 コア資本対比5%超過額	20~100% 20~100% 150%	9,917	0	24,793	0	24,793	5,481	0	13,703	0	13,703	
			総株主等議決権10%超	経過措置適用 コア資本対比5%以内 コア資本対比5%超過額	20~100% 20~100% 150%						0	0	0	0	
		国内TLAC規制対象会社の同順位商品	総株主等議決権10%超	経過措置適用 コア資本対比5%以内 コア資本対比5%超過額	20~100% 20~100% 150%						0	0	0	0	
通常			普通出資等(他の金融機関等 議決権10%以下) 普通出資等(他の金融機関等 議決権10%超) 出資等エクスポージャー(法人等 議決権10%超)	— — —						0	0	0	0		
リスク・ウェイトのみなし計算エクスポージャー	ルックスルー方式を適用するエクスポージャー	その他外部TLAC調達手段等	総株主等議決権10%以下 コア資本対比5%以内 コア資本対比5%超過額	20~100% 20~100% 150%					0	0	0	0	0		
			総株主等議決権10%超	経過措置適用 コア資本対比5%以内 コア資本対比5%超過額	20~100% 20~100% 150%					0	0	0	0		
		国内TLAC規制対象会社の同順位商品	総株主等議決権10%以下 コア資本対比5%以内 コア資本対比5%超過額	20~100% 20~100% 150%						0	0	0	0		
			総株主等議決権10%超	経過措置適用 コア資本対比5%以内 コア資本対比5%超過額	20~100% 20~100% 150%					0	0	0	0		
			通常	普通出資等(他の金融機関等 議決権10%以下) 普通出資等(他の金融機関等 議決権10%超) 出資等エクスポージャー(法人等 議決権10%超)	— — —						0	0	0	0	
			マンデート方式を適用するエクスポージャー	通常	普通出資等(他の金融機関等 議決権10%以下) 普通出資等(他の金融機関等 議決権10%超) 出資等エクスポージャー(法人等 議決権10%超)	250% 250% 250%					0	0	0	0	
	蓋然性方式 (250%) を適用するエクスポージャー	通常		普通出資等(他の金融機関等 議決権10%以下) 普通出資等(他の金融機関等 議決権10%超) 出資等エクスポージャー(法人等 議決権10%超)	400% 400% 400%					0	0	0	0		
	蓋然性方式 (400%) を適用するエクスポージャー	通常	普通出資等(他の金融機関等 議決権10%以下) 普通出資等(他の金融機関等 議決権10%超) 出資等エクスポージャー(法人等 議決権10%超)	400% 400% 400%					0	0	0	0			
		通常	通常	1250%					0	0	0	0	0		
	その他資産	下記以外	無形固定資産(のれん、MSR以外) 繰延税金資産(一時差異以外) 前払等金貸付	(参考)調整項目に算入した額 (参考)調整項目に算入した額 (参考)調整項目に算入した額	調整項目 調整項目 調整項目	1,181,973	0	3,181,973	5,571	3,176,402	3,221,277	4,203	3,217,074	6,510	3,210,564
		経過措置によりリスクアセットの額に算入されるものの額	同時決済取引に係る未決済取引(5日以上15日以内) 同時決済取引に係る未決済取引(16日以上30日以内) 同時決済取引に係る未決済取引(31日以上45日以内) 同時決済取引に係る未決済取引(46日以上) 非同時決済取引に係る未決済取引(5日以上)	100% 625% 937.5% 1250% 1250%						0	0	0	0	0	
	証券化エクスポージャー(投資家以外の場合)	非STC要件適用分	外部格付準拠方式(RW直接入力)	標準的手法準拠方式(RW直接入力)	—						0	0	0	0	0
				RW1250%	1250%						0	0	0	0	0
				標準的手法準拠方式(RW直接入力)	—						0	0	0	0	0
RW1250%				1250%						0	0	0	0	0	
標準的手法準拠方式(RW直接入力)				—						0	0	0	0	0	
STC要件適用分		外部格付準拠方式(RW直接入力)	標準的手法準拠方式(RW直接入力)	—						0	0	0	0	0	
			RW1250%	1250%						0	0	0	0	0	
			標準的手法準拠方式(RW直接入力)	—						0	0	0	0	0	
			RW1250%	1250%						0	0	0	0	0	
			標準的手法準拠方式(RW直接入力)	—						0	0	0	0	0	
証券化エクスポージャー(投資家の場合)	非STC要件適用分	外部格付準拠方式(RW直接入力)	標準的手法準拠方式(RW直接入力)	—						0	0	0	0	0	
			RW1250%	1250%						0	0	0	0	0	
			標準的手法準拠方式(RW直接入力)	—						0	0	0	0	0	
			RW1250%	1250%						0	0	0	0	0	
			標準的手法準拠方式(RW直接入力)	—						0	0	0	0	0	
	STC要件適用分	外部格付準拠方式(RW直接入力)	標準的手法準拠方式(RW直接入力)	—						0	0	0	0	0	
			RW1250%	1250%						0	0	0	0	0	
			標準的手法準拠方式(RW直接入力)	—						0	0	0	0	0	
			RW1250%	1250%						0	0	0	0	0	
			標準的手法準拠方式(RW直接入力)	—						0	0	0	0	0	
再証券化エクスポージャー(投資家以外の場合)	非STC要件適用分	外部格付準拠方式(RW直接入力)	標準的手法準拠方式(RW直接入力)	—						0	0	0	0	0	
			RW1250%	1250%						0	0	0	0	0	
			標準的手法準拠方式(RW直接入力)	—						0	0	0	0	0	
			RW1250%	1250%						0	0	0	0	0	
			標準的手法準拠方式(RW直接入力)	—						0	0	0	0	0	
	STC要件適用分	外部格付準拠方式(RW直接入力)	標準的手法準拠方式(RW直接入力)	—						0	0	0	0	0	
			RW1250%	1250%						0	0	0	0	0	
			標準的手法準拠方式(RW直接入力)	—						0	0	0	0	0	
			RW1250%	1250%						0	0	0	0	0	
			標準的手法準拠方式(RW直接入力)	—						0	0	0	0	0	
再証券化エクスポージャー(投資家の場合)	非STC要件適用分	外部格付準拠方式(RW直接入力)	標準的手法準拠方式(RW直接入力)	—						0	0	0	0	0	
			RW1250%	1250%						0	0	0	0	0	
			標準的手法準拠方式(RW直接入力)	—						0	0	0	0	0	
			RW1250%	1250%						0	0	0	0	0	
			標準的手法準拠方式(RW直接入力)	—						0	0	0	0	0	
	STC要件適用分	外部格付準拠方式(RW直接入力)	標準的手法準拠方式(RW直接入力)	—						0	0	0	0	0	
			RW1250%	1250%						0	0	0	0	0	
			標準的手法準拠方式(RW直接入力)	—						0	0	0	0	0	
			RW1250%	1250%						0	0	0	0	0	
			標準的手法準拠方式(RW直接入力)	—						0	0	0	0	0	
中央清算機関関連エクスポージャー	適格中央清算機関向けトレード・エクスポージャー	適格中央清算機関以外の中央清算機関向けトレード・エクスポージャー	2% —						0	0	0	0	0		
	適格中央清算機関以外の中央清算機関向けトレード・エクスポージャー(ダブルデフォルト防止措置あり)	2%						0	0	0	0	0			
	適格清算参加者向けトレード・エクスポージャー(単独デフォルト防止措置あり)	4%						0	0	0	0	0			
	清算基金(適格中央清算機関)	—						0	0	0	0	0			
	清算基金(中央清算機関(適格中央清算機関以外)	1250%						0	0	0	0	0			
	他の金融機関等の資本調達手段に係るエクスポージャーに係る経過措置によりリスク・アセットの額に算入されなかったものの額	他の金融機関等 適合金・農林中金	適格旧資本調達手段 適格旧資本調達手段	▲150% ▲150%					0	0	0	0	0		
土地再評価差額金に係る経過措置を適用した場合の土地の再評価後の額と再評価前の額の差額にかかるもの	100%	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0				
証券化エクスポージャーに係る経過措置によりリスク・アセットの額に算入されなかったものの額	小計(調整項目以外) 小計(調整項目)	— 37,857,486	4,190	14,398,187	53,267	14,344,921	36,526,340	4,203	14,015,823	52,987	13,962,836				
合計	(参考)経過措置によりリスク・アセットの額に算入されるものの額	37,857,486	4,190	14,398,187	53,267	14,344,921	36,526,340	4,203	14,015,823	52,987	13,962,836				

農協名		3244	道北なよろ農業協同組合	
(基準日) 2025年1月	(作成日)	2025年04月14日	(作成部署)	金融共済部 金融課

7-2-2. オフバランス取引項目の信用リスクアセット残高内訳表

【単位:千円】

項目	掛目 (%)	当期末				前期末			
		オフバランス取引等 (中央清算機関関連エクスポージャー、保証・レジットデリバティブにかかる免責額以外)				オフバランス取引等 (中央清算機関関連エクスポージャー、保証・レジットデリバティブにかかる免責額以外)			
		簿価	調整後簿価	信用リスク削減効果適用後 リスク・アセット	CVAリスク相当額÷8%	簿価	調整後簿価	信用リスク削減効果適用後 リスク・アセット	CVAリスク相当額÷8%
1 任意の時期に無条件で取消可能なコミットメント	0%	0	0	0	0	0	0	0	0
2 原契約期間が一年以下のコミットメント(無条件で取消可能なものを除く)	20%					0	0	0	0
3 短期かつ流動性の高い貿易関連偶発債務	20%					0	0	0	0
4 特定の取引に係る偶発債務	50%	0	0	0	0	0	0	0	0
(うち経過措置を適用する元本補てん信託契約)	50%					0	0	0	0
5 NIF又はRUF	50%					0	0	0	0
6 長期のコミットメント(無条件で取消可能なものを除く)	50%					0	0	0	0
7 信用供与に直接的に代替する偶発債務	100%	46,319	46,319	46,319	0	68,865	68,865	68,865	0
(うち借入金の保証)	100%					0	0	0	0
(うち有価証券の保証)	100%					0	0	0	0
(うち手形引当)	100%					0	0	0	0
(うち経過措置を適用しない元本補てん信託契約)	100%					0	0	0	0
(うちクレジット・デリバティブのプロテクション提供)	100%					0	0	0	0
8 買戻条件付資産売却又は求償権付資産売却(控除後)	100%	0	0	0	0	0	0	0	0
買戻条件付資産売却又は求償権付資産売却(控除前)	100%					0	0	0	0
控除額(▲)	—					0	0	0	0
9 先物資産購入、先渡預金、部分払込株式の購入又は部分払込債券の購入	100%					0	0	0	0
10 有価証券の貸付、現金若しくは有価証券による担保の提供又は 有価証券の買戻条件付売却若しくは売戻条件付購入	100%					0	0	0	0
11 派生商品取引						0	0	0	0
(1)外国為替関連取引	—					0	0	0	0
①異種通貨間の金利スワップ	—					0	0	0	0
②為替先渡取引(FXA)	—					0	0	0	0
③先物外国為替取引	—					0	0	0	0
④通貨先物取引	—					0	0	0	0
⑤通貨オプション取引	—					0	0	0	0
⑥その他	—					0	0	0	0
[参考]通貨オプションの売り						0	0	0	0
(2)金利関連取引	—					0	0	0	0
①同一通貨間の金利スワップ	—					0	0	0	0
②金利先渡取引(FRA)	—					0	0	0	0
③金利先物取引	—					0	0	0	0
④金利オプション取引	—					0	0	0	0
⑤その他	—					0	0	0	0
[参考]金利オプションの売り						0	0	0	0
(3)金関連取引	—					0	0	0	0
(4)株式関連取引	—					0	0	0	0
(5)貴金属(金を除く)関連取引	—					0	0	0	0
(6)その他コモディティ関連取引	—					0	0	0	0
(7)クレジット・デリバティブ	—					0	0	0	0
一括清算ネットティング契約による与信相当額削減効果(▲)	—					0	0	0	0
派生商品取引計		0	0	0	0	0	0	0	0
12 長期決済期間取引	—					0	0	0	0
13 未決済取引		0	0	0	0	0	0	0	0
(1)非同時決済取引に係る未決済取引(5日以上)	—					0	0	0	0
(2)その他の未決済取引	—					0	0	0	0
14 信用リスク削減手法として用いる保証またはクレジット・デリバティブの免責額	—					0	0	0	0
15 証券化エクスポージャーに係る適格なサービサー・キャッシュ・アドバンスの信用供与枠のうち未実行部分	0%					0	0	0	0
16 上記以外のオフ・バランスの証券化エクスポージャー	100%					0	0	0	0
合計		46,319	46,319	46,319	0	68,865	68,865	68,865	0

8-1. 貸借対照表(B/S 単体)

(1)貸借対照表(B/S単体)

(2024年2月 ～ 2025年1月)

		当年度	前年度			当年度	前年度
信用事業資産	1.信用事業資産 a	32,182,164	30,972,586	経済事業資産	3.経済事業資産 c	1,148,565	1,135,573
	(1)現金	207,210	247,109		(1)受取手形	0	0
	(2)預金	25,229,100	24,605,930		(2)経済事業未収金	302,156	351,521
	系統預金	25,219,363	24,591,657		(3)経済受託債権	328,949	273,274
	系統外預金	9,737	14,273		(4)棚卸資産	337,935	335,275
	譲渡性預金	0	0		購買品	337,783	335,194
	(3)コールローン ①	0	0		宅地等	0	0
	(4)買現先勘定	0	0		その他の棚卸資産	152	81
	(5)債券貸借取引支払保証金	0	0		(5)その他の経済事業資産	180,067	178,027
	(6)買入手形	0	0		(6)▲貸倒引当金	▲542	▲2,524
	(7)買入金銭債権	0	0	固定資産	4.雑資産 d	1,015,178	974,545
	(8)商品有価証券	0	0		5.固定資産 ② e	1,835,127	1,825,640
	(9)金銭の信託	0	0		(1)有形固定資産	1,834,194	1,824,427
	(10)有価証券	0	0		建物	3,125,818	3,086,911
	国債	0	0		機械装置	2,129,537	2,006,904
	地方債	0	0		土地	464,850	478,868
	政府保証債	0	0		リース資産	0	0
	金融債	0	0		建設仮勘定	6,036	5,450
	短期社債	0	0		その他の有形固定資産	619,949	619,949
	社債	0	0		▲減価償却累計額	▲4,511,996	▲4,371,655
事業資産	(11)貸出金	6,567,556	5,948,925		(2)無形固定資産	933	1,213
	(12)外国為替	0	0		リース資産	0	0
	(13)その他の信用事業資産	145,814	136,397		その他の無形固定資産	933	1,213
	未収収益	142,179	132,645		(3)合併特別勘定	0	0
	金融派生商品	0	0	外部出資	6.外部出資 f	1,698,210	1,649,280
	金融商品等差入担保金	0	0		(1)外部出資	1,700,210	1,651,280
	リース投資資産	0	0		系統出資	1,536,570	1,487,990
	その他の資産	3,635	3,752		系統外出資	112,840	112,490
	(14)債務保証見返	46,319	68,865		子会社等出資	50,800	50,800
	(15)▲貸倒引当金	▲13,835	▲34,640		(2)▲外部出資等損失引当金	▲2,000	▲2,000
	2.共済事業資産 b	108	104		7.前払年金費用 g	0	0
	(1)共済貸付金	0	0		8.繰延税金資産 h	33,858	29,566
	(2)共済未収利息	0	0		9.再評価に係る繰延税金資産 i	0	0
	(3)その他の共済事業資産	108	104		10.繰延資産 j	0	0
	(4)▲貸倒引当金	0	0		資産の部合計 k(=a+b+c+d+e+f+g+h+i+j)	37,913,210	36,587,294
共済事業資産	(1)共済貸付金	0	0	(5)経済事業未収金の内訳 【単位:千円】			
	(2)共済未収利息	0	0			当年度	前年度
	(3)その他の共済事業資産	108	104	購買未収金		116,019	185,195
	(4)▲貸倒引当金	0	0	販売未収金		186,137	166,326

(2)系統預金の内訳

【単位:千円】		
	当年度	前年度
要求払	1,879,363	1,271,657
定期性	23,340,000	23,320,000

(3)貸出金の内訳

【単位:千円】		
	当年度	前年度
手形貸付	270,649	258,609
証書貸付	6,143,414	5,572,948
当座貸越	153,493	117,368
その他貸付	0	0
割引手形	0	0

(4)転貸資金の内訳

【単位:千円】		
	当年度	前年度
貸出金	120,322	136,990
借入金	124,026	141,085

(保存期間:10年)

農協名	3244	道北なよろ農業協同組合
(基準日) 2025年1月	(作成日) 2025年04月14日	(作成部署)
金融共済部 金融課		

		当年度	前年度			当年度	前年度
信用事業負債	1.信用事業負債 i	31,991,483	30,882,406	負債	4.設備借入金 o	381,917	424,249
	(1)貯金 ③	31,774,007	30,602,299		5.雑負債 p	287,215	265,837
	(2)譲渡性貯金 ④	0	0		(1)未払法人税等	36,626	13,821
	(3)売現先勘定	0	0		(2)リース債務 ⑧	115,047	118,192
	(4)債券貸借取引受入担保金	0	0		(3)資産除去債務	0	0
	(5)借入金	124,026	141,085		(4)金融派生商品	0	0
	(6)外国為替	0	0		(5)金融商品等受入担保金	0	0
	(7)その他の信用事業負債	47,131	70,157		(6)その他の負債	135,542	133,824
	未払費用	14,127	4,427		6.諸引当金 q	157,171	144,824
	金融派生商品	0	0		(1)賞与引当金	11,677	10,882
	その他の負債	33,004	65,730		(2)退職給付引当金	95,377	87,336
共済事業負債	(8)諸引当金	0	0		(3)役員退職慰勞引当金	50,117	46,605
	金融商品取引責任準備金	0	0		(4)その他の引当金	0	0
	(9)債務保証	46,319	68,865		7.繰延税金負債 r	0	0
	2.共済事業負債 m	107,835	87,526		8.再評価に係る繰延税金負債 ⑦ s	0	0
	(1)共済借入金	0	0		負債の部合計 t(=l+m+n+o+p+q+r+s)	34,585,547	33,368,105
	(2)共済資金	52,071	33,616	純資産	1.組合員資本 u	3,327,663	3,219,189
	(3)共済未払利息	0	0		(1)出資金 ⑤	1,220,684	1,206,286
	(4)未經過共済付加収入	55,735	53,862		(うち後記出資金)	0	0
	(5)共済未払費用	29	48		(うち優先出資金)	0	0
	(6)その他の共済事業負債	0	0		(2)回転出資金	0	0
	3.経済事業負債 n	1,659,926	1,563,263		(3)資本準備金	0	0
	(1)支払手形	0	0		(4)再評価積立金	0	0
	(2)経済事業未払金	1,135,576	1,085,448		(5)利益剰余金	2,137,074	2,039,745
	(3)経済受託債務	352,595	308,754		利益準備金	1,193,440	1,166,440
	(4)その他の経済事業負債	171,755	169,061		その他利益剰余金	943,634	873,305
	(10)オペレーティングリース未經過リース料 【単位:千円】				積立金(合計)	695,419	649,037
		当年度	前年度		当期未処分剰余金(未処理損失金)	248,215	224,268
	オペレーティングリース未經過リース料	0	0		(うち当期剰余金(当期損失金))	162,551	130,430
					(6)▲処分未済持分	▲30,095	▲28,842
	(11)外部借入金の内訳(信用・共済事業以外) 【単位:千円】				2.評価・換算差額等 v	0	0
		当年度	前年度		(1)その他有価証券評価差額金	0	0
	短期借入	0	0		(2)繰延ヘッジ損益	0	0
	長期借入	381,917	424,249		(3)土地再評価差額金 ⑥	0	0
	(備考)				純資産の部合計 w(=u+v)	3,327,663	3,219,189
	北海道通信(180000千円/玄米ハウ施設/H24.3～R8.12)(410500千円/哺育センター/R3.3～R22.11)				負債及び純資産の部合計 x(=t+w)	37,913,210	36,587,294
	名寄市(22581千円/南富良野施設/H26～R8.3)(17580千円/馬鈴薯選別施設/H28～R10.3)(18210千円/穀類乾燥施設/H29～R11.3)(9520千円/哺育センター/R3～R15.3)						
	(注)借入先・条件・使途等を記載						
(12)出資金の出資口数	【単位:口数】			(14)退職給付に関する事項			
		当年度末現在	前年度末現在	(貸借対照表注記項目) 【単位:千円、%】			
	正組合員	1,549,684	1,562,416			当年度	前年度
		0	0	退職給付債務の額(プラス表記)		625,489	583,630
准組合員		831,495	796,472	年金資産・特定退職共済制度の額(プラス表記)		530,112	496,294
		0	0	前払年金費用の額(プラス表記)		0	0
	(注)上段は金出資口数を記入し、下段は後記出資口数を記入する。			未認識過去勤務債務の額		0	0
	(13)年度末土地時価と再評価後帳簿価額の差異(含み損)			未認識数理計算上の差異の額		0	0
(13)年度末土地時価と再評価後帳簿価額の差異(含み損)	(貸借対照表注記項目) 【単位:千円】			会計基準変更時差異の未処理額		0	0
		当年度	前年度	過去勤務債務の費用処理額		0	0
		0	0	数理計算上の差異の費用処理額		0	0
		0	0	会計基準変更時差異の費用処理額		0	0
(15)農林年金特例業務負担金	【単位:千円】			割引率		0.00%	0.00%
		当年度	前年度	期待運用収益率		0.00%	0.00%
	特例業務負担金の将来見込額			(15)農林年金特例業務負担金	(貸借対照表注記項目) 【単位:千円】		
	(計算基準年月)	2024年3月	2023年3月			当年度	前年度
(注)計算基準年月は直近の総代会資料記載の基準年月を転記する。				特例業務負担金の将来見込額		77,819	86,324
				(計算基準年月)		2024年3月	2023年3月
				(注)計算基準年月は直近の総代会資料記載の基準年月を転記する。			

30 含み損をマイナス表記する。

農協名	3244	道北なよろ農業協同組合
(基準日) 2025年1月 (作成日) 2025年04月14日		
		(作成部署) 金融共済部 金融課

8-2. 損益計算書(P/L 単体)

(1) 損益計算書(P/L単体)

(2024年2月 ~ 2025年1月)

			【単位:千円】		
			当年度	前年度	
1. 事業総利益	(A)		1,309,994	1,242,532	
(1) 信用事業収益			248,335	235,091	
資金運用収益			222,416	207,777	
(うち預金利息)	(注1)		5,544	475	
(うち有価証券利息)			0	0	
(うち貸出金利	(注2)		106,561	96,543	
(うちその他受入利息)	(注3)		110,311	110,758	
役務取引等収益			21,091	23,229	
その他事業直接収益			0	0	
その他経常収益			4,828	4,085	
(2) 信用事業費用			43,317	51,912	
資金調達費用			19,012	6,486	
(うち貯金利息)			15,583	2,648	
(うち給付補填備金繰入)			2	1	
(うち譲渡性貯金利息)			0	0	
(うち借入金利息)			3,427	3,837	
(うちその他支払利息)			0	0	
役務取引等費用			2,339	2,246	
その他事業直接費用			0	0	
その他経常費用			21,966	43,180	
(うち貸倒引当金繰入額)				4,033	
(うち貸倒引当金戻入益)			▲20,806	0	
(うち貸出金償却)			0	0	
※信用事業総利益			205,018	183,179	
(3) 共済事業収益			141,931	141,170	
共済付加収入			132,132	132,572	
共済貸付金利息			0	0	
その他の収益			9,799	8,598	
(4) 共済事業費用			4,984	6,106	
共済借入金利息			0	0	
共済推進費			1,093	880	
共済保全費			2,315	2,018	
その他の費用			1,576	3,208	
(うち貸倒引当金繰入額)			0	0	
(うち貸倒引当金戻入益)			0	0	
(うち貸出金償却)			0	0	
※共済事業総利益			136,947	135,064	
(5) 購買事業収益			3,996,966	3,514,196	
購買品供給高			3,833,835	3,325,521	
購買手数料			37,595	37,657	
修理サービス料			63,140	63,311	
その他の収益			62,396	87,707	
(6) 購買事業費用			3,529,337	3,060,389	
購買品供給原価			3,398,057	2,930,758	
購買品供給費			47,642	44,481	
修理サービス費			13,165	13,689	
その他の費用			70,473	71,461	
(うち貸倒引当金繰入額)			22	156	
(うち貸倒引当金戻入益)			▲285	▲408	
(うち貸倒損失)			0	0	
※購買事業総利益			467,629	453,807	
(7) 販売事業収益			401,872	380,353	
販売品販売高			3,984	2,992	
販売手数料			262,415	252,375	
その他の収益			135,473	124,986	
(8) 販売事業費用			93,755	77,165	
販売品販売原価			3,552	2,704	
販売費			4,773	5,130	
その他の費用			85,430	69,331	
(うち貸倒引当金繰入額)			0	747	
(うち貸倒引当金戻入益)			▲1,720	▲45	
(うち貸倒損失)			0	0	
※販売事業総利益			308,117	303,188	
(9) 保管事業収益			135,855	131,728	
(10) 保管事業費用			48,439	60,462	
※保管事業総利益			87,416	71,266	
(11) 加工事業収益			0	0	
(12) 加工事業費用			0	0	
※加工事業総利益			0	0	
(13) 利用事業収益			377,546	352,105	
(14) 利用事業費用			232,191	225,321	
※利用事業総利益			145,355	126,784	
(15) 宅地等供給事業収益			0	0	
(16) 宅地等供給事業費用			0	0	
※宅地等供給事業総利益			0	0	
(17) その他の事業収益			0	0	
(18) その他の事業費用			0	0	
※その他の事業総利益			0	0	
(19) 指導事業収入			51,679	34,112	
(20) 指導事業支出			92,167	64,868	
※指導事業収支差額			▲40,488	▲30,756	
2. 事業管理費	(B)		1,136,269	1,114,126	
(1) 人件費			820,087	801,291	
(2) 業務費			75,725	78,307	
(3) 諸税負担金			29,828	31,203	
(4) 施設費			206,438	196,795	
(5) その他の事業管理費			4,191	6,530	
事業利益	(C)=(A)-(B)		173,725	128,406	
3. 事業外収益	(D)=(注4)		63,062	66,975	
(1) 受取雑利息			72	79	
(2) 受取出資配当金			16,696	16,720	
(3) 賃賃料			39,949	40,882	
(4) 貸倒引当戻入益			154	0	
(5) 償却債権取立益			0	0	
(6) 雑収入			6,191	9,294	
4. 事業外費用	(E)		26,475	28,876	
(1) 支払雑利息			525	719	
(2) 貸倒損失			0	0	
(3) 寄付金			377	302	
(4) 雑損失			420	175	
経常利益	(F)=(C)+(D)-(E)		210,312	166,505	
事業粗利益			1,293,639	1,221,056	
事業純益			157,370	102,757	
実質事業純益			157,370	106,930	
コア事業純益			157,370	106,930	
コア事業純益(投資信託解約損益を除く)			157,370	106,930	
投資信託解約損益			157,370	0	
(2)事業管理費			【単位:千円】		
			当年度	前年度	
減価償却費			130,978	120,390	
福利厚生費(法定福利費および厚生費)			140,845	140,719	
※附属明細書: 計算書類に関する事項 様式6-1-(7)					
5. 特別利益	(G)		55,433	40,240	
(1) 固定資産処分益			0	0	
(2) 一般補助金			55,433	40,240	
(3) 金融商品取引責任準備金取崩額			0	0	
(4) その他の特別利益			0	0	
6. 特別損失	(H)		67,451	40,574	
(1) 固定資産処分損			0	334	
(2) 固定資産圧縮損			55,433	40,240	
(3) 減損損失			12,018	0	
(4) 金融商品取引責任準備金繰入額			0	0	
(5) その他の特別損失			0	0	
税引前当期利益	(I)=(F)+(G)-(H)		198,294	166,171	
法人税、住民税及び事業税	(J)		40,035	17,236	
法人税等調整額	(K)		▲4,292	18,505	
法人税等合計	(J)+(K)		35,743	35,741	
当期剰余金	(L)=(I)-(J)-(K)		162,551	130,430	
当期首繰越剰余金	(M)		82,047	73,864	
積立金取崩額(合計)	(N)		3,617	19,974	
当期末処分剰余金	(O)=(L)+(M)+(N)		248,215	224,268	
(参考)					
剰余金処分(損失金処理)					
(注) 当期末処理損失金を計上した場合は、以下() 内に読み替え、損失金処理について記入する。					
			【単位:千円】		
			当年度	前年度	
1. 当期末処分剰余金			248,215	224,268	
2. 任意積立金取崩額			0	0	
計			248,215	224,268	
3. 剰余金処分額			170,206	142,221	
(1) 利益準備金			34,000	27,000	
(2) 任意積立金			74,292	50,000	
うち目的積立金(うち▲目的積立金によるてん補)			74,292	50,000	
(3) 出資配当金			11,717	11,555	
普通出資に対する配当金			11,717	11,555	
後配出資に対する配当金			0	0	
優先出資に対する配当金			0	0	
(4) 事業分量配当金			50,197	53,666	
4. 次期繰越剰余金			78,009	82,047	
※再評価積立金による損失のてん補がある場合は、法定準備金によるてん補に含めて記入する。					
※「課税所得(繰越欠損金控除前)」: 確定申告書別表一(二)中の、「課税所得(繰越欠損金控除前)」: 所得金額又は欠損金額+「欠損金又は災害損失金等の当期控除額」					
			【単位:千円】		
			当年度	前年度	
課税所得(繰越欠損金控除前)			151,684	51,064	
税務上の繰越欠損 (0またはマイナス値により入力)			0	0	
※「税務上の繰越欠損」: 翌期へ繰り越す欠損金又は災害損失金を記入する。					
			【単位:%】		
			当年度	前年度	
普通出資に対する配当率			1.00%	1.00%	
			【単位:千円】		
			当年度	前年度	
信連(統合県は農林中金)からの受取奨励金等を内書きで記入する。			0	0	
a 預金利息のうち預金額を基準として計算された受取奨励金※			110,312	110,758	
b その他の受入利息のうち受取奨励金※			0	0	
c 上記以外に事業外収益等で受取奨励金※を処理している場合のその額			0	0	
d aのうち預金額を基準として計算された受取特別配当金			6,826	8,034	
e bのうち受取特別配当金			0	0	
f cのうち受取特別配当金を処理している場合のその額			0	0	
g 信連(統合県は農林中金)からの劣後ローン利息(信用事業収益計上)※※			0	0	
h 信連(統合県は農林中金)からの劣後ローン利息(事業外収益計上)※※※			0	0	
※こで受取奨励金とは、受取奨励金の他出資配当金以外の利用分量配当(信連特配等)とする。					
※上記「a」の欄には「2 損益計算書(P/L単体)」の「注1」の勘定科目で計上した受取奨励金の他出資配当金以外の利用分量配当(信連特配等)の金額を記載する。					
※上記「b」の欄には「2 損益計算書(P/L単体)」の「注3」の勘定科目で計上した、中科目「受取奨励金」「受取特別配当金」の金額を記載する。					
※上記「c」の欄には「2 損益計算書(P/L単体)」の「注1」「注3」の勘定科目以外で計上した受取奨励金の他出資配当金以外の利用分量配当(信連特配等)の金額を記載する。					
※※上記「g」の欄には「2 損益計算書(P/L単体)」の「注2」の勘定科目で計上した、劣後ローン利息の金額を記載する。					
※※※上記「h」の欄には「2 損益計算書(P/L単体)」の「注4」の勘定科目で計上した、劣後ローン利息の金額を記載する。					

農協名	3244	道北なよろ農業協同組合
（基準日）2025年1月	（作成日）2025年04月14日	（作成部署）金融共済部 金融課

9. 部門別損益の状況

1 部門別損益の状況

2024 事業年度（ 2024 年 2 月 ～ 2025 年 1 月 ）								【単位:千円】
区 分	合 計	信 用 事 業	共 済 業	農業関連 事 業	生活その他 事 業	営農指導 事 業	共通管理費等	
事業収益	A	5,354,185	248,335	141,931	4,912,240		51,679	
事業費用	B	4,044,190	43,317	4,984	3,903,722		92,167	
事業総利益	C=A-B	1,309,995	205,018	136,947	1,008,518	0	▲40,488	
事業管理費	D	1,136,270	162,850	125,082	742,813		105,525	
（うち減価償却費）	E	130,977	2,407	1,990	115,627		10,953	
※うち共通管理費	F		62,315	54,499	162,349		31,018	▲310,181
（うち減価償却費）	G		2,275	1,990	5,927		1,132	▲11,324
事業利益	H=C-D	173,725	42,168	11,865	265,705	0	▲146,013	
事業外収益	I	62,907	12,638	11,053	32,925		6,291	
※うち共通分	J		12,638	11,053	32,925		6,291	▲62,907
事業外費用	K	26,322	5,288	4,625	13,777		2,632	
※うち共通分	L		5,288	4,625	13,777		2,632	▲26,322
経常利益	M=H+I-K	210,310	49,518	18,293	284,853	0	▲142,354	
特別利益	N	55,433	11,136	9,740	29,014		5,543	
※うち共通分	O		11,136	9,740	29,014		5,543	▲55,433
特別損失	P	67,451	13,551	11,851	35,304		6,745	
※うち共通分	Q		13,551	11,851	35,304		6,745	▲67,451
税引前当期利益	R=M+N-P	198,292	47,103	16,182	278,563	0	▲143,556	
営農指導事業分配賦額	S		21,792	14,557	107,207		▲143,556	
営農指導事業分配賦後税引前当期利益	T=R-S	198,292	25,311	1,625	171,356	0		

2023 事業年度（ 2023 年 2 月 ～ 2024 年 1 月 ）								【単位:千円】
区 分	合 計	信 用 事 業	共 済 業	農業関連 事 業	生活その他 事 業	営農指導 事 業	共通管理費等	
事業収益	A	4,788,756	235,091	141,170	4,378,383	0	34,112	
事業費用	B	3,546,224	51,912	6,106	3,423,338	0	64,868	
事業総利益	C=A-B	1,242,532	183,179	135,064	955,045	0	▲30,756	
事業管理費	D	1,114,126	160,728	121,125	728,880	0	103,393	
（うち減価償却費）	E	120,389	2,361	2,015	108,457	0	7,556	
※うち共通管理費	F		62,394	56,408	166,245	0	31,672	▲316,719
（うち減価償却費）	G		2,229	2,015	5,940	0	1,132	▲11,316
事業利益	H=C-D	128,406	22,451	13,939	226,165	0	▲134,149	
事業外収益	I	66,975	13,194	11,928	35,155	0	6,698	
※うち共通分	J		13,194	11,928	35,155	0	6,698	▲66,975
事業外費用	K	28,876	5,688	5,143	15,157	0	2,888	
※うち共通分	L		5,688	5,143	15,157	0	2,888	▲28,876
経常利益	M=H+I-K	166,505	29,957	20,724	246,163	0	▲130,339	
特別利益	N	40,240	7,927	7,167	21,122	0	4,024	
※うち共通分	O		7,927	7,167	21,122	0	4,024	▲40,240
特別損失	P	40,574	7,993	7,226	21,298	0	4,057	
※うち共通分	Q		7,993	7,226	21,298	0	4,057	▲40,574
税引前当期利益	R=M+N-P	166,171	29,891	20,665	245,987	0	▲130,372	
営農指導事業分配賦額	S		18,761	13,833	97,778	0	▲130,372	
営農指導事業分配賦後税引前当期利益	T=R-S	166,171	11,130	6,832	148,209	0		

2 共通管理費等・営農指導事業の配賦割合

区分	信 用 事 業	共 済 業	農業関連 事 業	生活その他 事 業	営農指導 事 業	計
共 通 管 理 費 等	20.09%	17.57%	52.34%		10.00%	100.00%
営 農 指 導 事 業	15.18%	10.14%	74.68%			100.00%
事 業 外 収 益	20.09%	17.57%	52.34%		10.00%	100.00%
事 業 外 費 用	20.09%	17.57%	52.34%		10.00%	100.00%
特 別 利 益	20.09%	17.57%	52.34%		10.00%	100.00%
特 別 損 失	20.09%	17.57%	52.34%		10.00%	100.00%

(1)共通管理費の配賦基準

その他(※)

＜『その他(※)』を選択した理由＞(「(半角カンマ)」改行)「”(半角ダブルコーテーション)」“(半角波形)」は入力不可)
(均等割+事業総利益割)で各事業部門へ配賦

(2)営農指導事業の配賦基準

その他(※)

＜『その他(※)』を選択した理由＞(「(半角カンマ)」改行)「”(半角ダブルコーテーション)」“(半角波形)」は入力不可)
事業総利益割で各事業部門へ配賦

(3)事業外収益・費用(共通分)配賦基準

(1). の共通管理費の配賦基準と同様

＜『その他(※)』を選択した理由＞(「(半角カンマ)」改行)「”(半角ダブルコーテーション)」“(半角波形)」は入力不可)

(4)特別利益・損失(共通分)配賦基準

(1). の共通管理費の配賦基準と同様

＜『その他(※)』を選択した理由＞(「(半角カンマ)」改行)「”(半角ダブルコーテーション)」“(半角波形)」は入力不可)

10-1. 連結財務諸表
(1)貸借対照表(B/S 連結)

		〔2024年2月～2025年1月〕		【単位:千円】	
		当年度	前年度	当年度	前年度
信用事業資産	1.信用事業資産	a	32,182,164	30,972,586	
	(1)現金及び預金		25,426,248	24,840,188	
	(2)コールローン及び買入手形		0	0	
	(3)買現先勘定		0	0	
	(4)債券貸借取引支払保証金		0	0	
	(5)買入金銭債権		0	0	
	(6)商品有価証券		0	0	
	(7)金銭の信託		0	0	
	(8)有価証券		0	0	
	(9)貸出金		6,577,618	5,961,776	
	(10)外国為替		0	0	
	(11)その他の信用事業資産		145,814	136,397	
	(12)債務保証見返		46,319	68,865	
共済事業資産	(13)▲貸倒引当金		▲13,835	▲34,640	
	2.共済事業資産	b	108	104	
	(1)共済貸付金		0	0	
	(2)その他の共済事業資産		108	104	
経済事業資産	(3)▲貸倒引当金		0	0	
	3.経済事業資産	c	1,164,190	1,151,907	
	(1)受取手形及び経済事業未収金		311,334	361,494	
	(2)棚卸資産		344,383	341,636	
固定資産	(3)その他の経済事業資産		509,015	451,301	
	(4)▲貸倒引当金		▲542	▲2,524	
	4.雑資産	d	1,035,850	992,227	
	5.固定資産	e	1,837,897	1,828,599	
固定資産	(1)有形固定資産		1,836,964	1,827,388	
	建物		3,128,974	3,090,067	
	機械装置		2,129,537	2,006,904	
	土地		464,850	476,868	
	リース資産		0	0	
	建設仮勘定		6,036	5,450	
	その他の有形固定資産		619,949	619,949	
	▲減価償却累計額		▲4,512,382	▲4,371,852	
	(2)無形固定資産		933	1,213	
	のれん		0	0	
	リース資産		0	0	
	その他の無形固定資産		933	1,213	
外部出資	6.外部出資	f	1,649,410	1,600,480	
	(1)外部出資		1,651,410	1,602,480	
7.退職給付に係る資産	(2)▲外部出資等損失引当金		▲2,000	▲2,000	
	8.繰延税金資産	g	0	0	
9.再評価に係る繰延税金資産	9.再評価に係る繰延税金資産	h	33,858	29,566	
	10.繰延資産	i	0	0	
資産の部合計	k(=a+b+c+d+e+f+g+h+i+j)		37,903,477	36,575,469	

オペレーティングリース未経過リース料		【単位:千円】	
		当年度	前年度
オペレーティングリース未経過リース料		0	0

業協名	3244	連北なよろ農業協同組合
(基準日) 2025年1月	(作成日) 2025年04月14日	(作成部署) 金融共済部 金融課

(2)損益計算書(P/L 連結)

		〔2024年2月～2025年1月〕		【単位:千円】	
		当年度	前年度	当年度	前年度
1.事業総利益	a	1,370,553	1,287,597		
	(1)信用事業収益		248,108	234,970	
	資金運用収益		222,417	207,777	
	(うち預金利息)		5,544	476	
	(うち有価証券利息)		0	0	
	(うち貸出金利)		106,561	96,543	
	(うちその他受入利息)		110,312	110,758	
	役務取引等収益		20,863	23,108	
	その他事業直接収益		0	0	
	その他経常収益		4,828	4,085	
	2.信用事業費用		43,317	51,912	
	資金調達費用		19,012	6,486	
	(うち貯金利息)		15,583	2,648	
2.事業管理費	b	1,202,535	1,181,471		
	(1)人件費		854,333	835,097	
	(2)その他事業管理費		348,202	346,374	
	事業利益	c(=a-b)	168,018	106,126	
	3.事業外収益	d	69,742	79,915	
	(1)受取雑利息		71	78	
	(2)受取出資配当金		17,373	17,827	
	(3)持分法による投資益		0	0	
	(4)その他の事業外収益		52,298	62,010	
	4.事業外費用	e	26,062	28,554	
	(1)支払雑利息		753	808	
	(2)持分法による投資損		0	0	
	(3)その他の事業外費用		25,309	27,746	
3.特別利益	f(=c+d-e)	211,698	157,487		
	5.特別利益	g	55,433	40,240	
	(1)固定資産処分益		0	0	
	(2)負ののれん発生益		0	0	
	(3)その他の特別利益		55,433	40,240	
	6.特別損失	h	67,451	40,574	
	(1)固定資産処分損		0	334	
	(2)減損損失		12,018	0	
	(3)その他の特別損失		55,433	40,240	
	税金等調整前当期利益	i(=f+g-h)	199,680	157,153	
	法人税、住民税及び事業税	j	40,242	17,442	
	法人税等調整額	k	▲4,292	18,505	
	法人税等合計	l(=j+k)	35,950	35,947	
※購買事業総利益	m(=i-l)	163,730	121,206		
	非支配株主損益調整前当期利益				
非支配株主利益	n**	0	▲461		
	当期剰余金	o(=m-n)	163,730	121,667	

(3)剰余金計算書(連結)

		【単位:千円】	
		当年度	前年度
資本剰余金	1.資本剰余金期首残高	1,889,341	1,694,391
	2.資本剰余金増加高	81,565	194,950
	3.資本剰余金減少高	0	0
	4.資本剰余金期末残高	1,970,906	1,889,341
利益剰余金	1.利益剰余金期首残高	14,817	69,765
	2.利益剰余金増加高	163,671	121,667
	当期剰余金	o	163,730
	3.利益剰余金減少高	65,221	94,859
配当金	配当金	65,221	11,380
	4.利益剰余金期末残高	113,267	96,573

**「非支配株主利益」がある場合はプラス入力、「非支配株主損失」がある場合はマイナス入力。

(5)子会社等の状況

【単位:千円】			
	当 期 末	前 期 末	増減(▲)
子会社※	1	1	0 ※法第11条の2
子法人等※	0	0	0 ※規則203条1号
関連法人等※	1	1	0 ※規則203条2号
合計	2	2	0

【単位：千円、％、人】

No.	会社名	設立年月	資本金 又は 出資金(注)	事業の内容	議決権に対する 当組合の保有割合	役員の兼任者数	議決権に対する当組合及び他の子会社等の保有割合
1	らくみらんど株式会社	2020年05月	50,000	哺育育成	99.60%	1人	99.60%
2	なよう地産づくり事業協同組合	2022年04月	5,000	人材派遣	20.00%	1人	40.00%
3							
4							
5							
6							
7							
8							
9							
10							
11							
12							
13							
14							
15							
16							
17							
18							
19							
20							
21							
22							
23							
24							
25							
26							
27							
28							
29							
30							

(注)資本準備金がある場合は、資本準備金も含めて記載する

備考欄(子会社等の状況にかかる特記事項)

○ 子会社等の財務内容

[illegible]

d 子会社等にかかる貸出金等査定結果

[illegible]

農協名		3244		道北なよろ農業協同組合	
(基準日) 2025年1月		(作成日)		2025年04月14日	
		(作成部署)		金融共済部 金融課	

10ー3. 固定資産の状況

＜固定資産情報＞								
No.	資産グループ名称	資産区分	賃貸先 子会社等No.	営業活動から生じる 損益(配賦後損益)	土地			償却資産
					再評価法 適用有無	簿価	時価	再評価前 簿価 償却後 簿価
1	機械センター(本所)	一般		▲1,252	—	12,018	15,014	12,018
2	機械センター(富田支所)	一般		▲6,304	—	45	484	45
3	らくみらんど(株)	賃貸(子会社等向け)	1	1,647	—	104,007	6,268	104,007
4								216,004
5								
6								
7								
8								
9								
10								
11								
12								
13								
14								
15								
16								
17								
18								
19								
20								
21								
22								
23								
24								
25								
26								
27								
28								
29								
30								
31								
32								
33								
34								
35								
36								
37								
38								
39								
40								
41								
42								
43								
44								
45								
46								
47								
48								
49								
50								

＜固定資産情報＞								
No.	資産グループ名称	資産区分	賃貸先 子会社等No.	営業活動から生じる 損益(配賦後損益)	土地			償却資産
					再評価法 適用有無	簿価	時価	再評価前 簿価 償却後 簿価
51								
52								
53								
54								
55								
56								
57								
58								
59								
60								
61								
62								
63								
64								
65								
66								
67								
68								
69								
70								
71								
72								
73								
74								
75								
76								
77								
78								
79								
80								
81								
82								
83								
84								
85								
86								
87								
88								
89								
90								
91								
92								
93								
94								
95								
96								
97								
98								
99								
100								

10ー3. 固定資産の状況

農協名		3244		道北なよろ農業協同組合	
(基準日) 2025年1月		(作成日)		2025年04月14日	
		(作成部署)		金融共済部 金融課	

＜固定資産情報＞									【単位:千円】
No.	資産グループ名称	資産区分	賃貸先 子会社等No.	営業活動から生じる 損益(配賦後損益)	再評価法 適用有無	土地 簿価	時価	再評価前 簿価	償却資産 償却後 簿価
101									
102									
103									
104									
105									
106									
107									
108									
109									
110									
111									
112									
113									
114									
115									
116									
117									
118									
119									
120									
121									
122									
123									
124									
125									
126									
127									
128									
129									
130									
131									
132									
133									
134									
135									
136									
137									
138									
139									
140									
141									
142									
143									
144									
145									
146									
147									
148									
149									
150									

＜固定資産情報＞									【単位:千円】
No.	資産グループ名称	資産区分	賃貸先 子会社等No.	営業活動から生じる 損益(配賦後損益)	再評価法 適用有無	土地 簿価	時価	再評価前 簿価	償却資産 償却後 簿価
151									
152									
153									
154									
155									
156									
157									
158									
159									
160									
161									
162									
163									
164									
165									
166									
167									
168									
169									
170									
171									
172									
173									
174									
175									
176									
177									
178									
179									
180									
181									
182									
183									
184									
185									
186									
187									
188									
189									
190									
191									
192									
193									
194									
195									
196									
197									
198									
199									
200									
計	—	—	—	—	—	116,070	21,766	116,070	216,172

農協名	道北なよろ農業協同組合
-----	-------------

提出先: JAバンク都道府県本部 (JAバンク中央本部)

JAバンク基本方針に基づく「体制整備モニタリング報告」(理事会・監事会報告様式)

理事会報告(予定)日	令和7年7月30日
監事会報告(予定)日	令和7年6月21日

1 作成内容 (1) 基準日 : 令和7年1月31日 (2) 作成内容 : 別添のとおり ○体制整備モニタリングシート(体制整備基準個別判定シート) ・表紙 ・体制整備モニタリングシート(業務体制の状況) ・体制整備モニタリングシート(とりまとめ様式) ・体制整備基準個別判定シート(各判定シート一式(No.1～No.26))	2. 監事所見欄 監事氏名: 五十嵐 真吾 監事意見 職務執行が適切に実行されていることを確保するための体制に関し、指摘すべき事項は認められません。
---	---

「体制整備基準」にかかる体制整備モニタリングシート（業務体制の状況）

項 目	確認事項	内 容		備考 (補足記入欄)
1 内部監査（検査）の体制	内部監査（検査）担当部署の名称 （**部**課等と記入）	監査室		
	担当部署の機構上の位置づけ（a～cより選択） a：組合長に直属している b：組合長以外の理事等に直属しているが、被監査部門の業務から独立（専任部署） c：a、b以外（組合長以外の理事等に直属し、かつ被監査部門の業務を兼務等）	a		
	内部監査（検査）担当職員数	2	人	
	うち専従者	2	人	
	内部監査（検査）の実施状況：年間実施延べ回数 （1店舗1回あたり、1回と記入）	11	回	
2 店舗事務処理体制	効率化店舗の店舗数 （備考欄に店舗名を記入）	0	店舗	
	窓口特化型店舗の店舗数 （備考欄に店舗名を記入）	0	店舗	
	ブランチインブランチの拠点数 （備考欄に拠点ごとの母店・ブランチ店の店舗名を記入）	0	拠点	
3 事務リスク管理体制	信用事業事務手続に関する指導担当部署 （**部**課等と記入）	総務部総務課		
	事務指導担当職員数	2	人	
4 貸出・審査体制	審査（二次審査）担当部署の名称 （**部**課等と記入）	総務部審査課		
	モデル区分	モデルB		
	審査担当職員数	3	人	
	うち役席者	2	人	
	うち一般担当者	1	人	
	うち専従者	1	人	
	うち役席者	1	人	
	うち一般担当者	0	人	
	不良債権管理・回収担当部署の名称 （**部**課等と記入）	金融共済部金融課		
不良債権管理・回収担当職員数	4	人		
5 余裕金運用体制	有価証券運用担当職員数	0	人	
	うち専任者	0	人	
6 集金体制	（a～cより選択） a：共用携帯用端末機のみを使用 b：受取書等（※）のみを使用 c：共用携帯用端末機および受取書等（※）の両方を使用 （※）「受取書」（集1－2－2/2または集1－6－3/3） および「定期積金掛込専用受取書」（集1－4－2/3）	－		
7 取次管理体制	信用事業を営む店舗以外で取次を行う拠点数 （備考欄に管轄店舗名・拠点名を記入）	20 0	拠点	

「体制整備基準」にかかる体制整備モニタリングシート（とりまとめ様式）

体制整備基準		指摘項目 ×、指摘有	本店とりまとめ部署による点検・評価				内部監査部署による検証		オンサイト モニタリング 結果 ○、整備済 ×、未整備 －、対象外	最 終 判 定	
項 目	点 検 内 容	行政 点 検 査	会計監 査人監 査	個別点検 ○、整備済 ×、未整備 －、対象外	自己評価 ○、整備済 ×、未整備 －、対象外	コメント	検証結果 ○、整備済 ×、未整備 －、対象外	コメント		判定結果 ○、整備済 ×、未整備 －、対象外	コメント
1 内部監査部門の独立	① 内部監査部門は、組織上、被監査部門から完全に独立した体制となっている。			○	○				○	○	
	② 内部監査部門は、組合長直属を原則とするが、内部監査専任でない専務等に直属する場合は、当該役員の担当業務について内部監査を実施する際には、監査の独立性が確保されるよう措置されている。			○					○		
	③ 内部監査担当者は、直近1年間で所属していた部署の内部監査を行っていない。			○					○		
	④ 内部監査担当者は、兼務している部署にかかる内部監査を行っていない。また、内部監査担当者（専従者）は、被監査部署の業務を行っていない。			○					○		
2 内部監査担当者の適切な配置	① 内部監査部門に各事業に精通した内部監査担当者（専従者）を複数名配置している。			○	○				○	○	
	② ①における内部監査担当者（専従者）は、農業協同組合内部監査士認定者（農協内部監査士）等（注）となっている（試験合格者も可）。			○					○		
	（注）農協内部監査士のほか、農協監査士、公認内部監査人、金融内部監査士、内部監査士、公認会計士等監査に関する同等以上の資格保有者を含む。			○					○		
3 内部監査部門における内部監査の適切な実施	③ 内部監査担当者（専従者）は、年1回以上の内部監査にかかる外部研修を受講している。			○	○				○	○	
	① 内部監査規程・内部監査実施要領等に基づいた内部監査計画（年度計画）が策定され、理事会に承認を受けている。			○					○		
	② 内部監査実施計画が策定され、内部監査部門長の承認を受けている。			○					○		
	③ 内部監査実施計画に基づく内部監査が実施され、内部監査調書が策定され、内部監査部門長の承認を受けている。			○					○		
	④ 内部監査報告書を作成し、内部監査で指摘された重要な事項について、遅滞なく組合長及び理事会等に報告している。			○					○		
4 顧客の本人確認の徹底実施	⑤ 内部監査結果に基づく指摘事項や改善提案事項の改善状況等について確認・調査がなされている。			○					○		
	① 取引時確認の対象となる取引を行う際には、本人確認書類による取引時確認を適正に行ったうえで、確認記録書を作成している。			○	○				○	○	
	② 確認記録書等が保管されている。			○					○		
5 反社会的勢力排除に向けた取組徹底	③ C C S の確認時に該当した先（※）および凍結口座名義人等に該当して排除した先については、疑わしい取引の届出が行われている。また、その他疑わしい取引の届出が必要と判断された場合、適切に報告が行われている。 （※）新たに反社会的勢力の該当先（B）および濃厚先（B G）に認定した先、または四半期毎のモニタリング時に疑わしい取引に該当すると判断した先			○					○		
	① 信用事業の新規取引等にはC C S の打鍵を実施するほか、系統マネロ管理システムにより、反社・制裁者リスト等を更新した都度のフィルタリングを適切に行っている。また、C C S の打鍵結果を保存している。			○	○				○	○	
	② 信用事業で反社会的勢力に該当した場合（反社・制裁者リスト等を更新した都度のフィルタリングで該当した場合を含む）には、新規取引については謝絶、既往取引がある場合には取引排除に向けた対処方針を策定している。			○					○		
	③ 信用事業にかかる反社会的勢力の該当状況および対処方針について、経営陣の適切な指示・関与のもと理事会等に報告し、対処方針に沿った組織的な対応を実践している。			○					○		

「体制整備基準」にかかる体制整備モニタリングシート（とりまとめ様式）

体制整備基準		指摘項目 ×、指摘有	本店とりまとめ部署による点検・評価				内部監査部署による検証		オンサイト モニタリング	最 終 判 定	
項 目	点 検 内 容	行政 点 検 査	会計監 査 実 査	個別点検 ○、整備済 ×、未整備 －、対象外	自己評価 ○、整備済 ×、未整備 －、対象外	コメント	検証結果 ○、整備済 ×、未整備 －、対象外	コメント	結果 ○、整備済 ×、未整備 －、対象外	判定結果 ○、整備済 ×、未整備 －、対象外	コメント
6 マネロン・テロ資金供与対策にか かる態勢整備および適切な顧客管 理の実施	① 目ＪＡの取引の傾向等を踏まえた固有リスク評価およびリス ク低減策等の内容が記載されたリスク評価書が策定されてお り、その制定・改廃にあたっては、理事会において、協議・ 決定している。			○			○		○		
	② 「マネロン・テロ資金供与対策」に関する担当部署として、 事業推進部門から独立したリスク管理を行う部署が業務分掌 上明確になっている。また、担当部署に専門性を有する人材 を配置している。			○			○		○		
	③ 系統マネロン管理システムを活用し、リスクに応じた本人再 確認、在留外国人管理、およびリスクベースモニタリングで 検知した取引にかかるリスク評価の判定を行うことにより、 適切な継続的顧客管理を実施している。			○	○		○		○	○	
	④ 「マネロン・テロ資金供与対策」に関する取組状況につい て、理事会へ報告されている。また、理事が必要に応じて指 示・議論を行うなど「マネロン・テロ資金供与対策」を主導 している。			○			○		○		
	⑤ 「マネロン・テロ資金供与対策」にかかる研修を実施し、 「マネロン・テロ資金供与対策」に関わる役職員全員が受講 している。			○			○		○		
7 個人情報漏えい防止の徹底	① 個人情報保護に関する基本方針（プライバシーポリシー）を 公表し、個人情報保護にかかる規程類が最新のものに整備さ れている。併せて、個人情報保護管理者等が設置されてい る。			○			○		○		
	② 全役職員を対象に個人情報保護に関するＪＡ内の研修会等が 開催されている（県域等で主催する外部研修会等への参加も 実績とする）			○	○		○		○	○	
	③ 全店舗で、②に掲げる研修以外に、個人情報保護にかかる意 識醸成の取組みを行っている。			○			○		○		
	④ 個人情報の管理に関する事項（漏えい事故等含む）や漏えい 後の再発防止策の策定・実践状況については、定期的又は必 要に応じて随時理事会等へ報告されている。			○			○		○		
8 内部者情報にかかる適切な管理お よび不正取引の防止	① 全役職員を対象にインサイダー取引防止をテーマとした研修 を実施している。			○	○		○		○	○	
	② 登録金融機関業務を行うＪＡにおいては「内部者取引管理規 則」等インサイダー情報等の適正な管理に関する規程類を整 備し、適切に運用している。			－			－		－		
9 登録金融機関業務にかかる内部管 理態勢	① 国債・投信取扱店舗には、登録外務員が配置されている （国債・投信の勧誘・販売・解約等、外務員行為を行う役職 員は全て外務員登録がされており、氏名変更・退職・出向の 都度、変更・抹消届が確実に実施されている）。			－			－		－		
	② 無登録者および無資格者による外務員行為が行われていな い。			－			－		－		
	③ 国債・投信取扱店舗において、営業責任者および内部管理 責任者の配置状況および資格取得状況が適切である。また、 内部管理部門に属する管理者について資格取得状況が適切で ある。			－			－		－	－	
	④ 登録金融機関業務にかかる個人データ取扱台帳が適時更新さ れている。			－			－		－		
	⑤ 国債・投信の販売に際し、重要事項を説明のうえ契約締結前 交付書面を交付している。投信の販売に関しては、最新の目 録見書を使用している。			－			－		－		
	⑥ 顧客ごとの適性を把握し、適合性の原則に基づいた勧誘・販 売を行っている。			－			－		－		
	⑦ 国債・投信取扱店舗において、自主点検が毎月実施され、 その結果の管理および改善指導が適切に行われている。			－			－		－		

「体制整備基準」にかかる体制整備モニタリングシート（とりまとめ様式）

体制整備基準		指摘項目 ×、指摘有	本店とりまとめ部署による点検・評価			内部監査部署による検証		オンサイト モニタリング 結果 ○、整備済 ×、未整備 －、対象外	最 終 判 定	
項 目	点 検 内 容	行政 検 査	会計監 査人監 査	個別点検 ○、整備済 ×、未整備 －、対象外	自己評価 ○、整備済 ×、未整備 －、対象外	コメント	検証結果 ○、整備済 ×、未整備 －、対象外	コメント	判定結果 ○、整備済 ×、未整備 －、対象外	コメント
10 信用事業部門における人事ローテーションおよび連続職場離脱の適切実施	① 信用事業を担当する職員について、原則5年で、部署・部店等をまたぐ異動または担当業務の変更または担当地区の変更が行われており、かつ担当顧客の変更が行われている。			○	○		○		○	
	② 信用事業を担当する職員について、年に1回以上、1週間以上の連続職場離脱を実施している。			○			○		○	
11 コンプライアンス・マニュアルの制定および周知徹底	① 「コンプライアンス・マニュアル」が、全中が提示したひな型等を参考にして作成され、理事会で承認されている。			○	○		○		○	
	② 「コンプライアンス・マニュアル」が全役職員に周知徹底されている。			○			○		○	
12 信用事業を営む店舗における店舗事務処理体制整備基準の遵守	（営業店自立運営基準未導入） ① 信用事業を営む店舗には、機構図上役席者2名以上（※）を含め最低4名以上配置され、事務を的確に処理する体制が構築されているとともに、就業時間中は、常時3名以上の信用事業担当職員が在店している。 （※）職制規程等で「役席者としての承認権限を有する職員」に指定されている者をいう。 （役席者2名以上の配置が困難な場合は、1名を役席者、それ以外を事故代理者とすることも可とする。）			－	－		－		－	
		② 店舗への配置が4名未満または役席者が1名となった場合については、補充が速やかに実施されている。			－		－		－	
12 信用事業を営む店舗における店舗事務処理体制整備基準の遵守	（営業店自立運営基準導入済） ① 信用事業を営む店舗には、機構図上役席者2名以上（※）を含め最低4名以上配置され、事務を的確に処理する体制が構築されているとともに、就業時間中は、常時3名以上の信用事業担当職員が在店している。 （※）職制規程等で「役席者としての承認権限を有する職員」に指定されている者をいう。 （役席者2名以上の配置が困難な場合は、1名を役席者、それ以外を事故代理者とすることも可とする。）			○	○		○		○	
		② 店舗への配置が4名未満または役席者が1名となった場合については、補充が速やかに実施されている。			○		○		○	
		③ 営業店システム導入に伴い、導入必須機器が設置されている。（別紙3：「導入必須機器、オープン出納機（オンライン化）にかかる経通措置、オンラインキャッシュ導入にかかる特例措置」参照）			○		○		○	

「体制整備基準」にかかる体制整備モニタリングシート（とりまとめ様式）

体制整備基準		指摘項目 ×、指摘有	本店とりまとめ部署による点検・評価			内部監査部署による検証		オンサイト モニタリング 結果 ○、整備済 ×、未整備 －、対象外	最 終 判 定	
項 目	点 検 内 容	行政 検査	会計監 査人監 査	個別点検 ○、整備済 ×、未整備 －、対象外	自己評価 ○、整備済 ×、未整備 －、対象外	コメント	検証結果 ○、整備済 ×、未整備 －、対象外	コメント	判定結果 ○、整備済 ×、未整備 －、対象外	コメント
12 信用事業を営む店舗における店舗事務処理体制整備基準の遵守	効率化店舗運営基準（営業店システム未導入）	① 信用事業を営む店舗のうち効率化店舗と位置づける店舗においては、機構図上役席者1名（※）を含め最低3名以上配置され、事務を的確に処理する体制が構築されているとともに、就業時間中は、常時2名以上の信用事業担当職員が在店している。 （※）職制規程等で「役席者としての承認権限を有する職員に指定されている者」をいう。			－		－		－	
		② 店舗への配置が3名未満となる場合は、予め母店等からの応援等により常時3名以上が確保される枠組みが構築され、また欠員が生じた場合の補充についても速やかに実施されている。			－		－		－	
		③ 効率化店舗では、オンラインキャッシュ等の現金事務効率化機器が導入されている。			－		－		－	
		④ 効率化店舗では、本店や母店等から、応援要員派遣、事務処理の点検など機動的な支援体制が整備されている。			－	－	－		－	
		⑤ 効率化店舗で貸出を行う場合は、貯金担保貸付・共済担保貸付およびマイカー・教育・フリー・カードローン（農業信用基金協会・協同住宅ローン・全国農協保証センター・三菱UFJニコスの保証付に限る）に限り、これ以外は受け付け母店等へ送付する扱いとしている。			－		－		－	
		⑥ 効率化店舗で自己宛小切手を取り扱う場合は、未使用小切手用紙の保管責任者を母店等の役席者が担い、母店等の応援を得て発行している。			－		－		－	
		⑦ 効率化店舗の渉外担当者および兼務者は、信用事業担当職員4名以上の店舗において3名を上回る部分の職員に限っている（信用事業担当職員3名の店舗では渉外担当者は配置せず、渉外担当との兼務を行っていない）。			－		－		－	
		⑧ 効率化店舗では、支店長による集金業務を行っていない。			－		－		－	

「体制整備基準」にかかる体制整備モニタリングシート（とりまとめ様式）

体制整備基準		指摘項目 ×、指摘有	本店とりまとめ部署による点検・評価			内部監査部署による検証		オンサイト モニタリング 結果 ○、整備済 ×、未整備 －、対象外	最 終 判 定	
項 目	点 検 内 容	行政 検査	会計監 査人監 査	個別点検 ○、整備済 ×、未整備 －、対象外	自己評価 ○、整備済 ×、未整備 －、対象外	コメント	検証結果 ○、整備済 ×、未整備 －、対象外	コメント	判定結果 ○、整備済 ×、未整備 －、対象外	コメント
12 信用事業を営む店舗における店舗事務処理体制整備基準の遵守	効率化店舗運営基準（営業店システム導入済）	① 信用事業を営む店舗のうち効率化店舗と位置づける店舗においては、機構図上役席者1名（※）を含め最低3名以上配置され、事務を的確に処理する体制が構築されているとともに、就業時間中は、常時2名以上の信用事業担当職員が在店している。 （※）職制規程等で「役席者としての承認権限を有する職員に指定されている者」をいう			－		－		－	
		② 店舗への配置が3名未満となる場合は、予め母店等からの応援等により常時3名以上が確保される枠組みが構築され、また欠員が生じた場合の補充についても速やかに実施されている。			－		－		－	
		③ 営業店システム導入に伴い、導入必須機器が設置されている。（別紙3：「導入必須機器、オープン出納機（オンライン化）にかかる経過措置、オンラインキャッシュ導入にかかる特例措置」参照）			－		－		－	
		④ 効率化店舗では、本店や母店等から、応援要員派遣、事務処理の点検など機動的な支援体制が整備されている。			－	－	－		－	
		⑤ 効率化店舗で貸出を行う場合は、貯金担保貸付・共済担保貸付およびマイカー・教育・フリー・カードローン（農業信用基金協会・協同住宅ローン・全国農協保証センター・三菱UFJニコスの保証付に限る）に限り、これ以外は受け付け母店等へ送付する扱いとしている。			－		－		－	
		⑥ 効率化店舗で自己宛小切手を取り扱う場合は、未使用小切手用紙の保管責任者を母店等の役席者が担い、母店等の応援を得て発行している。			－		－		－	
		⑦ 効率化店舗の渉外担当者および兼務者は、信用事業担当職員4名以上の店舗において3名を上回る部分の職員に限っている（信用事業担当職員3名の店舗では渉外担当者は配置せず、渉外担当との兼務を行っていない）。			－		－		－	
		⑧ 効率化店舗では、支店長による集金業務を行っていない。			－		－		－	

「体制整備基準」にかかる体制整備モニタリングシート（とりまとめ様式）

体制整備基準		指摘項目 ×、指摘有		本店とりまとめ部署による点検・評価			内部監査部署による検証		オンサイト モニタリング 結果 ○、整備済 ×、未整備 －、対象外	最 終 判 定	
項 目	点 検 内 容	行政 点 検 査	会計監 査人監 査	個別点検 ○、整備済 ×、未整備 －、対象外	自己評価 ○、整備済 ×、未整備 －、対象外	コメント	検証結果 ○、整備済 ×、未整備 －、対象外	コメント		判定結果 ○、整備済 ×、未整備 －、対象外	コメント
12 信用事業を営む店舗における店舗事務処理体制整備基準の遵守	窓口特化型店舗運営基準	① 信用事業を営む店舗のうち窓口特化型店舗と位置づける店舗においては、機構図上役席者1名（※）を含め2名配置され、事務を的確に処理する体制が構築されているとともに、就業時間中は、2名の信用事業担当職員が在店している。（※）職制規程等で「役席者としての承認権限を有する職員に指定されている者」をいう			－		－		－		
		② 店舗への配置が2名未満となる場合は、予め母店等からの応援等により2名が確保される仕組みが構築され、また欠員が生じた場合の補充についても速やかに実施されている。			－		－		－		
		③ 営業店システム導入に伴い、導入必須機器が設置されている。（別紙3：「導入必須機器、オープン出納機（オンライン化）にかかる経過措置、オンラインキャッシュ導入にかかる特例措置」参照）			－		－		－		
		④ 窓口特化型店舗では、本店や母店等から、応援要員派遣、事務処理の点検など機動的な支援体制が整備されている。			－		－		－		
		⑤ 窓口特化型店舗では貸出を行わず、受け付けた場合は母店等へ取り次ぐ扱いとしている。			－		－		－		
		⑥ 窓口特化型店舗では自己宛小切手を取り扱わず、受け付けた場合は母店等へ取り次ぐ扱いとしている。			－		－		－		
		⑦ 窓口特化型店舗では、渉外業務、集金業務および登録金融機関業務を行っていない。			－		－		－		

「体制整備基準」にかかる体制整備モニタリングシート（とりまとめ様式）

体制整備基準		指摘項目 ×、指摘有		本店とりまとめ部署による点検・評価			内部監査部署による検証		オンサイト モニタリング 結果 ○、整備済 ×、未整備 －、対象外	最 終 判 定	
項 目	点 検 内 容	行政 検査	会計監 査人監 査	個別点検 ○、整備済 ×、未整備 －、対象外	自己評価 ○、整備済 ×、未整備 －、対象外	コメント	検証結果 ○、整備済 ×、未整備 －、対象外	コメント		判定結果 ○、整備済 ×、未整備 －、対象外	コメント
13 自店（主）検査の適切な実施	① リスク管理部署等において、自店（主）検査要領、自店（主）検査計画等が作成されている。			○			○		○		
	② 各店舗において、定期的に自店（主）検査が行われており、発見された不備事項が改善されている、または改善に向けて取組中の状況にある。			○			○		○		
	③ 各店舗で実施した自店（主）検査の結果および改善状況については、J A 内での共有化に向けリスク管理部署等に提出され、理事会等へ報告されている。			○	○		○		○	○	
	④ 事務所管部署等（事務指導部署等）は、各店舗における自店（主）検査の取組状況を踏まえた各店舗の指導を行っている。			○			○		○		
	⑤ 各店舗で実施した自店（主）検査の結果およびその後の改善状況については、内部監査においても確認されている。			○			○		○		
14 貸出営業部署から分離した審査担当部署の整備	① 審査担当部署が設置され、貸出営業部署と組織レベルで分離している。			○			○		○		
	② 審査担当部署と貸出営業部署を所管する理事が分離されており、かつ審査担当部署に役席者1名を含む複数の専担者が配置されている「モデルA」の体制が整備されている（「モデルA」：別紙4：「審査担当部署イメージ」参照）。			－	○		－		－	○	
	③ 「モデルA」の体制構築が困難な場合には、「モデルB」の体制が整備されている（「モデルB」：別紙4：「審査担当部署イメージ」参照）。			○			○		○		
	④ 行政検査・会計監査人監査・内部監査・監事監査における貸出審査体制上の指摘事項が適切に改善されている。			○			○		○		
15 A L M委員会等の設置・運営	2（グループ1・共通）			－			－		－		
				－	－		－		－	－	
15 A L M委員会等の設置・運営	3（グループ用）			－			－		－		
				－	－		－		－	－	

「体制整備基準」にかかる体制整備モニタリングシート（とりまとめ様式）

体制整備基準		指摘項目 ×、指摘有	本店とりまとめ部署による点検・評価			内部監査部署による検証		オンサイト モニタリング 結果 ○、整備済 ×、未整備 －、対象外	最 終 判 定	
項 目	点 検 内 容	行政 検査	会計監 査人監 査	個別点検 ○、整備済 ×、未整備 －、対象外	自己評価 ○、整備済 ×、未整備 －、対象外	コメント	検証結果 ○、整備済 ×、未整備 －、対象外	コメント	判定結果 ○、整備済 ×、未整備 －、対象外	コメント
16 余裕金運用執行機能・後方事務機能・リスク管理機能等の分離	(グループ1 J A 用)	① 余裕金運用機能とリスク管理機能は、部または課単位で分離されている。			－		－		－	
		② 余裕金運用機能と事務管理機能は、部または課単位で分離されている。少なくとも担当者単位で分離されていて、相互けん制機能が発揮されている。			－	－	－		－	
		③ A L M委員会等の運用方針決定機関（会議体等）と余裕金運用機関（部署等）が、明確に分離されている。			－		－		－	
16 余裕金運用執行機能・後方事務機能・リスク管理機能等の分離	(グループ2 J A 用)	① 余裕金運用機能とリスク管理機能は、部単位で分離されている。少なくとも課単位で分離されている。			－		－		－	
		② 余裕金運用機能と事務管理機能は、部または課単位で分離されていて、相互けん制機能が発揮されている。			－		－		－	
		③ 余裕金運用を担当する専担部署を設置し、専任職員が2名以上配置されている。			－		－		－	
		④ A L M委員会等の運用方針決定機関（会議体等）と余裕金運用機関（部署等）が、明確に分離されている。			－		－		－	
16 余裕金運用執行機能・後方事務機能・リスク管理機能等の分離	(グループ3 J A 用)	① 余裕金運用機能とリスク管理機能は、部単位で分離されている。少なくとも課単位で分離されている。			－		－		－	
		② 余裕金運用機能と事務管理機能は、部または課単位で分離されていて、相互けん制機能が発揮されている。			－		－		－	
		③ 余裕金運用を担当する専担部署を設置し、直近2年以上の余裕金運用またはリスク管理の担当経験を有する専任職員が2名以上配置されている。			－		－		－	
		④ リスク管理を担当する職員として直近2年以上の余裕金運用またはリスク管理の担当経験を有する職員が2名以上配置されている。また、事務管理を担当する職員として直近2年以上の余裕金運用、リスク管理または事務管理の担当経験を有する職員が2名以上配置されている。			－		－		－	
		⑤ A L M委員会等の運用方針決定機関（会議体等）と余裕金運用機関（部署等）が、明確に分離されている。			－		－		－	
		⑥ 余裕金運用および事務管理担当理事とリスク管理担当理事が分離されている。また、余裕金運用担当理事とリスク管理担当理事は、それぞれ直近5年のうち2年以上（ただし、1年以上は「余裕金運用等にかかるリスク管理手続（ひな形）」に記載のグループ3 J Aに求められるリスク管理を不足なく実践している期間に限る。）は役職員として余裕金運用またはリスク管理に従事した経験を有する。			－		－		－	
		⑦ 余裕金運用またはリスク管理を担当する職員および理事は各々中央本部の指定する研修を受講している。			－		－		－	

「体制整備基準」にかかる体制整備モニタリングシート（とりまとめ様式）

体制整備基準		指摘項目 ×、指摘有	本店とりまとめ部署による点検・評価			内部監査部署による検証		オンサイト モニタリング 結果 ○、整備済 ×、未整備 －、対象外	最 終 判 定	
項 目	点 検 内 容	行政 検査	会計監 査人監 査	個別点検 ○、整備済 ×、未整備 －、対象外	自己評価 ○、整備済 ×、未整備 －、対象外	コメント	コメント		判定結果 ○、整備済 ×、未整備 －、対象外	コメント
17 固定資産取得（他部門運用）の適切な意思決定	① 定款で定める理事会に付すべき固定資産取得にあたって、理事会の承認を得ている。			○	○			○	○	
	② 固定資産の取得にかかる投資計画等が策定され、理事会等で協議されている。			○				○		
18 現金・現物・重要用紙の厳格管理	（営業店システム未導入） ① 現金精査について、指定簿等で明記された出納担当者を含む複数人で実施している。 ② 現金・現物は出納金庫等に施錠保管している。 ③ 取引精査について、「取引精査照会」により、複数人で窓口入力件数および入力金額の一致を確認している。 ④ 入力票等が綴られている。 ⑤ 渉外用釣り銭の管理について、適切な処理が行われている。 ⑥ 重要用紙（※）は現金や有価証券に準じ、金庫室等内の鍵のかかる施設（キャビネット等）に保管され、指定簿等で明記された保管責任者が厳正に管理している。 ⑦ 重要用紙（※）については、J A S T E Mシステムまたは管理簿にて、受払いの都度、指定簿等で明記された保管責任者の承認を受けている。			－	－			－	－	
				－				－		
				－				－		
				－				－		
				－				－		
				－				－		
				－				－		
18 現金・現物・重要用紙の厳格管理	（営業店システム導入済） ① 現金精査について、指定簿等で明記された出納担当者を含む複数人で実施している。 ② 現金・現物は出納金庫等に施錠保管している。 ③ 取引精査について、「取引精査照会」により、複数人で窓口入力件数および入力金額の一致を確認している。 ④ 入力票等が綴られている。 ⑤ 渉外用釣り銭の管理について、適切な処理が行われている。 ⑥ 重要用紙（※）は現金や有価証券に準じ、金庫室等内の鍵のかかる施設（キャビネット等）に保管され、指定簿等で明記された保管責任者が厳正に管理している。 ⑦ 重要用紙（※）については、J A S T E Mシステムまたは管理簿にて、受払いの都度、指定簿等で明記された保管責任者の承認を受けている。 ⑧ オープン出納機について、障害発生時等を除き、窓口端末にて登録したアカウント、権限設定に基づき、適切に利用している。			○	○			○	○	
				○				○		
				○				○		
				○				○		
				○				○		
				○				○		
				○	○			○	○	
				○				○		

「体制整備基準」にかかる体制整備モニタリングシート（とりまとめ様式）

体制整備基準		指摘項目 ×、指摘者		本店とりまとめ部署による点検・評価			内部監査部署による検証		オンサイト モニタリング 結果 ○、整備済 ×、未整備 －、対象外	最 終 判 定	
項 目	点 検 内 容	行政 検査	会計監 査人監 査	個別点検 ○、整備済 ×、未整備 －、対象外	自己評価 ○、整備済 ×、未整備 －、対象外	コメント	検証結果 ○、整備済 ×、未整備 －、対象外	コメント		判定結果 ○、整備済 ×、未整備 －、対象外	コメント
19 公印の厳格な管理と適切な使用	① 業務時間中、公印は施錠可能でかつ携帯可能な箱（公印箱）に納め、金庫室内の鍵のかかる施設（キャビネット等）または指定簿等で明記された管理者のもとで保管している。また、業務終了後、公印箱に格納し、金庫室内の鍵のかかる施設（キャビネット等）に保管している。			○	○		○		○	○	
	② 公印を使用する際には、指定簿等で明記された管理者が承認をしたうえで、管理簿等に証跡を残している。			○			○		○		
20 端末カードの厳格な管理と適切な使用	（営業店システム未導入） ① 役員者カードおよびオペレータカードは、管理簿等に定められた者が使用している。 ② 業務時間中、役員者カードは、役員者のもとで適切に管理している。または施錠可能でかつ携帯可能な箱（公印箱等）に納め金庫室内の鍵のかかる施設（キャビネット等）に保管している。また、業務終了後、役員者カードおよびオペレータカードは公印箱等に格納し、金庫室内の鍵のかかる施設（キャビネット等）に保管している。 ③ 役員者カードを使用しなければならない取引については、「役員者カード使用簿」等により役員者の承認を受けた後に使用している。 ④ 役員者は、翌営業日配信される「重要取引明細一覧表」と「役員者カード使用簿」等を検証し、一致していることを確認している。			－	－		－		－	－	
				－			－		－		
				－			－		－		
				－			－		－		
20 アカウントの厳格な管理	（営業店システム未導入） ① 役員者・担当者のアカウント登録、権限設定処理が適切に行われている。 ② 定期的（3か月を目途）に棚卸を行い、適切な登録がなされていることを確認している。 ③ 役員者は、翌営業日に配信される「重要取引明細一覧表」により、重要取引の発生状況を確認している。			○	○		○		○	○	
				○			○		○		
				○			○		○		

「体制整備基準」にかかる体制整備モニタリングシート（とりまとめ様式）

体制整備基準		指摘項目 ×、指摘有	本店とりまとめ部署による点検・評価				内部監査部署による検証		オンサイト モニタリング 結果 ○、整備済 ×、未整備 －、対象外	最 終 判 定	
項 目	点 検 内 容	行政 検査	会計監 査人監 査	個別点検 ○、整備済 ×、未整備 －、対象外	自己評価 ○、整備済 ×、未整備 －、対象外	コメント	検証結果 ○、整備済 ×、未整備 －、対象外	コメント		判定結果 ○、整備済 ×、未整備 －、対象外	コメント
21 受取書等を使用した集金管理の徹底	（共用携帯用端末機非使用） （営業店システム未導入）	① 受取書等を渉外担当者等に割り当てる場合には、重要用紙管理庫を渉外担当者等ごとに開設し、枚数単位で管理している。			－		－		－		
		② 現金等を受入れる際には、受取書等の発行を行い、帰店後、渉外担当役席者によって受取書（控）等と現金等との照合が行われている。			－		－		－		
		③ 預かった通帳等を集金先に返戻する際は受取書等を回収し、渉外担当役席者によって点検している。			－		－		－		
		④ 受取書等綴一冊がすべて使用済みとなった場合は、使用済みの受取書（控）等および回収した受取書等を記番号順に並べたうえで製冊している。			－		－		－		
		⑤ 受取書等は金庫室等内の鍵のかかる施設（キャビネット等）に保管している。			－	－	－		－	－	
		⑥ 定期積金について、掛込方法が集金の場合、担当者以外の者が「定期積金延滞一覧表」「定期積金掛込遅延リスト」等を活用するうえ、顧客ごとに延滞理由を確認し、役席者が確認している。			－		－		－		
		⑦ 定期積金について、大口集金先・入金遅延先等に対して、担当者以外の役職員による定期的または不定期訪問、電話等の手段により、適正な集金業務の実施を確認している。			－		－		－		
		⑧ 定期積金について、満期経過または解約等があった場合は、証書の提出を受け、掛込方法が集金のときは、証書裏面の掛込領収欄の記載内容とJ A S T E M勘定系システムの取引履歴が一致していることを確認している。			－		－		－		
21 受取書等を使用した集金管理の徹底	（共用携帯用端末機非使用） （営業店システム導入済）	① 受取書等を渉外担当者等に割り当てる場合には、重要用紙管理庫を渉外担当者等ごとに開設し、枚数単位で管理している。			－		－		－		
		② 現金等を受入れる際には、受取書等の発行を行い、帰店後、渉外担当役席者によって受取書（控）等とオープン出納機への現金格納金額等との照合が行われている。			－		－		－		
		③ 預かった通帳等を集金先に返戻する際は受取書等を回収し、渉外担当役席者によって点検している。			－		－		－		
		④ 受取書等綴一冊がすべて使用済みとなった場合は、使用済みの受取書（控）等および回収した受取書等を記番号順に並べたうえで製冊している。			－		－		－		
		⑤ 受取書等は金庫室等内の鍵のかかる施設（キャビネット等）に保管している。			－	－	－		－	－	
		⑥ 定期積金について、掛込方法が集金の場合、担当者以外の者が「定期積金延滞一覧表」「定期積金掛込遅延リスト」等を活用するうえ、顧客ごとに延滞理由を確認し、役席者が確認している。			－		－		－		
		⑦ 定期積金について、大口集金先・入金遅延先等に対して、担当者以外の役職員による定期的または不定期訪問、電話等の手段により、適正な集金業務の実施を確認している。			－		－		－		
		⑧ 定期積金について、満期経過または解約等があった場合は、証書の提出を受け、掛込方法が集金のときは、証書裏面の掛込領収欄の記載内容とJ A S T E M勘定系システムの取引履歴が一致していることを確認している。			－		－		－		

「体制整備基準」にかかる体制整備モニタリングシート（とりまとめ様式）

体制整備基準		指摘項目 ×、指摘有	本店とりまとめ部署による点検・評価			内部監査部署による検証		オンサイト モニタリング 結果 ○、整備済 ×、未整備 －、対象外	最 終 判 定	
項 目	点 検 内 容	行政 検査	会計監 査人監 査	個別点検 ○、整備済 ×、未整備 －、対象外	自己評価 ○、整備済 ×、未整備 －、対象外	コメント	検証結果 ○、整備済 ×、未整備 －、対象外	コメント	判定結果 ○、整備済 ×、未整備 －、対象外	コメント
21 受取書等を使用した集金管理の徹底	（共用携帯用端末機使用） （営業店システム未導入）	① 現金等を受入れる際には、集金先より電子サインを受けるか受取書等を出力のうえ集金先へ交付し、帰店後、渉外担当役席者によって「電子サイン取引一覧表」または「受取書発行一覧表（兼印紙管理表）」等と現金等との照合が行われている。			－		－		－	
		② 預かった通帳等を集金先に返戻する際は、集金先より電子サインを受けるか預り証等を回収し、帰店後、渉外担当役席者によって点検している。			－		－		－	
		③ 登録した受領内容の修正・削除を行った場合には、渉外担当役席者によって点検している。			－		－		－	
		④ 定期積金について、掛込方法が集金の場合、担当者以外の者が「定期積金延滞一覧表」「定期積金掛込遅延リスト」等を活用するうえ、顧客ごとに延滞理由を確認し、役席者が確認している。			－		－		－	
		⑤ 定期積金について、大口集金先・入金遅延先等に対して、担当者以外の役職員による定期的または不定期訪問、電話等の手段により、適正な集金業務の実施を確認している。			－		－		－	
		⑥ 定期積金について、満期経過または解約等があった場合は、証書の提出を受け、掛込方法が集金の場合は、証書裏面の掛込領収欄の記載内容とＪＡＳＴＥＭ勘定系システムの取引履歴が一致していることを確認している。			－		－		－	
21 受取書等を使用した集金管理の徹底	（共用携帯用端末機使用） （営業店システム導入済）	① 現金等を受入れる際には、集金先より電子サインを受けるか受取書等を出力のうえ集金先へ交付し、帰店後、渉外担当役席者によって「電子サイン取引一覧表」または「受取書発行一覧表（兼印紙管理表）」等とオープン出納機への現金格納金額等との照合が行われている。			－		－		－	
		② 預かった通帳等を集金先に返戻する際は、集金先より電子サインを受けるか預り証等を回収し、帰店後、渉外担当役席者によって点検している。			－		－		－	
		③ 登録した受領内容の修正・削除を行った場合には、渉外担当役席者によって点検している。			－		－		－	
		④ 定期積金について、掛込方法が集金の場合、担当者以外の者が「定期積金延滞一覧表」「定期積金掛込遅延リスト」等を活用するうえ、顧客ごとに延滞理由を確認し、役席者が確認している。			－		－		－	
		⑤ 定期積金について、大口集金先・入金遅延先等に対して、担当者以外の役職員による定期的または不定期訪問、電話等の手段により、適正な集金業務の実施を確認している。			－		－		－	
		⑥ 定期積金について、満期経過または解約等があった場合は、証書の提出を受け、掛込方法が集金の場合は、証書裏面の掛込領収欄の記載内容とＪＡＳＴＥＭ勘定系システムの取引履歴が一致していることを確認している。			－		－		－	

「体制整備基準」にかかる体制整備モニタリングシート（とりまとめ様式）

体制整備基準		指摘項目 ×、指摘有		本店とりまとめ部署による点検・評価			内部監査部署による検証		オンサイト モニタリング 結果 ○、整備済 ×、未整備 －、対象外	最 終 判 定	
項 目	点 検 内 容	行政 検査	会計監 査人監 査	個別点検 ○、整備済 ×、未整備 －、対象外	自己評価 ○、整備済 ×、未整備 －、対象外	コメント	検証結果 ○、整備済 ×、未整備 －、対象外	コメント		判定結果 ○、整備済 ×、未整備 －、対象外	コメント
22 信用事業規程・事務手続等に基づいた適切な貸出実行	① 稟議書類の内容に貸出決定に影響する不備はなく、必要な事項が記入されている。 融資稟議サブシステムで電子稟議決裁がなされている場合には、システムで必要な事項が記入されている。			○			○		○		
	② 原本が書面の場合、「債権書類ファイル」、「貸出稟議書ファイル」、「債権書類管理カード」が整備されている。また、債権書類に不備事項等がある場合は、「整備カード」が作成されている。 融資稟議サブシステム導入後は、電子ファイルが原本となる場合、「電子契約書」、「整備カード」がシステム内で整備・保管されている。			○			○		○		
	③ 信用事業規程に基づいた貸出が行われており、貸出の決定・実行・条件変更にかかる専決権限が遵守されている。			○			○		○		
	④ 借入意思・保証意思・担保提供意思の確認の事実については、「与信取引に関する契約意思確認書（新規契約）」等の提出を受けている。または面談記録（兼意思確認記録 借入申込時・契約時）等を作成し、所定の権限者に回付のうえ契約書類に添付・保管されている。 「面談記録」が融資稟議サブシステムで作成している場合、システム内で整備・保管されている。			○			○		○		
23 貸出実行時における事務の適切実施	① 役席者は稟議書と実行票の記入内容を検証し、実行票を承認している。			○			○		○		
	② 貸出起案（貸出担当者）と当該案件にかかる端末インプットは別の職員が行っている。			○			○		○		
	③ 貸出金実行時の資金交付について、原則として口座入金としている。			○			○		○		

「体制整備基準」にかかる体制整備モニタリングシート（とりまとめ様式）

体制整備基準		指摘項目 ×、指摘者	本店とりまとめ部署による点検・評価			内部監査部署による検証		オンサイト モニタリング 結果 ○、整備済 ×、未整備 －、対象外	最 終 判 定	
項 目	点 検 内 容	行政 検査	会計監 査人監 査	個別点検 ○、整備済 ×、未整備 －、対象外	自己評価 ○、整備済 ×、未整備 －、対象外	コメント	検証結果 ○、整備済 ×、未整備 －、対象外	コメント	判定結果 ○、整備済 ×、未整備 －、対象外	コメント
24 組合員組織の受託会計にか かる適切な管理	（法人IB未導入）	① 本店営農経済部署等は組合員組織口座の一覧（受託契約のない先を含む）を作成している。		○	○		○		○	○
		② 組合員組織会計を受託する場合には、組合員組織受託会計要領を制定し、組合員組織と会計受委託契約を締結している。		○			○		○	
		③ 受託先の貯金口座の通帳・印鑑は、受託会計担当者の所属部署とは別の預かり部署にて管理している。また、預かり部署では、通帳と印鑑は別の担当者が管理し、それぞれ施設可能な別の場所に保管している。		○			○		○	
		④ リスク管理部署等は、組合員組織口座の一覧をもとに年1回、受託先のうち通帳・印鑑をJAが管理する契約としていない先および受託契約のない先の代表者に対して、通帳・印鑑の保管状況にかかる確認を実施している。		○			○		○	
		⑤ リスク管理部署等は、本店営農経済部署等による組合員組織受託会計の適切な管理に向けた巡回指導等の実施状況を確認している。		○			○		○	
24 組合員組織の受託会計にか かる適切な管理	（法人IB導入済）	① 本店営農経済部署等は組合員組織口座の一覧（受託契約のない先を含む）を作成している。		－	－		－		－	－
		② 組合員組織会計を受託する場合には、組合員組織受託会計要領を制定し、組合員組織と会計受委託契約を締結している。		－			－		－	
		③ 法人IBでデータ承認を行う管理者ユーザは一般ユーザ（受託会計担当者）と別の部署に所属している。 受託先の貯金口座の通帳・印鑑を預かっている場合、通帳・印鑑は、受託会計担当者の所属部署とは別の預かり部署にて管理している。また、預かり部署では、通帳と印鑑は別の担当者が管理し、それぞれ施設可能な別の場所に保管している。		－			－		－	
		④ リスク管理部署等は、組合員組織口座の一覧をもとに年1回、法人IBを契約する組合員組織を対象に、受託先のうち法人IBを利用した入出金事務・会計事務等を受託する契約としていない先および受託契約のない先の代表者に対して、法人IBのユーザIDおよびパスワードの管理状況にかかる確認を実施している。 リスク管理部署等は、組合員組織口座の一覧をもとに年1回、受託先のうち通帳・印鑑をJAが管理する契約としていない先および受託契約のない先の代表者に対して、通帳・印鑑の保管状況にかかる確認を実施している。		－			－		－	
		⑤ リスク管理部署等は、本店営農経済部署等による組合員組織受託会計の適切な管理に向けた巡回指導等の実施状況を確認している。		－			－		－	
25 ATM用現金の複数人による補 填・回収・精査の徹底		① ATM用現金の補充・回収にあたっては、申請書等で明記されたATM管理責任者とATM取扱担当者の複数名で行われている。		○	○		○		○	○
		② ATM用現金の精査は毎週1回以上、ATM管理責任者が指定した任意の日に、ATM管理責任者とATM取扱担当者の複数名で行われている。		○			○		○	

「体制整備基準」にかかる体制整備モニタリングシート（とりまとめ様式）

体制整備基準		指摘項目 ×、指摘有	本店とりまとめ部署による点検・評価			内部監査部署による検証		オンサイト モニタリング 結果 ○、整備済 ×、未整備 －、対象外	最 終 判 定	
項 目	点 検 内 容	行政 点 検 査	会計監 査人監 査	個別点検 ○、整備済 ×、未整備 －、対象外	自己評価 ○、整備済 ×、未整備 －、対象外	コメント	検証結果 ○、整備済 ×、未整備 －、対象外	コメント	判定結果 ○、整備済 ×、未整備 －、対象外	コメント
26 余裕金運用規程とリスク管理手続に基づく適切な業務の実施	(グループ1 J A 用)	① 余裕金運用自主ルールに沿った余裕金運用規程、リスク管理手続および権限規定等を定め、関係役職員に周知されている。			－		－		－	
		② 余裕金運用規程に定める運用範囲、格付制限、保有限度額制限が遵守されている。			－		－		－	
		③ 余裕金運用担当部署による運用が、理事会等で決定された方針等に基づき、かつ権限規定等に定める決裁を得て執行されている。			－		－		－	
		④ リスク情報の管理・報告は、リスク管理手続に定める手順・内容・頻度により適切に実施されている。			－		－		－	
		⑤ 資産・負債全体の金利リスクおよび保有する有価証券等の価格変動リスクは定期的に分析され、必要に応じてALM委員会等で対応策が協議されている。			－		－		－	
		⑥ 仕組債等の複雑なリスク特性を有する商品の取得時には所要の協議がなされ、保有期間中は、適切にリスク量を把握し、ALM委員会等で対応策が協議されている。			－		－		－	
26 余裕金運用規程とリスク管理手続に基づく適切な業務の実施	(グループ2 J A 用)	① 余裕金運用自主ルールに沿った余裕金運用規程、リスク管理手続および権限規定等を定め、関係役職員に周知されている。			－		－		－	
		② 余裕金運用規程に定める運用範囲、格付制限、保有限度額制限が遵守されている。			－		－		－	
		③ 余裕金運用担当部署による運用が、理事会等で決定された方針等に基づき、かつ権限規定等に定める決裁を得て執行されている。			－		－		－	
		④ リスク情報の管理・報告は、リスク管理手続に定める手順・内容・頻度により適切に実施されている。			－		－		－	
		⑤ 資産・負債全体の金利リスクおよび保有する有価証券等の価格変動リスクは定期的に分析され、必要に応じてALM委員会等で対応策が協議されている。			－		－		－	
		⑥ リスクの高い商品（株式、投資証券、外貨建て商品、リスクの高い証券投資信託、金銭の信託）については、運用戦略、損失限度額についてALM委員会等での協議を経て、理事会で決定されている。執行状況および損益状況は適宜検証されており、運用方針の逸脱は防止され、また損失限度額到達時にはあらかじめ定められた方針に則った対応がなされている。			－		－		－	
		⑦ 仕組債等の複雑なリスク特性を有する商品の取得時には所要の協議がなされ、保有期間中は、適切にリスク量を把握し、ALM委員会等で対応策が協議されている。			－		－		－	
		⑧ 信用リスクを伴う商品については、取得基準、具体的な取得・処分方針を定めており、その基準・方針が遵守されている。			－		－		－	

「体制整備基準」にかかる体制整備モニタリングシート（とりまとめ様式）

体制整備基準		指摘項目 ×、指摘有	本店とりまとめ部署による点検・評価			内部監査部署による検証		オンサイト モニタリング 結果 ○、整備済 ×、未整備 ―、対象外	最 終 判 定	
項 目	点 検 内 容	行政 点 検 査	会計監 査人監 査	個別点検 ○、整備済 ×、未整備 ―、対象外	自己評価 ○、整備済 ×、未整備 ―、対象外	コメント	検証結果 ○、整備済 ×、未整備 ―、対象外	コメント	判定結果 ○、整備済 ×、未整備 ―、対象外	コメント
26 余裕金運用規程とリスク管理手続に基づく適切な業務の実施	(グループ3JA用)	① 余裕金運用自主ルールに沿った余裕金運用規程、リスク管理手続および権限規定等を定め、関係役職員に周知されている。			—		—		—	
		② 余裕金運用規程に定める運用範囲、格付制限、保有限度額制限が遵守されている。			—		—		—	
		③ 余裕金運用担当部署による運用が、理事会等で決定された方針等に基づき、かつ権限規定等に定める決裁を得て執行されている。			—		—		—	
		④ リスク情報の管理・報告は、リスク管理手続に定める手順・内容・頻度により適切に実施されている。			—		—		—	
		⑤ グループ3JAに求められるリスク管理（別紙7：「グループ3JAにおける市場リスク管理」）が実施されており、VaR計測およびバックテストの結果についてALM委員会等に月次で報告されている。			—		—		—	
		⑥ 資産・負債全体の金利リスクおよび保有する有価証券等の価格変動リスクは定期的に分析され、必要に応じてALM委員会等で対応策が協議されている。			—		—		—	
		⑦ リスクの高い商品（株式、投資証券、外貨建て商品、リスクの高い証券投資信託、金銭の信託）については、年次運用戦略、損失限度額についてALM委員会等での協議を経て、理事会で決定されている。執行状況および損益状況は適宜検証されており、運用方針の逸脱は防止され、また損失限度額到達時にはあらかじめ定められた方針に則った対応がなされている。			—		—		—	
		⑧ 仕組債等の複雑なリスク特性を有する商品の取得時には所要の協議がなされ、保有期間中は、適切にリスク量を把握し、ALM委員会等で対応策が協議されている。			—		—		—	
		⑨ 信用リスクを伴う商品については、取得基準、具体的な取得・処分方針を定めており、その基準・方針が遵守されている。			—		—		—	
		⑩ ストレステストおよび手続管理が適切に実施されており、ディスカッションポイントまたはチェックポイントに抵触した場合は、随時ALM委員会等が招集され対応が協議されている。			—		—		—	

種馬鈴薯防疫検査結果について

○ 第2期防疫検査 7月 2日（水）実施 全筆合格

○ 第3期防疫検査 7月16日（木）実施 全筆合格

令和7年産米出荷契約数量

品種		主食用米		加工用米・備蓄米・飼料用米		合 計		計画対比 面積(ha)	前年対比 面積(ha)	備 考
		作付面積 (ha)	契約数量 (俵)	作付面積 (ha)	契約数量 (俵)	作付面積 (ha)	契約数量 (俵)			
うるち玄米	な な つ ぼ し	192.05	6,118.5	64.04	6,308.5	256.09	12,427.0	—	33.64	契約戸数 21戸 前年対比 ▲ 3戸
	きらら397	1.74	171.0	0.54	53.5	2.28	224.5	—	▲ 0.15	
	おぼろづき	9.25	375.0			9.25	375	—	▲ 0.26	
	え み ま る	1.98	195.0	5.18	510.0	7.16	705.0	—	▲ 1.24	
	そらきらり			2.43	239.0	2.43	239.0	—	2.43	
	ゆめぴりか	46.82	4,612.0			46.82	4,612.0	—	3.73	
	その他うるち	58.50	0.0			58.50	0.0	—	▲ 2.19	
	彗 星	2.28	224.5			2.28	224.5	—	0.00	
	きたしずく	0.89	50.0			0.89	50.0		0.00	
	吟 風	1.06	104.5			1.06	104.5	—	1.06	
うるち米計		314.57	11,850.5	72.19	7,111.0	386.76	18,961.5	6.76	37.02	
もち玄米	はくちょうもち	1,663.84	153,484.5	499.94	49,246.0	2,163.78	202,730.5	—	118.40	契約戸数 217戸 前年対比 ▲ 7戸
	風の子もち	405.88	37,810.5	765.99	73,602.0	1,171.87	111,412.5	—	▲ 34.58	
	きたゆきもち					0.00	0.0	—	0.00	
	その他もち					0.00	0.0	—	0.00	
もち米計		2,069.72	191,295.0	1,265.93	122,848.0	3,335.65	314,143.0	15.65	83.82	
うるち米・もち米計		2,384.29	203,145.5	1,338.12	129,959.0	3,722.41	333,104.5	22.41	120.84	計 238戸
前年実績		2,253.63	195,846.0	1,352.53	130,750.7	3,606.16	326,596.7			
前年対比		130.66	7,299.5	▲ 14.41	▲ 791.7	116.25	6,507.8			

※酒造好適米：彗星・きたしずく・吟風

令和7年産米出荷契約金

(単位：千円)

品種		主食用米		加工用米		合 計		計画対比	前年対比 (俵)	備 考
		契約金数量 (俵)	契約金額 @10,000円/俵	契約金数量 (俵)	契約金額 @10,000円/俵	契約金数量 (俵)	契約金額			
うるち米		2,233.0	22,330	6,074.0	60,740	8,307.0	83,070	—	▲ 2,045.0	15戸
もち米		45,434.0	454,340	79,608.0	796,080	125,042.0	1,250,420	—	▲ 76,821.0	168戸
合 計		47,667.0	476,670	85,682.0	856,820	133,349.0	1,333,490	—	▲ 78,866.0	計 183戸

令和 8 年産麦出荷契約

品種	作付計画		出荷契約		計画対比	前年対比	前年契約
	面積 ha	数量 t	面積 ha	数量 t	面積 ha	面積 ha	面積 ha
きたほなみ	580.0	2,436	517.5	2,043	▲ 62.5	▲ 47.5	565.0
春よ恋	200.0	460	140.6	353	▲ 59.4	▲ 3.5	144.1
計	780.0	2,896	658.1	2,396	▲ 121.9	▲ 51.0	709.1

令和 7 年産大豆出荷契約

品種	作付計画		出荷契約		計画対比	前年対比	前年契約
	面積 ha	数量 俵	面積 ha	数量 俵	面積 ha	面積 ha	面積 ha
ユキホマレ	510.0	20,400	479.4	18,218	▲ 30.6	▲ 74.5	553.9
とよまどか	10.0	400	11.4	434	1.4	▲ 5.7	17.1
計	520.0	20,800	490.8	18,652	▲ 29.2	▲ 80.2	571.0

令和 7 年産てん菜出荷契約

品種	作付計画		出荷契約		計画対比	前年対比	前年契約
	面積 ha	数量 t	面積 ha	数量 t	面積 ha	面積 ha	面積 ha
KWS 8K860	50.0	2,750	50.7	3,732	0.7	▲ 9.7	60.4

令和 7 年産そば出荷契約

品種	作付計画		出荷契約		計画対比	前年対比	前年契約
	面積 ha	数量 俵	面積 ha	数量 俵	面積 ha	面積 ha	面積 ha
キタワセ	650.0	10,000	554.9	8,073	▲ 95.1	▲ 93.7	648.6

令和7年度 小麦乾燥調製施設操業計画

秋小麦

施設名	地 区	品 種	令和7年度 計画			備 考
			面積 ha	受入形態	製品数量 t	
風連施設	風 連	きたほなみ	201.8	生 麦	726.5	
	名 寄		68.6	生 麦	247.0	
	計		270.4		973.5	
智恵文施設	名 寄	きたほなみ		生 麦		
	智恵文		278.2	生 麦	1,001.5	
	計		278.2		1,001.5	
合 計			548.6		1,975.0	360kg／10a

受入開始日：令和7年7月15日

受入進度 風連 終了

智恵文 30日予定

春小麦

施設名	地 区	品 種	令和7年度 計画			備 考
			面積 ha	受入形態	製品数量 t	
風連施設	風 連	春よ恋（初冬）	27.5	生 麦	82.5	
上川RT	風 連	春よ恋（初冬）	30.0	生 麦	90.0	
初冬計			57.5		172.5	300kg／10a
風連施設	風 連	春よ恋（春播）	88.9	生 麦	160.0	
	名 寄		22.5	生 麦	40.5	
春播計			111.4		200.5	
合 計			168.9		373.0	180kg／10a

受入開始日：令和7年7月24日

受入進度 70%

生乳受託販売規程 新旧対照表

改 正 後	現 行	備 考
生乳受託販売規程 第1条～第2条3項の一（略） 第2条3項 二 <u>乳及び乳製品の成分規格等に関する命令</u>第2条第2項に規定する生乳であること 第2条3項の三～第25条（略） 附 則 この規程は、<u>令和7年7月30日</u>から施行する。	生乳受託販売規程 第1条～第2条3項の一（略） 第2条3項 二 <u>乳及び乳製品の規格等に関する省令</u>第2条第2項に規定する生乳であること 第2条3項の三～第25条（略） 附 則 <u>1.</u> この規程は、<u>平成30年4月 1日</u>から施行する。	・乳等省令から乳等命令への名称変更に伴う条文修正 ・施行日の更新

生乳受託販売規程

この組合が行う生乳受託販売（畜産経営の安定に関する法律（以下「法」という。）第2条第4項第1号イの生乳受託販売をいう。以下同じ。）に係る業務並びに生産者補給金の交付の業務及び集送乳調整金に係る業務は、ホクレン農業協同組合連合会（以下「ホクレン」という。）の生乳受託販売規程に基づくほか、この規程の定めるところにより行うものとする。

第1章 生乳受託販売に係る受託の業務

（生乳受託販売の業務）

第1条 この組合は、生乳受託販売を行うものとする。

（委託を受ける生乳の範囲）

第2条 この組合は、この組合の区域内において、生産された生乳について、生乳受託販売に係る委託を引き受けるものとする。

2 この組合は、年間を通じて安定的に行われる見込みがない場合その他の畜産経営の安定に関する法律施行規則（以下「施行規則」という。）第19条で定める正当な理由がある場合を除き、生乳受託販売に係る委託の申出を拒まないものとする。

3 この組合が生乳受託販売に係る委託を受ける生乳は、第1項に定める生乳のうち、次に掲げる生乳とする。

- 一 この組合と生乳受託販売契約を締結する生乳生産者が自ら生産する生乳であること
- 二 乳及び乳製品の成分規格等に関する命令第2条第2項に規定する生乳であること
- 三 農薬、飼料添加物、動物用医薬品（以下「農薬等」という。）を適正に使用して生産された生乳であること
- 四 施行規則第2条で定める規格を満たすこと
- 五 次のいずれにも該当しない生乳生産者が自ら生産する生乳であること
 - ア 暴力団、暴力団員、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロ又は特殊知能暴力集団等その他これらに準ずる者（以下これらを「暴力団員等」という。）又は暴力団員等がその事業活動を支配する者
 - イ 法その他関連法令の規定に違反したために罰金以上の刑に処せられ、その刑の執行を終わり、又は刑の執行を受けることがなくなった日から3年を経過しない者

4 この組合は、生乳受託販売に係る委託を受ける生乳の安全性を確保するため、この組

合に生乳受託販売に係る委託をする者（以下「委託者」という。）に対して、生乳の生産に関する農薬等の使用の記録及びその保管の措置を講じることを求め、また、必要に応じて当該措置に係る改善を行うことを求めるものとし、当該措置が講じられない場合又は改善されない場合は、当該委託者の生乳の委託を受けないものとする。

- 5 この組合は、委託者に対し、前二項の確認及び改善のために必要な検査、現地確認及び指導を実施することができるものとする。
- 6 この組合は、委託者がこの組合に対して出荷しようとする生乳について、当該委託の申出が特定の用途への生乳販売を条件とするものである場合は、生乳受託販売に係る委託を引き受けないことができるものとする。ただし、特別の事情がある場合であって、生乳取引の公正及び安定と集送乳の合理化を阻害しないものと認められるときは、この限りではない。

（生乳受託販売契約の締結）

第3条 この組合は、生乳受託販売に係る委託の引き受けについては、原則として別に定める生乳受託販売契約例により、委託者と生乳受託販売に係る委託に関する契約（以下「生乳受託販売契約」という。）を締結してするものとする。

- 2 前項の契約の締結に当たっては、申出を行った者の当該年度における毎月の生産見込生乳総数量、委託予定生乳数量、割合及びそれぞれの基準日量等を記載した生乳委託計画を当該契約書に添付するものとする。生乳委託計画書の作成に当たってはその正確を期するものとする。
- 3 この組合は、委託者に対して、生乳受託販売契約への添付書類の添付や生乳受託販売契約に関する確認方法の取り決めを求めることができる他、本条第2項の事項等について、他の出荷先との契約状況や、生産者の生乳生産量、経産牛頭数の確認等、契約内容の確認のための照会を行うことができるものとする。なお、この照会の方法として、この組合は、委託者に対し、「独立行政法人家畜改良センター牛個体識別全国データベース」に登録されている、委託者の管理者牛群情報の提出を求めることができるものとする。
- 4 この組合は、委託者に対し、ホクレンが運営する生乳トレーサビリティシステムへの参加又は自らの生乳流通等に係る情報を記録、保管することにより、生乳のトレーサビリティを確保すること、及びこれに係るデータ等の利用に同意することを求める。なお、この保管の年限については、ホクレンが別に定めるところによる。

（生乳受託契約の期間）

第4条 生乳受託販売契約の期間は、原則として、毎年4月1日から翌年3月31日までの1年間（以下「年度」という。）とするものとし、期間を1年以上とする場合にあっては、年度を基本とした複数年度とする。ただし、新規就農等の年度期中によりやむ

を得ないと認められるときは、１年度内において１年より短い期間を定めることができる。

(委託者に対し支払う生乳の代金の算定方法)

第５条 この組合は、毎月、その月にこの組合が生乳受託販売契約に基づき生乳受託販売に係る委託を受けてホクレンが販売した生乳の数量及び品質規格に応じてあん分する方法により、委託者ごとに、その月の委託者に対して支払う生乳の対価を算定するものとする。

- ２ 前項の規定に関わらず、生乳受託販売契約に基づき生乳受託販売に係る委託を受けた生乳のうち当該委託を受けた月内に販売ができなかったものについては、ホクレンが別に定めるところにより、暫定的に生乳の対価を算定することができるものとする。この場合において、当該生乳が販売されたときは、速やかに対価の算定及び精算を行うものとする。
- ３ 前二項の規定による算定及び精算について、特別な事情が生じた場合については、ホクレンが別に定める方法により行うことができるものとする。
- ４ この組合は、本条第１項の規定に加え、生乳の品質規格、特色、生乳受託販売契約の形態その他ホクレン又はこの組合が別に定める方法により、委託者ごとに、その月の委託者に対して支払う生乳の対価を算定するものとする。
- ５ この組合は、前四項の規定により算定された委託者ごとに支払う生乳の対価から、集送乳経費、検査経費、販売経費その他生乳受託販売に伴い必要となる経費及び手数料を、委託を受けた生乳の数量に応じてあん分することを原則として、ホクレン又はこの組合が別に定める方法により控除することができるものとする。
- ６ 前項の集送乳経費の控除に当たっては、委託者と契約を締結するに当たり、生乳１キログラム当たりの集送乳に要する経費の額及びそのうち生乳の生産者が負担する額をいずれも明らかにするとともに、ホクレン又はこの組合が別に定める方法により委託者間での平準化の措置をとるものとする。
- ７ この組合は、生乳取引の公正及び安定を図るための措置を講ずるために必要な経費等を、委託者ごとに支払う生乳の対価からホクレン又はこの組合が別に定める方法により控除することができるものとする。
- ８ 第２項から第７項のこの組合が別に定める方法を定めるに当たっては、理事会の意見を聴いて、定めるものとする。

(受託生乳の品質規格)

第６条 前条第１項の品質規格は、施行規則第２条に規定する規格のほか、次に掲げるもののうち、ホクレンが別に定めるものとする。

- 一 脂肪率、無脂乳固形分率等生乳の成分に関する乳質規格

二 生菌数、体細胞数等生乳の衛生に関する乳質規格

(受託生乳の検査)

第7条 生乳受託販売に係る委託を受ける生乳又は委託を受けた生乳の検査については、前条の品質規格並びに抗生物質及び化学的合成品たる抗菌性物質について、ホクレンが別に定める頻度、方法等により、検査の効率化及び地域の事情を勘案してホクレンが指定する検査機関において実施するものとする。

(受託生乳の集乳)

第8条 生乳受託販売に係る委託を受ける生乳の集乳業務は、原則として、ホクレンが実施するものとする。ただし、この組合がホクレンから委託を受ける場合にあっては、生乳集乳業務委託契約を締結するものとする。

2 前項の集乳業務における生乳の受渡場所は、ホクレンの定めるところによる。

(受託生乳の代金の支払い方法)

第9条 この組合は、第5条の規定により算定した毎月の生乳代金を原則として翌月の15日までに委託者が指定する口座に払い込む方法により、支払うものとする。ただし、委託者が別の方法によることを希望したときは、その方法により支払うことができるものとする。

第2章 生乳受託販売に係る委託の業務

(生乳受託販売に係る委託)

第10条 この組合は、第3条第2項の規定により委託者が提出した毎年度の生乳委託計画に係る数量をホクレンに委託する。

第3章 生産者補給金及び集送乳調整金の交付の業務

(生産者補給金及び集送乳調整金の交付)

第11条 この組合は、ホクレンから生産者補給交付金及び集送乳調整金の交付を受けたときは、法、施行令及び施行規則の規定並びに独立行政法人農畜産業振興機構が定める加工原料乳生産者補給交付金等交付要綱及びこれに基づいて生産者補給交付金及び集送乳調整金の交付の決定の際に付される条件に従い、当該生産者補給交付金及び集送乳調整金の金額に相当する金額を、それぞれ生産者補給金及び集送乳調整金として、委託者に対し、その委託に係る生乳の数量を基準として交付するものとする。

- 2 前項の委託者に対する生産者補給金及び集送乳調整金の交付に当たっては、その者に対して交付する生産者補給金及び集送乳調整金それぞれの金額を記載した書面を交付するものとする。

(生産者補給金及び集送乳調整金の経理)

第12条 この組合は、生産者補給金及び集送乳調整金の経理について新たに勘定科目を設定して行うものとする。

第4章 生乳受託販売等に係る情報の報告

(生乳受託販売等に係る情報の報告)

- 第13条 この組合は、生乳受託販売に係る生乳1キログラム当たりの集送に要した経費、検査に要した経費、販売に要した経費等の生乳受託販売事業に要した経費（ホクレンにおいて要した経費を含む）、用途別の生乳の価格及び販売数量について、委託者及び生乳受託販売に係る生乳を生産した者に報告するものとする。
- 2 この組合は、年度ごとに生乳1キログラム当たりの集送に要した経費、検査に要した経費、販売に要した経費等の生乳受託販売事業に要した経費がある場合、当該経費をホクレンに報告するものとする。なお、これらについて、ホクレンから要求があったときには、要求に従って報告するものとする。
- 3 この組合は、生乳取引の公正及び安定を確保するため、ホクレンより、用途に応じた区分ごとの生乳受託販売に係る生乳の価格、販売見込数量等の報告があった場合、当該報告内容を委託者に報告するものとする。

第5章 雑 則

(台帳の整理)

第14条 この組合は、委託者別出荷台帳、乳代受払台帳、生産者補給金受払台帳、集送乳調整金受払台帳その他生乳受託販売の業務に必要な台帳を作成し整備しておくものとする。

(細則)

第15条 この組合は、この規程に定めるもののほか、生乳受託販売の業務の運営、生産者補給金の交付の事務の執行、集送乳調整金に関する事項及び生乳受託販売等に係る情報の報告に関し、必要な事項について細則を定めることができる。

附 則

1. この規程は、令和 7 年 7 月 30 日から施行する。

令和6年度 農業振興センター会計決算

収入の部

科目	項目	予算額(①)	補正後予算(②)	決算額(③)	差引(③-②)	備考
農林業 手数料	土壌分析	1,200,000	1,200,000	1,517,920	317,920	簡易分析 300点 一般分析 1700点 総合分析 50点 窒素分析 850点 堆肥分析 0点
農業費 委託金	水稻奨励品種決定試験	39,000	39,000	39,000	0	
	春小麦地域適応性検定	30,000	30,000	30,000	0	
雑入	生産物代金	2,600,000	2,600,000	2,790,768	190,768	野菜、花卉、種苗等
	農業振興負担金	24,176,000	24,335,000	23,194,957	-1,140,043	需用費の減少、収入の増加
	薬用作物共同研究負担金	200,000	200,000	423,500	223,500	
					0	
一般財源	市負担	19,957,000	19,798,000	17,229,315	-2,568,685	寄付予定額 1,863千円含む
	合計	48,202,000	48,202,000	45,225,460	-2,976,540	

※農業振興負担金内訳

	予算額(①)	補正後予算(②)	決算額(③)	差引(③-②)	備考
JA道北なよろ負担	19,253,000	9,821,000	9,460,516	-360,484	運営管理費
	0	9,587,000	8,835,322	-751,678	アスパラ大苗事業
	33,000	55,000	54,767	-233	車両建物保険
	-35,000	0	0	0	タブレット通信料
生産物代金等収入(30%)	-1,779,000	-1,780,000	-1,999,106	-219,106	土壌分析、生産物、補助金
JA道北なよろ負担分	8,500,000	8,469,000	8,659,091	190,091	営農指導員人件費(50%)
JA雇用人件費市負担分	-1,796,000	-1,817,000	-1,815,633	1,367	所長(事務系)人件費(60%)
合計	24,176,000	24,335,000	23,194,957	-1,140,043	

支出の部

科目	項目	予算額(①)	補正後予算(②)	決算額(③)	差引残(②-③)	備考
報酬	会計年度任用職員 4人分	12,981,000	13,946,000	13,902,488	43,512	農作業員、組織培養職員、臨時作業員
共済費	社会保険、雇用保険等	2,282,000	2,308,000	2,306,734	1,266	会計年度任用職員共済費
旅費	普通旅費	142,000	142,000	131,810	10,190	旅費
需用費	需用費	10,241,000	10,494,000	8,678,147	1,815,853	消耗品、光熱水費、機械修繕等
役務費	役務費	6,064,000	4,700,000	3,777,716	922,284	高齢者事業団(2名)等
委託料	委託料	594,000	716,000	691,625	24,375	警備保障、廃棄物等委託費等
賃借料	使用料及び賃借料	2,282,000	2,277,000	2,235,859	41,141	機械借上げ料、土壌分析機器等
原材料費	原材料	9,955,000	9,955,000	9,913,840	41,160	肥料、農薬、種苗
備品購入費	備品購入費	3,427,000	3,427,000	3,373,219	53,781	備荒資金償還費等
負担金	負担金補助及び交付金	208,000	208,000	207,422	578	賦課金、道の駅負担金
公課費	公課費	26,000	29,000	6,600	22,400	自動車重量税
合計		48,202,000	48,202,000	45,225,460	2,976,540	

令和6年度 振興負担金参考資料

科 目	説 明	決 算 額	3割対象額	JA負担 30%	市負担額	市負担備考
報 酬	会計年度任用職員 4人分	13,902,488	11,924,944	3,577,483	10,325,005	培養職員1名市負担
共済費	会計年度任用職員 社会保険等	2,306,734	1,929,924	578,977	1,727,757	培養職員1名市負担
旅 費	普通旅費	131,810	131,810	39,543	92,267	
需用費	消耗品費	3,174,029	3,174,029	952,209	2,221,820	アスパラ大苗事業 508千円
	修繕料	1,570,668	1,570,668	471,200	1,099,468	
	電気料	2,223,730	2,223,730	667,119	1,556,611	アスパラ大苗事業 157千円
	上下水道料	161,730	161,730	48,519	113,211	
	燃料費	1,547,990	1,547,990	464,397	1,083,593	アスパラ大苗事業 688千円
役務費	通信運搬費(電話・ファクス)	269,466	269,466	80,840	188,626	
	保険料(軽トラ)	18,040	18,040	5,412	12,628	
	手数料(圃場作業)	102,000	102,000	30,600	71,400	
	〃 (浄化槽点検)	6,000	6,000	1,800	4,200	
	〃 (くみとり)	7,125	7,125	2,138	4,988	
	〃 (アセチレン耐圧試験)	5,720	5,720	1,716	4,004	
	〃 (高齢者事業団)	3,369,365	3,369,365	1,010,810	2,358,556	アスパラ大苗事業 2,016千円
委託料	管理棟警備保障	158,400	158,400	47,520	110,880	
	管理棟清掃	248,600	248,600	74,580	174,020	
	浄化槽	61,930	61,930	18,579	43,351	
	産廃処理委託	184,618	184,618	55,385	129,233	
	生産物販売委託料	38,077	38,077	11,423	26,654	
使用料及び 賃借料	圃場作業車借上料	264,750	264,750	79,425	185,325	
	ホイルローダーリース料	1,086,360	1,086,360	325,908	760,452	
	複写機リース料	301,706	301,706	90,512	211,194	
	土壌診断システムリース料	228,360	228,360	68,508	159,852	
	土壌分析機器借上料	346,500	346,500	103,950	242,550	
	薬用洗浄設備使用料	8,183	8,183	2,455	5,728	
原材料費	原材料(通常)	2,150,260	2,150,260	645,078	1,505,182	
	〃 (アスパラ大苗10割)	7,763,580	7,763,580	7,763,580	0	アスパラ大苗事業 7,764千円
備品購入費	圃場器具	3,373,219	3,373,219	1,011,966	2,361,253	アスパラ大苗事業 364千円
負担金補助 及び交付金	土地改良区賦課金	197,422	197,422	59,227	138,195	
	道の駅直売会負担金	10,000	10,000	3,000	7,000	
公課費	自動車重量税	6,600	6,600	1,980	4,620	
合 計		① 45,225,460	② 42,871,106	18,295,838	26,929,622	アスパラ大苗事業 11,497千円

③ 18,296,000 ④ 26,930,000

JA負担・市負担額

予算項目	決 算 額	対 象 額	JA負担額	市負担額
車両建物保険	182,559	182,559	54,767	127,792
営農指導員(50%)人件費	17,318,183	17,318,183	8,659,091	8,659,092
合計	⑤ 17,500,742	⑥ 17,500,742	⑦ 8,713,858	⑧ 8,786,884

JA負担支払分

予算項目	決 算 額	対 象 額	JA負担額	市負担額
JA雇用所長人件費・共済費(60%)	3,026,056	3,026,056	1,210,422	1,815,633
合計	⑨ 3,026,056	⑩ 3,026,056	⑪ 1,210,422	⑫ 1,815,633

収入

予算項目	決 算 額	対 象 額	JA収入分	市収入分
土壌分析	1,517,920	1,517,920	455,376	1,062,544
生産物売払代金	2,790,768	2,790,768	837,230	1,953,538
補助金	69,000	69,000	20,700	48,300
寄付金	1,862,500	1,862,500	558,750	1,303,750
負担金	423,500	423,500	127,050	296,450
		0	0	0
合計	⑬ 6,663,688	⑭ 6,663,688	⑮ 1,999,106	⑯ 4,664,582

合計

	決 算 見 込 額	JA負担額	市負担額
合計	①+⑤+⑨-⑬	③+⑦+⑪-⑮	④+⑧+⑫-⑯
	59,088,570	26,221,012	32,867,935

JA道北なよろ負担金(③+⑦-⑫-⑮)	≒ 23,194,957
---------------------	--------------

令和7年度 農業振興センター会計予算

収入の部

(単位:円)

科目	項目	R6予算	R7予算	増減	備考
農林業 手数料	土壌分析	1,200,000	1,100,000	-100,000	簡易分析 400点 20,000 一般分析 1280点 665,600 総合分析 60点 112,800 堆肥分析 10点 10,400 窒素分析 280点 291,200
農業費 委託金	水稻奨励品種決定試験	39,000	39,000	0	
	春小麦地域適応性検定	30,000	30,000	0	
雑入	生産物代金	2,600,000	2,400,000	-200,000	野菜、種苗等 生産出荷物減少
	農業振興負担金	24,176,000	24,582,000	406,000	アスパラ大苗分含む
	薬用作物共同共同研究負担金	200,000	100,000	-100,000	内容変更による減
一般財源	市負担	19,957,000	21,112,000	1,155,000	ふるさと納税基金からの充当 1,287千円含む
	合計	48,202,000	49,363,000	1,161,000	

支出の部

(単位:円)

科目	項目	R6予算	R7予算	増減	備考
報酬	会計年度任用職員 4人分	12,981,000	14,372,000	1,391,000	圃場作業員8,878,000、組織培養職員5,494,000
共済費	会計年度任用職員 4人分	2,282,000	2,501,000	219,000	会計年度任用職員共済費
旅費	普通旅費	142,000	142,000	0	旅費
需用費	消耗品費	3,206,000	3,029,000	-177,000	薬品、事務用品、被服費、アスパラ大苗事業
	修繕料	743,000	1,437,000	694,000	ブラインド更新、LED化等
	電気料	2,797,000	2,655,000	-142,000	電気料、アスパラ大苗事業
	上下水道料	160,000	168,000	8,000	アスパラ大苗での使用増
	燃料費	3,335,000	2,917,000	-418,000	灯油、ガソリン、軽油、ガス、アスパラ大苗事業
役務費	通信運搬費(電話・ファクス)	324,000	324,000	0	電話代
	手数料(管理費)	60,000	42,000	-18,000	浄化槽点検等
	" (圃場管理作業)	190,000	190,000	0	機械管理作業
	" (高齢者事業団)	5,490,000	5,330,000	-160,000	高齢者事業団@1,000→1,100、アスパラ大苗事業
委託料	管理棟警備保障	158,000	158,000	0	管理棟警備システム
	管理棟清掃	249,000	265,000	16,000	年1回清掃、価格上昇
	浄化槽	62,000	62,000	0	浄化槽
	産業廃棄物処理委託	108,000	124,000	16,000	廃プラ、薬品瓶等、価格上昇
	生産物販売委託	17,000	22,000	5,000	販売経費分(繰替払)
使用料及び 賃借料	圃場運営機械借上げ	30,000	30,000	0	機械借上げ料
	ホイルローダーリース料	1,087,000	1,087,000	0	
	複写機リース料	338,000	338,000	0	複写機リース料
	土壌診断システムリース料	229,000	229,000	0	土壌診断システムリース料
	土壌分析機器借上料	598,000	594,000	-4,000	土壌分析機器リース料
原材料費	原材料	9,955,000	9,851,000	-104,000	肥料、農薬、種苗、アスパラ大苗事業
備品購入費	フォークリフト購入費	422,000	421,000	-1,000	R4～R8 備荒資金償還
	灯油タンク	88,000	0	-88,000	ハウス灯油タンク
	トラクター購入費	1,430,000	1,428,000	-2,000	R4～R8 備荒資金償還
	小型トラクター購入費	1,072,000	1,065,000	-7,000	R5～R9 備荒資金償還
	軽トラ購入費	5,000	374,000	369,000	R6～R10備荒資金償還
	野菜結束機購入	46,000	0	-46,000	アスパラの出荷用
	ハウス環境モニタリングシステム購入費	364,000	0	-364,000	ハウス管理システム導入費 アスパラ大苗事業
負担金補助 及び交付金	土地改良区賦課金	198,000	198,000	0	償還賦課金、経常賦課金
	道の駅直売会負担金	10,000	10,000	0	道の駅直売会負担金
公課費	自動車重量税	26,000	0	-26,000	軽トラ
合計		48,202,000	49,363,000	1,161,000	うち寄付予定額 1,287千円 アスパラ大苗事業11,633千円

令和7年6月18日

理事会御中

監事会

第1四半期監査報告書

標記の件について、下記のとおり報告いたします。

記

1. 対象部署

・購買部 ・営農販売部 ・金融共済部 ・総務部 ・子会社

2. 監査項目

・事業計画等の進捗状況の確認

3. 対象期間

令和7年 2月 1日 ～ 4月30日 （3ヶ月間）

4. 実施日程

令和7年 6月18日（水） 1日間

5. 監査実施者

代表監事	五十嵐 真 吾
監 事	永 井 健 一
監 事	齋 藤 覚
常勤監事	松 崎 千 春

6. 結果

（1）総評

ヒアリングを中心に、適法性・適正性・妥当性について、第1四半期定期監査を実施いたしましたが、問題なく業務が遂行されていることを確認いたしました。

（2）改善事項

改善事項はありません。

※改善事項とならない軽微な案件につきましては、各担当監事より監査対応された担当職員に指示等をしております。

以上

出資金減口の申出について

① 減口申出者	野崎 芳裕（名寄市東2条南4丁目16-2）
持分口数	1,000 口（ 500,000 円）
申出口数	980 口（ 490,000 円）
減口後口数	20 口（ 10,000 円）
減口理由	利用頻度減少の為

育児および介護休業規程 新旧対照表

新	旧	備考
(目的) 第1条 この規程は、職員就業規則第61条ならびに準職員就業規則第43条の2にもとづき、従業員に対する育児（出生時育児休業含む。出生時育児休業について別段の定めがある場合を除き、以下同様。）および介護休業もしくは看護<u>等</u>休暇の付与、育児および介護休業もしくは看護<u>等</u>休暇中の待遇ならびに育児および介護休業後の<u>給与</u>その他の労働条件および勤務時間の短縮等の措置について定める。 ② この規程に定めのない事項については、育児・介護休業法その他の法令の定めるところによる。	(目的) 第1条 この規程は、職員就業規則第61条ならびに準職員就業規則第43条の2にもとづき、従業員に対する育児（出生時育児休業含む。出生時育児休業について別段の定めがある場合を除き、以下同様。）および介護休業もしくは看護<u>(追加)</u>休暇の付与、育児および介護休業もしくは看護<u>(追加)</u>休暇中の待遇ならびに育児および介護休業後の<u>賃金</u>その他の労働条件および勤務時間の短縮等の措置について定める。 ② この規程に定めのない事項については、育児・介護休業法その他の法令の定めるところによる。	看護休暇の取得理由が追加されたことに伴い、看護等休暇に名称を変更（以下同様）
(育児休業の対象者) 第2条 略 ②～⑥ 略 ⑦ 前項にかかわらず、産前・産後休業、出生時育児休業、介護休業又は新たな育児休業が始まったことにより本条第4項又は第5項に基づく休業（再度の休業を含む）が終了したが、終了事由である産前・産後休業等に係る子又は介護休業に係る対象家族が死亡等した<u>従業員</u>は、子が2歳に達するまでの間で必要な日数について育児休業をすることができる。	(育児休業の対象者) 第2条 略 ②～⑥ 略 ⑦ 前項にかかわらず、産前・産後休業、出生時育児休業、介護休業又は新たな育児休業が始まったことにより本条第4項又は第5項に基づく休業（再度の休業を含む）が終了したが、終了事由である産前・産後休業等に係る子又は介護休業に係る対象家族が死亡等した<u>職員</u>は、子が2歳に達するまでの間で必要な日数について育児休業をすることができる。	表現の統一。なお、職員と使い分けるべき箇所は、職員のままとしている。
(育児休業期間) 第4条 略 ②～④ 略 ⑤ 育児休業の申し出をした後、出産予定日前の子の出産等やむを得ない事由が生じた場合には、申出者は、原則として変更後の休業開始予定日の1週間前までに	(育児休業期間) 第4条 略 ②～④ 略 ⑤ 育児休業の申し出をした後、出産予定日前の子の出産等やむを得ない事由が生じた場合には、申出者は、原則として変更後の休業開始予定日の1週間前までに	参照条文の修正

新	旧	備考
別に定める書面（様式3）により申し出ることにより、原則として第2条第1項に基づく休業は1回につき1回ごと、第2条第4項から7項に基づく休業は1回を限度としてその予定日を繰上げ変更することができる。この場合において、組合からする休業開始予定日の指定に関しては、前条第<u>9</u>項の規定を準用する。 ⑥ 略	別に定める書面（様式3）により申し出ることにより、原則として第2条第1項に基づく休業は1回につき1回ごと、第2条第4項から7項に基づく休業は1回を限度としてその予定日を繰上げ変更することができる。この場合において、組合からする休業開始予定日の指定に関しては、前条第<u>5</u>項の規定を準用する。 ⑥ 略	
（育児休業申出の撤回等） 第5条 略 ② 第2条第1項に基づく休業の申出の撤回をした者は、撤回1回につき1回休業したものとみなす。第2条第4項又は第5項及び第6項又は第7項に基づく<u>休業の申出</u>の撤回をした者は、配偶者の死亡等特別な事情がある場合を除き、その申し出に係る子については、育児休業の申し出をできないものとする。 ③～④ 略	（育児休業申出の撤回等） 第5条 略 ② 第2条第1項に基づく休業の申出の撤回をした者は、撤回1回につき1回休業したものとみなす。第2条第4項又は第5項及び第6項又は第7項に基づく<u>（追加）</u>撤回をした者は、配偶者の死亡等特別な事情がある場合を除き、その申し出に係る子については、育児休業の申し出をできないものとする。 ③～④ 略	表現の修正。
（出生時育児休業の対象者） 第6条 育児のために休業することを希望する従業員<u>（削除）</u>であって、産後休業をしておらず、この出生日又は出産予定日のいずれか遅い方から8週間以内の子と同居し、養育する者は、この規程に定めるところにより出生時育児休業をすることができる。ただし、準職員にあっては、申出時点において、子の出生日又は出産予定日のいずれか遅い方から8週間を経過する日の翌日から6か月を経過する日までに労働契約が満了し、更新されないことが明らかでない者に限り、出生時育児休業をすることができる。 ② 略	（出生時育児休業の対象者） 第6条 育児のために休業することを希望する従業員<u>（日雇いの者を除く）</u>であって、産後休業をしておらず、この出生日又は出産予定日のいずれか遅い方から8週間以内の子と同居し、養育する者は、この規程に定めるところにより出生時育児休業をすることができる。ただし、準職員にあっては、申出時点において、子の出生日又は出産予定日のいずれか遅い方から8週間を経過する日の翌日から6か月を経過する日までに労働契約が満了し、更新されないことが明らかでない者に限り、出生時育児休業をすることができる。 ② 略	すでに他の条文で従業員の定義がなされているため、重複を削除。

新	旧	備考
(出生時育児休業の申出の手続等) 第7条 略 ② 略 ③ 出生時<u>育児</u>休業の申し出に際し、組合は、必要最小限度において各種の証明書の提出を求めることがある。 ④～⑤ 略	(出生時育児休業の申出の手続等) 第7条 略 ② 略 ③ 出生時(<u>追加</u>)休業の申し出に際し、組合は、必要最小限度において各種の証明書の提出を求めることがある。 ④～⑤ 略	表現の修正
(出生時育児休業期間等) 第8条 略 2. 休業終了予定日とされた日までに、その出生時<u>育児</u>休業申出者につき産前・産後休業の期間、育児休業期間、介護休業期間または新たな出生時育児休業期間が始まった場合には、それぞれの期間が開始された日の前日 3. 略	(出生時育児休業期間等) 第8条 略 2. 休業終了予定日とされた日までに、その出生時(<u>追加</u>)休業申出者につき産前・産後休業の期間、育児休業期間、介護休業期間または新たな出生時育児休業期間が始まった場合には、それぞれの期間が開始された日の前日 3. 略	表現の修正
(出生時育児休業申出の撤回等) 第9条 略 ② 略 ③ 出生時育児休業申出がされた後休業開始予定日とされた前日までに、子の死亡等により申出者が出生時育児休業申出に係る子を養育しないこととなった場合には、出生時育児休業の申し出はなかったものとみなす。この場合において、出生時<u>育児</u>休業申出をした者は、その旨を別に定める書面(様式5)により、遅滞なく組合長宛届け出なければならない。 ④ 略	(出生時育児休業申出の撤回等) 第9条 略 ② 略 ③ 出生時育児休業申出がされた後休業開始予定日とされた前日までに、子の死亡等により申出者が出生時育児休業申出に係る子を養育しないこととなった場合には、出生時育児休業の申し出はなかったものとみなす。この場合において、出生時(<u>追加</u>)休業申出をした者は、その旨を別に定める書面(様式5)により、遅滞なく組合長宛届け出なければならない。 ④ 略	表現の修正
(介護休業期間) 第13条 略 ② 略	(介護休業期間) 第13条 略 ② 略	

新	旧	備考
③ 介護休業期間は、従業員は労務の提供をすることができない。ただし、本人が希望し組合が認めた場合は、その限りではない。なお、介護休業中に労務の提供があった場合は、労務が提供された時間分の<u>給与</u>を支払う。 ④ 休業終了予定日については、あらかじめ申し出た介護休業期間が終了する2週間前までに、別に定める書面（様式8）により申し出ることにより、1回<u>の申し出につき</u>、その予定日を第1項に定める範囲内で繰下げ変更することができる。この場合において、介護休業開始予定日から変更後の介護休業終了予定日までの期間は通算93日の範囲を超えないことを原則とする。	③ 介護休業期間は、従業員は労務の提供をすることができない。ただし、本人が希望し組合が認めた場合は、その限りではない。なお、介護休業中に労務の提供があった場合は、労務が提供された時間分の<u>賃金</u>を支払う。 ④ 休業終了予定日については、あらかじめ申し出た介護休業期間が終了する2週間前までに、別に定める書面（様式8）により申し出ることにより、1回<u>を限度として</u>その予定日を第1項に定める範囲内で繰下げ変更することができる。この場合において、介護休業開始予定日から変更後の介護休業終了予定日までの期間は通算93日の範囲を超えないことを原則とする。	表現の修正 3回まで取得可能であることから1回を限度ではなく、1回ごとに変更した。
第4章 看護<u>等</u>休暇・介護休暇 （子の看護<u>等</u>休暇） 第15条 <u>小学校第3学年修了</u>までの子を養育する従業員は、<u>次に定める当該子の世話等のために</u>、職員就業規則第57条ならびに準職員就業規則第39条に規定する年次有給休暇とは別に、事前に、子の看護<u>等</u>休暇申出書（様式11）を組合長に申し出ることにより、子が1人の場合は1年度に5日、子が2人以上の場合は1年度に10日を限度として、子の看護<u>等</u>休暇を取得することができる。この場合の1年間とは、4月1日から翌年3月31日までの期間とする。 <u>1. 負傷もしくは疾病にかかったその子の世話</u> <u>2. 当該子に予防接種や健康診断を受けさせること</u> <u>3. 感染症に伴う学級閉鎖等になった子の世話</u>	第4章 看護(<u>追加</u>)休暇・介護休暇 （子の看護(<u>追加</u>)休暇） 第15条 <u>小学校就学の始期に達する</u>までの子を養育する従業員は、<u>負傷もしくは疾病にかかった当該子の世話、または子に予防接種や健康診断を受けさせるために</u>、職員就業規則第57条ならびに準職員就業規則第39条に規定する年次有給休暇とは別に、事前に、子の看護(<u>追加</u>)休暇申出書（様式11）を組合長に申し出ることにより、子が1人の場合は1年度に5日、子が2人以上の場合は1年度に10日を限度として、子の看護(<u>追加</u>)休暇を取得することができる。この場合の1年間とは、4月1日から翌年3月31日までの期間とする。 （追加）	法改正に伴い対象従業員を拡大するとともに、取得理由も追加した。

新	旧	備考
<u>4. 当該子の入園(入学)式、卒園式への参加</u> ただし、<u>1週間の所定労働日数が2日以内の者</u>で子の看護<u>等</u>休暇を付与しないものとして労使協定で定める者はこの限りではない。 ② 子の看護<u>等</u>休暇は、時間単位で始業時刻から連続又は終業時刻まで連続して取得することができる。 ここでいう時間とは1時間の整数倍を指し、取得に際しては、始業時刻から連続し、または終業時刻まで連続する時間（休憩時間は含まない）で取得するものとし、就業時間途中の取得は認めない。 なお、交代制勤務等、業務の性質や実施体制に照らし時間単位の子の看護<u>等</u>休暇を取得することが困難と認められる業務に従事する従業員については、労使協定により時間単位の子の看護<u>等</u>休暇の取得対象者から除外することができる。 ③ 時間単位の子の看護<u>等</u>休暇を取得する場合には、1日の所定労働時間数未満の時間で取得するものとする。 ④ 時間単位の子の看護<u>等</u>休暇については、休暇を取得した従業員について、休暇を取得した時間数の合計が当該従業員の1日分の所定労働時間数になるごとに1日分の休暇を取得したものとする。 なお、日によって所定労働時間数が異なる従業員の場合には、1年間における1日<u>の</u>平均所定労働時間数を1日の所定労働時間数とする。 <u>1日の所定労働時間数に1時間に満たない端数がある場合には、端数を切り上げた時間数を1日の所定労働時間数とする。</u>	ただし、<u>勤続期間6ヶ月未満の者およびその他の者</u>で子の看護<u>(追加)</u>休暇を付与しないものとして労使協定で定める者はこの限りではない。 ② 子の看護<u>(追加)</u>休暇は、時間単位で始業時刻から連続又は終業時刻まで連続して取得することができる。 ここでいう時間とは1時間の整数倍を指し、取得に際しては、始業時刻から連続し、または終業時刻まで連続する時間（休憩時間は含まない）で取得するものとし、就業時間途中の取得は認めない。 なお、交代制勤務等、業務の性質や実施体制に照らし時間単位の子の看護<u>(追加)</u>休暇を取得することが困難と認められる業務に従事する従業員については、労使協定により時間単位の子の看護<u>(追加)</u>休暇の取得対象者から除外することができる。 ③ 時間単位の子の看護<u>(追加)</u>休暇を取得する場合には、1日の所定労働時間数未満の時間で取得するものとする。 ④ 時間単位の子の看護<u>(追加)</u>休暇については、休暇を取得した従業員について、休暇を取得した時間数の合計が当該従業員の1日分の所定労働時間数になるごとに1日分の休暇を取得したものとする。<u>この場合、1日の所定労働時間数に1時間に満たない端数がある場合には、端数を切り上げた時間数を1日の所定労働時間数とする。</u> なお、日によって所定労働時間数が異なる<u>従業員</u>の場合には、1年間における1日<u>(追加)</u>平均所定労働時間数を1日の所定労働時間数とする。	法改正に伴い、取得除外者を変更した。 端数の切り上げについて記載箇所を変更した。

新	旧	備考
⑤ 労使協定により時間単位の子の看護<u>等</u>休暇の取得対象者から除外された従業員は、第1項の子の看護のための休暇を、半日単位で取得することができる（以下、「半日単位の子の看護<u>等</u>休暇」という。）。半日単位の子の看護<u>等</u>休暇は、労使協定により1日を午前・午後に分割した単位で取得するものとする。 なお、交代制勤務等、業務の性質や実施体制に照らし半日単位の子の看護<u>等</u>休暇を取得することが困難と認められる業務に従事する従業員については、労使協定により半日単位の子の看護<u>等</u>休暇の取得対象者から除外することができる。	⑤ 労使協定により時間単位の子の看護<u>(追加)</u>休暇の取得対象者から除外された従業員は、第1項の子の看護のための休暇を、半日単位で取得することができる（以下、「半日単位の子の看護<u>(追加)</u>休暇」という。）。半日単位の子の看護<u>(追加)</u>休暇は、労使協定により1日を午前・午後に分割した単位で取得するものとする。 なお、交代制勤務等、業務の性質や実施体制に照らし半日単位の子の看護<u>(追加)</u>休暇を取得することが困難と認められる業務に従事する従業員については、労使協定により半日単位の子の看護<u>(追加)</u>休暇の取得対象者から除外することができる。	
（介護休暇） 第15条の2 要介護状態にある家族の介護、通院等の付き添い、その他対象家族が介護サービスの提供を受けるために必要な手続きの代行等の世話を行う従業員は、事前に介護休暇申出書（様式12）を組合長に申し出ることにより、要介護状態にある家族が1人の場合は1年度に5日、2人以上の場合は1年度に10日を限度として、介護休暇を取得することができる。この場合の1年間とは、4月1日から翌年3月31日までの期間とする。ただし、<u>1週間の所定労働日数が2日以下の者</u>で介護休暇を付与しないものとして労使協定で定める者はこの限りではない。 ②～③ 略 ④ 時間単位の介護休暇については、休暇を取得した従業員について、休暇を取得した時間数の合計が当該従業員の1日分の所定労働時間数になるごとに1日分の休暇を取得したものとする。	（介護休暇） 第15条の2 要介護状態にある家族の介護、通院等の付き添い、その他対象家族が介護サービスの提供を受けるために必要な手続きの代行等の世話を行う従業員は、事前に介護休暇申出書（様式12）を組合長に申し出ることにより、要介護状態にある家族が1人の場合は1年度に5日、2人以上の場合は1年度に10日を限度として、介護休暇を取得することができる。この場合の1年間とは、4月1日から翌年3月31日までの期間とする。ただし、<u>勤続期間6ヶ月未満の者およびその他の者</u>で介護休暇を付与しないものとして労使協定で定める者はこの限りではない。 ②～③ 略 ④ 時間単位の介護休暇については、休暇を取得した従業員について、休暇を取得した時間数の合計が当該従業員の1日分の所定労働時間数になるごとに1日分の休暇を取得したものとする。<u>この場合、1日の所定労働時</u>	法改正に伴い、取得除外者を変更した。

新	旧	備考
なお、日によって所定労働時間数が異なる従業員の 場合には、1年間における1日<u>の</u>平均所定労働時間数 を1日の所定労働時間数とする。 <u>1日の所定労働時間数に1時間に満たない端数がある 場合には、端数を切り上げた時間数を1日の所定労働 時間数とする。</u> ⑤ 略	<u>間数に1時間に満たない端数がある場合には、端数を 切り上げた時間数を1日の所定労働時間数とする。</u> なお、日によって所定労働時間数が異なる従業員の 場合には、1年間における1日<u>(追加)</u>平均所定労働時 間数を1日の所定労働時間数とする。 ⑤ 略	端数の切り上げについて 記載箇所を変更した
育児・介護のための時間外労働の制限) 第16条 <u>小学校就学の始期に達するまでの</u>子を養育する従 業員、又は要介護状態にある家族を介護する従業員で、 労使協定により適用除外とされた者以外の者は、当該子 を養育するため、又は当該家族を介護するために、業務 の正常な運営に支障がある場合を除き、所定労働時間を 超えて労働しないことを申し出ることができる。 ②～⑨ 略	(育児・介護のための時間外労働の制限) 第16条 <u>3歳に満たない</u>子を養育する従業員、又は要介護 状態にある家族を介護する従業員で、労使協定により適 用除外とされた者以外の者は、当該子を養育するため、 又は当該家族を介護するために、業務の正常な運営に支 障がある場合を除き、所定労働時間を超えて労働しない ことを申し出ることができる。 ②～⑨ 略	法改正に伴い対象従業員 を拡大した。
(給与等の取扱い) 第18条 職員に対する育児および介護休業中の月例給与 は、支給しない。ただし、休業開始日および休業終了日 の属する月の月例給与については、日割計算によって支 払う。 ② 休業期間中に昇給日が含まれるときには、<u>ベースア ップ及び定期昇給、昇格は行わないものとし、休業期 間中にベースアップ及び定期昇給日が到来したものに ついては、復職後にこれを行うことができる。</u>	(給与等の取扱い) 第18条 職員に対する育児および介護休業中の月例給与 は、支給しない。ただし、休業開始日および休業終了日 の属する月の月例給与については、日割計算によって支 払う。 ② 休業期間中に昇給日が含まれるときには、<u>本人給の 昇給を除き昇格、昇給は行わない。</u>	定期昇給日を跨ぐ形で休 業期間に入った場合、そ のタイミングだけで昇給 や昇格等を受けられない という不利益が大きかつ たことから、復職後に定 期昇給等を行うものと取 扱いを変更した。 なお、給与規程例第26条 において、「休職者は昇

新	旧	備考
③ 子の看護<u>等</u>休暇、介護休暇を取得したときは、給与規程第8条の定めにかかわらず、その日数に応じ基本給月額を日割計算により減額する。 ④ 前項の日割計算は1ヵ月を25日として行う。 ⑤ 職員の臨時給与については、給与規程第66条の規定にもとづき算定し支給する。 この場合、育児休業期間、出生時育児休業期間、介護休業期間、子の看護<u>等</u>休暇取得日および介護休暇取得日は、休業日数に含めるものとする。 ⑥ 準職員(無期転換職員含む)の給与等の取扱については、雇用契約に定める。	③ 子の看護(<u>追加</u>)休暇、介護休暇を取得したときは、給与規程第8条の定めにかかわらず、その日数に応じ基本給月額を日割計算により減額する。 ④ 前項の日割計算は1ヵ月を25日として行う。 ⑤ 職員の臨時給与については、給与規程第66条の規定にもとづき算定し支給する。 この場合、育児休業期間、出生時育児休業期間、介護休業期間、子の看護(<u>追加</u>)休暇取得日および介護休暇取得日は、休業日数に含めるものとする。 ⑥ 準職員(無期転換職員含む)の給与等の取扱については、雇用契約に定める。	格、昇給しない」と定めているが、これにかかわらず本件で休業した場合の取扱いを本規程に特則として定めている。
(社会保険料等の取扱い) 第19条 労働保険、社会保険の被保険者資格は、休業期間中も継続するものとする。 ② 前項に係る保険料の従業員負担分<u>がその月の給与から控除できない場合</u>は、組合が立替て支払い、従業員は復職した日後最初の給与の支払日までに組合に支払うものとする。 なお、育児休業、出生時育児休業申出をした者は、申し出た休業開始予定日(第3条第9項により組合が休業開始予定日を指定した場合は、その指定した日)の前日までに別に定める書面(様式15)により申出ることにより、育児休業期間中、出生時育児休業期間中の社会保険料の被保険者負担分は免除される。 ③ 略	(社会保険料等の取扱い) 第19条 労働保険、社会保険の被保険者資格は、休業期間中も継続するものとする。 ② 前項に係る保険料の従業員負担分(<u>追加</u>)は、組合が立替て支払い、従業員は復職した日後最初の給与の支払日までに組合に支払うものとする。 なお、育児休業、出生時育児休業申出をした者は、申し出た休業開始予定日(第3条第9項により組合が休業開始予定日を指定した場合は、その指定した日)の前日までに別に定める書面(様式15)により申出ることにより、育児休業期間中、出生時育児休業期間中の社会保険料の被保険者負担分は免除される。 ③ 略	控除できない場合に限り立替えることを明確化した。

新	旧	備考
(勤務時間の短縮等) 第 23 条 生後 3 歳に満たない子を養育する従業員が申し出た場合には、<u>所定労働時間を 6 時間以内にする措置（始業及び終業時刻はその都度協議のうえ決定する）</u>を受けることができる。ただし、勤続期間 1 年未満の者およびその他の者で育児短時間勤務の申出を拒むことができるとして労使協定で定める者はこの限りではない。 <u>(削除)</u> <u>(削除)</u> ② 要介護状態にある家族を介護する従業員が申し出た場合には、対象家族 1 人当たり 3 年間を限度として、<u>所定労働時間を 6 時間以内にする措置（始業及び終業時刻はその都度協議のうえ決定する）</u>を受けることができる。なお、利用できる回数は利用開始から 3 年の間で 2 回までとする。 <u>ただし、勤続期間 1 年未満の者およびその他の者で短時間勤務の申出を拒むことができるとして労使協定で定める者はこの限りではない。</u> <u>(削除)</u> ③ 略 <u>④ 組合は、短時間勤務の申出・変更に対して、短時間勤務取扱通知書(様式 16-2)により従業員に通知する。</u> <u>⑤ 第 1 項及び第 2 項において短縮された時間(削除)については、給与を支給しない。</u>	(勤務時間の短縮等) 第 23 条 生後 3 歳に満たない子を養育する従業員が申し出た場合には、<u>つぎの号に掲げる措置</u>を受けることができる。ただし、第 1 号について勤続期間 1 年未満の者およびその他の者で育児短時間勤務の申出を拒むことができるとして労使協定で定める者はこの限りではない。 <u>1. 所定労働時間を 6 時間にする措置（時間はその都度協議のうえ決定する）</u> <u>2. 時間外労働および休日労働の免除</u> ② 要介護状態にある家族を介護する従業員が申し出た場合には、対象家族 1 人当たり 3 年間を限度として<u>つぎに掲げる措置</u>を受けることができる。なお、利用できる回数は利用開始から 3 年の間で 2 回までとする。 <u>1. 1 日につき 1 時間の介護時間の付与（通常の 1 日の所定労働時間が 6 時間以下の従業員は除く。なお、時間はその都度協議のうえ決定する）</u> ③ 略 <u>(追加)</u> <u>④ 第 1 項第 1 号において短縮された時間、ならびに第 2 項第 1 号による介護時間</u>については、<u>賃金</u>を支給しない。 <u>(追加)</u>	第 16 条の規定と重複していたため、削除し、本文に措置を規定した。 あわせて、協議する内容を明確化した。 時間単位の介護休暇は第 15 条の 2 で対応できることから 1 号を削除し、本条項では短時間勤務等の措置について規定した。 労使協定で適用除外者を定めることができるためその旨を追加した。 短時間勤務の申出に対応する手続きを規定した。 他の条項変更にともなう修正。

新	旧	備考
<u>⑥ 臨時給与の算定にあたっては、短縮された時間 8 時間につき 1 日として休業日数とみなし、給与規程第 51 条に基づき計算する。</u> <u>なお、短縮された時間が 8 時間未満の端数はこれを切り捨てる。</u> <u>⑦ 定期昇給及び退職金の算定に当たっては、本制度の適用を受ける期間は通常の勤務をしているとみなす。</u>	(追加)	短時間勤務を行った場合の、臨時給与、定期昇給、退職金の取り扱いを明確化した。
<u>(柔軟な働き方を実現させるための措置)</u> <u>第 24 条 3 歳から小学校就学の始期に達するまでの子を養育する従業員は、柔軟な働き方を実現するために申し出ることにより、組合が実施する次の措置のいずれか 1 つの措置を選択して受けることができる。</u> <u>1. 短時間勤務制度</u> <u>2. 養育両立支援休暇</u> <u>② 第 1 項に掲げた各制度の利用については、既にある制度利用手続き（様式 16、16-2、23、23-2）によるものとする。なお、仕事と家庭の両立支援に資すると組合が認める場合には、申し出た職員が選択した制度について、個別事情に応じた制度運用を行うことがある。</u> <u>③ 第 1 項第 2 号（養育両立支援休暇）に掲げた制度の利用については、制度利用手続き（様式 17）によるものとする。</u> <u>1 年につき取得日数の制限はないものとし、時間単位での取得ができる。</u>	(新規)	令和 7 年 10 月 1 日から適用される法改正内容を規定に追加した。

新	旧	備考
<u>ただし、取得した日又は時間については無給とする。</u> ④ <u>賞与の算定対象期間に本条第1項の短時間勤務の適用を受ける期間がある場合において、短縮した時間に対応する賞与の取扱いは、第23条第6項を準用する。</u> ⑤ <u>定期昇給及び退職金の算定にあたって、本条第1項の短時間勤務制度の適用を受ける期間の取扱いは、第23条第7項を準用する。</u>		
附 則 この規程は、令和4年4月1日から施行する。 <u>(削除)</u> <u>この規程は令和7年4月1日より施行する。</u> <u>ただし、第24条の規定については、令和7年10月1日から施行する。</u>	附 則 この規程は、令和4年4月1日から施行する。 <u>ただし、令和4年4月1日から令和4年9月30日までの期間は、次のとおりに読み替える。</u> <u>(略)</u> <u>(追加)</u>	標準例上、法の段階施行にかかる読替にかかる規程全文を削除した。 法施行が将来になるものは附則にて効力発生を将来日とした。

新	旧	備考
(様式 1 1) 令和 年 月 日 農業協同組合 代表理事組合長 殿 部 課 氏名 印 子の看護<u>等</u>休暇申出書 私は育児および介護休業規程第 15 条にもとづき、下記のとおり子の看護<u>等</u>休暇を申し出ます。 (略)	(様式 1 1) 令和 年 月 日 農業協同組合 代表理事組合長 殿 部 課 氏名 印 子の看護(<u>追加</u>)休暇申出書 私は育児および介護休業規程第 15 条にもとづき、下記のとおり子の看護(<u>追加</u>)休暇を申し出ます。 (略)	規程に合わせて軸を修正した。
(様式 1 6) 令和 年 月 日 農業協同組合 代表理事組合長 殿 部 課 氏名 印 短時間勤務申出書 私は育児および介護休業規程第 23 条第 1 項、第 2 項、<u>第 24 条</u>にもとづき、下記のとおり（育児・介護）短時間勤務を申し出ます。 (略)	(様式 1 6) 令和 年 月 日 農業協同組合 代表理事組合長 殿 部 課 氏名 印 短時間勤務申出書 私は育児および介護休業規程第 23 条第 1 項、第 2 項(<u>追加</u>)にもとづき、下記のとおり（育児・介護）短時間勤務を申し出ます。 (略)	令和 7 年 10 月 1 日施行の第 24 条部分について、様式に参照条番号を追加した。

新	旧	備考
<u>(様式 1 6 - 2)</u> 令和 年 月 日 殿 農業協同組合 代表理事組合長 印 〔育児・介護〕短時間勤務取扱通知書 あなたから令和 年 月 日に〔育児・介護〕短時間勤務の申出がありました。育児・介護休業規程（第 23 条第 4 項、第 24 条第 2 項）に基づき、その取扱いを下記のとおり通知します。ただし、期間の変更の申出があった場合には下記の事項の若干の変更があり得ます。 <u>(略)</u>	<u>(新規)</u>	様式の新設
<u>(様式 1 7)</u> 令和 年 月 日 農業協同組合 代表理事組合長 殿 部 課 氏名 印 養育両立支援休暇申出書 私は育児および介護休業規定第 24 条にもとづき、下記のとおり養育両立支援休暇を申し出ます。 <u>(略)</u>	<u>(新規)</u>	様式の新設

職員就業規則 新旧対照表

新	旧	備考
(労働契約) 第 10 条 組合は職員の採用に際しては、この規則を交付し、労働条件に関し必要な事項を明示する。 ② 職員として採用された者には辞令を交付する。	(労働契約) 第 10 条 組合は職員の採用に際しては、この規則ならびに <u>労働協約</u>を交付し、労働条件に関し必要な事項を明示する。 ② 職員として採用された者には辞令を交付する。	交付する対象で労働協約までは求められていないため削除
(休職の始期) 第 18 条 組合は職員がつぎの各号の一に該当するときは休職を命ずる。 1～2. 略 3. 療養休職 業務外の傷病により欠勤が<u>つぎの期間（休日を含む）</u>をこえるとき。 <u>試用期間中</u> <u>適用なし</u> <u>勤続年数 1 年未満の者</u> <u>3 カ月</u> <u>勤続年数 1 年以上の者</u> <u>6 カ月</u> 4～5. 略 6. 出向を命ぜられ、<u>組合以外の業務に常勤した</u>とき。 7. その他前各号に準ずる事由があるとき。 ②～⑥ 略	(休職の始期) 第 18 条 組合は職員がつぎの各号の一に該当するときは休職を命ずる。 1～2. 略 3. 療養休職 業務外の傷病により欠勤が<u>6 カ月</u>をこえるとき。(休日を含む) <u>ただし、在職 1 年未満の者については 3 カ月をこえるとき。(休日を含む)</u> <u>なお、試用期間中の者には適用されない。</u> 4～5. 略 6. 出向を命ぜられたとき。 7. その他前各号に準ずる事由があるとき。 ②～⑥ 略	療養休職の欠勤許容期間の表現方法を変更した。 なお、期間の長短は従来と変更ない。 兼務出向（管理部門にしながら子会社に出向し二刀流となる場合など）の場合は休職を命じられないため、ケースを限定した。
(休職期間) 第 19 条 前条の規定による休職期間はつぎのとおりとする。 1～2. 略 3. 第 18 条第 1 項第 3 号に定めるものはつぎの期間 勤続年数 5 年未満の者 5 カ月間	(休職期間) 第 19 条 前条の規定による休職期間はつぎのとおりとする。 1～2. 略 3. 第 18 条第 1 項第 3 号に定めるものはつぎの期間 <u>(1) 結核性以外の傷病</u> 勤続年数 5 年未満の者 5 カ月間	結核性か否かでの傷病区分を廃止し、休職期間を短く設定した。 なお、特別な事情がある場合は、休職期間を延長できる旨を 4 項に追加

新	旧	備考
勤続年数 5 年以上の者 在職年数 1 年につき 1 カ月の割合で計算した期間。ただしその期間の最高は <u>18 カ月間</u>とする。 4～7. 略 ②～③ 略 <u>④ 組合が特別の事情があると判断した時は、第 1 項に定める休職期間を変更することができる。</u>	勤続年数 5 年以上の者 在職年数 1 年につき 1 カ月の割合で計算した期間。ただしその期間の最高は <u>24 カ月間</u>とする。 <u>(2) 結核性疾病</u> <u>勤続年数 5 年未満の者 10 カ月間</u> <u>勤続年数 5 年以上の者 在職年数 1 年につき 2 カ月の割合で計算した期間。</u> <u>ただしその期間の最高は 36 カ月間とする。</u> 4～7. 略 ②～③ 略 <u>(追加)</u>	し、柔軟な運用ができるようにした。
(復 職) 第 20 条 休職事由が消滅したときは、直ちに復職させる。ただし休職前の職務と異なる職務に配置させることがある。 <u>(削除)</u> <u>② 休職中の職員は、休職の事由の消滅したときは、すみやかにその旨を届け出なければならない。</u> <u>(削除)</u>	(復 職) 第 20 条 休職事由が消滅したときは、直ちに復職させる。ただし休職前の職務と異なる職務に配置させることがある。 <u>② 前条第 1 項第 3 号に定めた傷病により休職していた者が傷病が治癒して復職するときは、組合の指定する医師の診断をうけ、服務に支障のないことを証明する診断書を提出しなければならない。</u> <u>③ 休職中の職員は、休職の事由の消滅したときは、すみやかにその旨を届け出なければならない。</u> <u>④ 療養休業期間中、職員からの申し出により、一定条件下において、ならしのための出勤を認めることがある。</u>	療養休職にかかる復職は別に定める復職支援実施要領に委ねた。

新	旧	備考
<u>(削除)</u> ③ 前条第1項第3号に定めた傷病により休職していた者の復職については、別に定める要領に基づくものとする。	⑤ 前項の出勤における諸条件（就業日時、業務内容、就業場所、賃金等）については、組合と職員が協議の上、組合が決定する。 <u>(追加)</u>	
(休職手当) 第24条 休職手当は休職発令の日の属する月の翌月からつぎのとおりとする。 1～2. 略 3. 第19条第1項第3号の場合、<u>その職員は健康保険より傷病手当金を受給することとする。</u> <u>ただし、それが給付されないときはつぎにより支給する。</u> <u>(削除)</u> イ 月時休職手当 休職時の基準内給与（役付手当・通勤手当等その職務遂行に付随する特殊な手当は除く）の月額額の7割に相当する額。 ロ 定時休職手当 給与規程第51条第1項・第52条を準用し、業績賞与は支給しない。 4～6. 略	(休職手当) 第24条 休職手当は休職発令の日の属する月の翌月からつぎのとおりとする。 1～2. 略 3. 第19条第1項第3号の場合 <u>は、つぎにより支給する。</u> <u>ただし、結核性疾患については、最高3カ年間まで支給する。</u> イ 月時休職手当 休職時の基準内給与（役付手当・通勤手当等その職務遂行に付随する特殊な手当は除く）の月額額の7割に相当する額。 ロ 定時休職手当 給与規程第51条第1項・第52条を準用し、業績賞与は支給しない。 4～6. 略	療養休職中、無給であれば健保組合の「傷病手当金」を受給するためそちらを優先的に受給することとし、手当受給期間満了後もなお休職期間が継続している場合は、JAが傷病手当を支払うこととした。 他規定と同様に結核性疾患との別をなくした。
(解雇制限) 第32条 組合は、職員がつぎの各号の一に定める期間、当該職員の解雇は、これを行わない。	(解雇制限) 第32条 組合は、職員がつぎの各号の一に定める期間、当該職員の解雇は、これを行わない。	解雇予告除外の認定ではなく、解雇制限除外の認定

新	旧	備考
1～2. 略 ② 天災事変その他やむを得ない事由のため、事業の継続が不可能となった場合で、行政官庁（所轄労働基準監督署長）より認定を受けたときは、前項の規定を適用しない。	1～2. 略 ② 天災事変その他やむを得ない事由のため、事業の継続が不可能となった場合で、行政官庁（所轄労働基準監督署長）より<u>解雇予告除外</u>の認定を受けたときは、前項の規定を適用しない。	定であるため、表現を変更した。
第 37 条 職員はつぎの事項を守らなければならない。 1～10 略 11. 職員は、自己の担当であると否とに拘らず組合の機密事項(<u>個人情報含む</u>)または未決事項を他に漏らしてはならない。また、その職を退いた後といえども同様とする。 12～18 略 19. 職員は相手方の望まない言動により、他の<u>職員、その他の関係者</u>に不利益を与えたり、就業環境を害すると判断される行為を行ってはならない。 20. 妊娠・出産、育児休業等に関する言動により、他の職員、<u>その他の関係者</u>に精神的・身体的な苦痛を与えたり、就業環境を害すると判断される行為を行ってはならない。 <u>21. 職員は、反社会的勢力等に対して取引関係を含めて、排除の姿勢をもって対応しなければならない。</u>	第 37 条 職員はつぎの事項を守らなければならない。 1～10 略 11. 職員は、自己の担当であると否とに拘らず組合の機密事項または未決事項を他に漏らしてはならない。また、その職を退いた後といえども同様とする。 12～18 略 19. 職員は相手方の望まない言動により、他の<u>労働者</u>に不利益を与えたり、就業環境を害すると判断される行為を行ってはならない。 20. 妊娠・出産、育児休業等に関する言動により、他の職員に精神的・身体的な苦痛を与えたり、就業環境を害すると判断される行為を行ってはならない。 <u>(追加)</u>	機密事項に個人情報が含まれることを明確化した。 フリーランス事業者間取引等適正化法により、取引相手のフリーランス等事業者に対してのハラスメント等が禁止されているため、対象範囲を拡大した。 マネー・ローンダリング等および反社会的勢力等への対応に関する基本方針と平仄をとり改正。
(欠 勤) 第 38 条 略 ② 前項<u>各</u>号に該当した者に対しては、勤務をしなかった日数に応じ基本給月額を日割りで算出した額を支給しない。 <u>(削除)</u>	(欠 勤) 第 38 条 略 ② 前項<u>第 2、第 3、第 4</u>号に該当した者に対しては、勤務をしなかった日数に応じ基本給月額を日割りで算出した額を支給しない。 <u>ただし、前項第 1 号のもので虚偽の事実を後で発見された場合も含む。</u>	療養欠勤も含め、すべて無給とした。

新	旧	備考
(休憩時間) 第 44 条 休憩時間は一斉に与える。ただし、業務の都合及び法令の定めるところにより一斉に休憩できない職場または職種については、休憩時間を交互に与える。 ② 略	(休憩時間) 第 44 条 休憩時間は一斉に与える。ただし、業務の都合により一斉に休憩できない職場または職種については、休憩時間を交互に与える。 ② 略	交代休憩は除外事業、労使協定を締結した場合に実施可能なため
<u>(年次有給休暇の半日単位での付与)</u> <u>第 58 条の 3 年次有給休暇のうち、半日単位の年次有給休暇（以下「半日年休」という。）を付与する。</u> <u>② 前項に基づき、半日年休の取得をした場合の時間数は1回につき、各部署の始業時刻から4時間以内、終業時刻から4時間以内前とする。</u> <u>③ 前項に基づく半日年休は、2回で年次有給休暇 1 日分とする。</u>		半日年休の取扱について追加した。
(障害補償) 第 70 条 略 ② 前項のうち業務上負傷により身体に障害があるときは、その障害の程度に応じ、従業員就業中災害補償規程の定めるところにより補償を行う。 ③ 略	(障害補償) 第 70 条 略 ② 前項のうち業務上負傷により身体に障害があるときは、その傷害の程度に応じ、従業員就業中災害補償規程の定めるところにより補償を行う。 ③ 略	誤字修正

新	旧	備考
別表 I 就業規則第 18 条第 2 号に定める公務は、つぎのとおりとする。 1. 公の職務の執行に該当しないもの 1. 予備自衛官が自衛隊法第 70 条の規定による防衛招集、または同法第 71 条の規定による訓練招集に応ずるものは <u>公の職務の執行に該当しないが、組合の場合、70 条 1 項 3 号の災害招集は、地域社会のためにも貢献するものであるから公の職務に準じて取扱う。</u> 2. 略 2～3. 略	別表 I 就業規則第 18 条第 2 号に定める公務は、つぎのとおりとする。 1. 公の職務の執行に該当しないもの 1. 予備自衛官が自衛隊法第 70 条の規定による防衛招集、または同法第 71 条の規定による訓練招集に応ずるもの 2. 略 2～3. 略	予備自衛官が法令に基づく災害招集に応じた場合は、公務とみなす取扱いとした。

この改正は、令和 7 年 5 月 1 日から施行する。

ただし、第 58 条の 3 の規定については、令和 8 年 2 月 1 日から施行する。

準職員職員就業規則 新旧対照表

新	旧	備考
(選考) 第5条 組合は就職を希望する者の中から選考<u>を行い</u>準職員として採用する。	(採用) 第6条 組合は就職を希望する者の中から選考<u>試験に合格した者を</u>準職員として採用する。	条文の入れ替え
(採用希望者の提出書類) 第6条 組合に就職を希望する者は、<u>次の</u>書類を提出して選考手続を経なければならない。 1. 写真付き履歴書 1通 2. 各種免許または資格を有する者は、その証明書の写し1通 3. その他組合が必要とする書類	(採用希望者の提出書類) 第5条 組合に就職を希望する者は、<u>人事規程第6条にもとづく</u>書類を提出して選考手続を経なければならない。<u>ただし、6ヶ月未満の者および特に組合長が認めた場合はこの限りでない。</u>	条文の入れ替え及び実態に応じた変更
(採用の内定) 第7条 <u>採用の内定は、組合が定める職務権限に基づき決定する。</u> ② <u>内定が決定</u>した者に対しては、原則として文書で採用内定通知書を送付する<u>とともに、不採用者に対しては、不採用通知書を送付する。</u>	(採用内定通知) 第7条 <u>前条の選考試験に合格</u>した者に対しては、原則として文書で採用内定通知書を<u>送付する。</u>	不採用者への対応について、人事規程と表現を合わせた。
(無期労働契約への転換) 第12条の2 有期労働者のうち、通算契約期間が5年を超える者は、所定の様式で申込むことにより、現在締結している有期労働契約の契約期間の末日の翌日から、期間の定めのない無期労働契約での雇用に変換することができる。ただし、所定の様式による申込みは、<u>原則として</u>現在締結している有期労働契約の契約期間の満了日の2か月前までに行うものとする。	(無期労働契約への転換) 第12条の2 有期労働者のうち、通算契約期間が5年を超える者は、所定の様式で申込むことにより、現在締結している有期労働契約の契約期間の末日の翌日から、期間の定めのない無期労働契約での雇用に変換することができる。ただし、所定の様式による申込みは、現在締結している有期労働契約の契約期間の満了日の2か月前までに行うものとする。	労働契約法第18条1項との調整のため原則を加えた。

新	旧	備考
(解雇制限) 第 19 条 組合は準職員がつぎの各号の一に定める期間、当該職員の解雇は、これを行わない。 1. 業務上の負傷、または疾病による療養休業期間およびその後 30 日間。<u>ただし、業務上の傷病の場合において、療養開始後 3 年経過しても傷病が治らないで打切補償を支払った場合、もしくは労働者災害補償保険法第 19 条の定めにより打切補償を支払ったものとみなされたときはこの限りでない。</u> 2. 略 ② 天災事変その他やむを得ない事由のため、事業の継続が不可能となった場合で、行政官庁（所轄労働基準監督署長）より認定を受けたときは、前項の規定を適用しない。	(解雇制限) 第 19 条 組合は準職員がつぎの各号の一に定める期間、当該職員の解雇は、これを行わない。 1. 業務上の負傷、または疾病による療養休業期間およびその後 30 日間。 2. 略 ② 天災事変その他やむを得ない事由のため、事業の継続が不可能となった場合で、行政官庁（所轄労働基準監督署長）より<u>解雇予告除外</u>の認定を受けたときは、前項の規定を適用しない。	就業規則と平仄を取る改正
(服務心得) 第 24 条 準職員はつぎの事項を守らなければならない。 1～10 略 11. 準職員は、自己の担当であると否とにかかわらず組合の機密事項（<u>個人情報含む</u>）または未決事項を他に漏らしてはならない。また、その職を退いた後といえども同様とする。 12～17 略 18. 職員は、相手方に望まれない言動により、他の<u>職員、その他の関係者</u>に不利益を与えたり、就業環境を害すると判断される行為を行ってはならない。 19. 妊娠・出産、育児休業等に関する言動により、他の職員、<u>その他の関係者</u>に精神的・身体的な苦痛を与	服務心得) 第 24 条 準職員はつぎの事項を守らなければならない。 1～10 略 11. 準職員は、自己の担当であると否とにかかわらず組合の機密事項または未決事項を他に漏らしてはならない。また、その職を退いた後といえども同様とする。 12～17 略 18. 職員は、相手方に望まれない言動により、他の<u>労働者</u>に不利益を与えたり、就業環境を害すると判断される行為を行ってはならない。 19. 妊娠・出産、育児休業等に関する言動により、他の職員に精神的・身体的な苦痛を与えたり、就業環境を害すると判断される行為を行ってはならない。	個人情報が含まれることを明示した。 フリーランス事業者間取引等適正化法により、取引相手のフリーランス等事業者に対してのハラスメント等が禁止されているため、対象範囲を拡大した。 マナー・ローンダリング等および反社会的勢力等への対応に関する基本方針と平仄をとり改正。

新	旧	備考
えたり、就業環境を害すると判断される行為を行ってはない。 <u>20. 職員は、反社会的勢力等に対して取引関係を含めて、排除の姿勢をもって対応しなければならない。</u> ② 略	<u>(追加)</u> ② 略	
(休憩時間) 第 29 条 職種に応じて別に定める休憩時間を一斉に与える。ただし、業務の都合 <u>及び法令の定めるところ</u>により一斉に休憩できない職場または職種については、休憩時間を交互に与える。 ② 略	(休憩時間) 第 29 条 職種に応じて別に定める休憩時間を一斉に与える。ただし、業務の都合により一斉に休憩できない職場または職種については、休憩時間を交互に与える。 ② 略	就業規則と平仄を取る改正
(年次有給休暇) 第 39 条 組合は 6 カ月間継続勤務し、全就業日数の 8 割以上出勤した職員に対して、年度当初につぎの表に掲げる上欄の勤続年数に応じ、それぞれ下欄に掲げる日数の年次有給休暇を与える。ただし、週の所定労働時間が 30 時間未満 <u>であり、かつ週の所定労働日数が 4 日以下又は年間の所定労働日数が 216 日以下</u>の場合の準職員については別表の定めるとおりとする。 ②～⑧ 略	(年次有給休暇) 第 39 条 組合は 6 カ月間継続勤務し、全就業日数の 8 割以上出勤した職員に対して、年度当初につぎの表に掲げる上欄の勤続年数に応じ、それぞれ下欄に掲げる日数の年次有給休暇を与える。ただし、週の所定労働時間が 30 時間未満の場合の準職員については別表の定めるとおりとする。 ②～⑧ 略	有給の付与について労基法に基づき条件を明確化

新	旧	備考
<u>(年次有給休暇の半日単位での付与)</u> <u>第40条の3 年次有給休暇のうち、半日単位の年次有給休暇（以下「半日年休」という。）を付与する。</u> <u>② 前項に基づき、半日年休の取得をした場合の時間数は1回につき、各部署の始業時刻から4時間以内、終業時刻から4時間以内前とする。</u> <u>③ 前項に基づく半日年休は、2回で年次有給休暇1日分とする。</u>		半日年休の取扱について追加した。
<u>(限度基準を超える時間外労働)</u> <u>第46条の2 臨時に特別な事情の下に、厚生労働大臣告示の時間外労働に関する延長時間の限度を超える時間外労働の労使協定が締結され、これを所轄労働基準監督署に届け出て従業員が時間外労働を行った場合は、1ヵ月60時間を超えた時間外労働に対しては、その超えた時間に対し時間割給与およびその5割の給与を支給する。</u> <u>2 平成22年4月1日施行の労働基準法第37条第3項に基づき労使協定を締結し、1ヵ月60時間を超えて時間外労働を行わせた労働者について、当該割増賃金の支払いに代えて 休暇を与えることを定めた場合においては、前条「第46条の2」の次に次の1条を加える。</u> <u>(代替休暇)</u> <u>第46条の3 労使協定による時間外労働の結果、従業員の1ヵ月の時間外労働が60時間を超えた場合には、次の各号の一に定める基準により代替休暇を与えるものとする。</u> <u>1. 代替休暇の単位は1日（8時間）又は半日（4時間）とし、その時間数の算定は次による。</u>		就業規則と平仄を取る改正

新	旧	備考
<u>代替休暇として与える時間の時間数</u> <u>= (1カ月の時間外労働時間数 - 60) × 0.25</u> <u>なお、単位時間数計算に際し、従業員からの請求</u> <u>があった場合は、就業規則第57条の2に定める</u> <u>時間単位の年次有給休暇と合算して1日又は半日</u> <u>とすることができる。</u> <u>2. 代替休暇を取得できる期間は、直前の賃金締切日</u> <u>の翌日から起算して翌々月の賃金締切日までの2カ</u> <u>月間とする。</u> <u>3. 代替休暇を取得しようとする者は、1カ月（賃金計算</u> <u>期間）の時間外労働時間数が 60 時間を超えたことが確定</u> <u>した日（事由発生日；当該賃金締切日）の翌日から原則と</u> <u>して10日以内に、前号期間中の特定の日を指定して所定様</u> <u>式により届け出るものとする。</u> <u>4. 前号の届出がない者については割増賃金による清算を</u> <u>選択したものとみなし、当該賃金計算期間に係る代替休暇</u> <u>を取得することはできない。</u> （不就労控除） 第51条 <u>準職員</u>が遅刻、早退により所定時間勤務をしなかつた場合は、その勤務しなかった時間に相当する金額を控除して支払う。	（不就労控除） 第51条 日給者が遅刻、早退により所定時間勤務をしなかつた場合、または期間給者が欠勤した場合は、その勤務しなかった時間または日に相当する金額を控除して支払う。	名称の修正

この改正は、令和 7年 5月 1日から施行する。
ただし、第40条の3の規定については、令和 8年 2月 1日から施行する。

人事規程 新旧対照表

新	旧	備考
(適用範囲) 第2条 この規程の適用者は、この組合の従業員とし、その区分は職員就業規則第3条によるものとする。 <u>なお、第3条から第11条の適用にあたっては、期間の定めのない雇用契約従業員（無期転換職員を除く）に限り適用するものとする。</u>	(適用範囲) 第2条 この規程の適用者は、この組合の従業員とし、その区分は職員就業規則第3条によるものとする。 <u>(追加)</u>	採用に関しては無期雇用者に限定する旨を定めた。
(採用計画) 第3条 採用にあたっては、各部門の業務内容・部門別損益状況、ならびに現時点における各種状況を検討し、それにもとづいて採用計画を立案する。 <u>(削除)</u> <u>② 計画外</u>採用は、業務上必要とするときに都度行う。	(採用計画) 第3条 採用にあたっては、各部門の業務内容・部門別損益状況、ならびに現時点における各種状況を検討し、それにもとづいて採用計画を立案する。 <u>② 定期採用は毎年4月に行う。</u> <u>③ 不定期</u>採用は業務上必要とするときにその都度行う。	定期採用については、毎年固定するのではなく、採用情勢等を踏まえJAで計画を立案する方法とした。
(採用基準) 第4条 採用基準は、選考試験に合格したもので、つぎに掲げる条件を備えたものを選び、採用の決定したものに対しては、3カ月間の試用期間をもうけ、その後適格と判定した場合は、<u>本採用とする。</u> 1. <u>高等学校もしくはこれと同等に認められる課程を修了した者。</u> 2. <u>業務に求められる能力を有し、意欲のある者。</u>	(採用基準) 第4条 採用基準は、選考試験に合格したもので、つぎに掲げる条件を備えたものを選び、採用の決定したものに対しては、3カ月間の試用期間をもうけ <u>(除準職員)</u>、その後適格と判定した場合 <u>に従業員として任命する。</u> 1. <u>心身ともに壮健な者。</u> 2. <u>身元の確実な者。</u>	就業規則例と表現を同じにした。 募集及び採用における年齢制限禁止に基づき、高卒以上と表現した。 令和6年度版「公正な採用選考をめざして」（厚生労働省）において、「就職差別につながるおそれのある14事項」に該当する項目の表現を変更した。

新	旧	備考
(募集の方法) 第5条 採用者の募集方法はつぎのいずれかによる。 <u>1. 一般公募</u> 2. (一財) 北海道農業協同組合学校への斡旋依頼 <u>3. 学校長への推薦依頼</u> <u>4. 職業安定所での求人</u> <u>5. その他</u>	(募集の方法) 第5条 採用者の募集方法はつぎのいずれかによる。 <u>1. 学校長への推薦依頼</u> 2. (財) 北海道農業協同組合学校への斡旋依頼 <u>3. 職業安定所への斡旋依頼</u> <u>4. 一般公募</u> <u>(追加)</u>	アルムナイ採用、リファラル採用など、様々な募集の方法があるため、その他を追加し、実態に合わせて順番を入れ替えた。
(募集時の提出書類) 第6条 就職を希望する者からは、つぎの書類を提出させる。 1. <u>写真付き履歴書またはエントリーシート</u> 1通 2. 学業成績証明書(卒業または卒業見込証明を含む) 1通 <u>(削除)</u> <u>3. 各種免許または資格を有する者は、その証明書の写し1通</u> <u>4. その他組合が必要とする書類</u> ② 推薦者には推薦調書の提出を求めるものとする。 <u>③ 募集の方法によっては、提出書類の一部を省略又は追加することができる。</u>	(提出書類) 第6条 就職を希望する者からは、つぎの書類を提出させる。 1. 履歴書 1通 2. 学業成績証明書(卒業または卒業見込証明を含む) 1通 3. 写真(3カ月以内撮影のもの～名刺判) 1葉 4. 各種免許または資格を有する者は、その証明書の写し1通 5. その他組合が必要とする書類 ② 推薦者には推薦調書の提出を求めるものとする。 <u>(追加)</u>	令和6年度版「公正な採用選考をめざして」(厚生労働省)において、「就職差別につながるおそれのある14事項」に該当する項目(健康診断書)を削除した。 近年の採用の情勢を踏まえ、採用選考時に必要な書類に限定した。
(選考) 第7条 採用希望者の選考は、<u>書類選考、面接試験、技能検査、適性検査の中から必要なものを行う。</u>	(選考) 第7条 採用希望者の選考は、<u>つぎの方法による。</u> <u>① 1次選考</u> <u>第6条の規定により提出された書類による審査</u> <u>② 2次選考</u> <u>1次選考に合格した者につきつぎの順序による審査</u> <u>1. 筆記試験</u> <u>一般知識の考査および技術者については専門知識の考査</u>	採用実態を踏まえて変更した。

新	旧	備考
	<u>2. 人 物 考 査</u> <u>面接により態度、思想、性格および常識等についての考査</u>	
(選考の例外) 第8条 <u>組合が特に認めた場合は、選考方法を追加、または一部を省略することができる。</u>	(選考の例外) 第8条 組合長が特に認めた者に対しては、2次選考のうち筆記試験を免除することができる。	採用実態に応じて変更した。
(採用内定) 第10条 内定は、第7条の総合審査にもとづいて組合長が決定する。 <u>なお、内定の決定について、職務権限表において別に定める場合はこれによる。</u> ② 内定が決定した者 <u>(以下、内定者)</u> に対しては、すみやかに内定通知書 <u>及び内定承諾書</u> を送付する。 ③ 内定者が、第5条第 <u>2</u> 号から第 <u>4</u> 号の場合は、人事担当部 <u>署</u> は直ちにその依頼先に対し内定した旨の報告を行う。 ④ <u>不採用者に対しては、一定期間の後に、不採用通知を行う。</u>	(採用内定) 第10条 内定は、第7条の総合審査にもとづいて組合長が決定する。 <u>(追加)</u> ② 内定が決定した者に対しては、すみやかに内定通知書を送付するとともに、 <u>(追加)不採用者に対しては、不採用通知書を送付する。</u> ③ 内定 <u>した</u> 者が、第5条第 <u>1</u> 号から第 <u>3</u> 号の場合は、人事担当部 <u>局</u> は直ちにその依頼先に対し内定した旨の報告を行う。 <u>(追加)</u>	組合長が決定する以外にも機動的な採用のため職務権限表にそれをゆだねることもできる旨追加した。 内定承諾書を同封して送付する旨を追加した。
(採用内定取消) 第10条 内定者が、つぎの各号のいずれかに該当したときは内定を取消す。 1. 正規の卒業予定日に卒業できないとき 2. 勤務にたえない程度に健康を害したとき <u>3. 提出書類に虚偽の記載があったとき</u> <u>4. その他職員となるに不相当と認められるとき</u>	(採用内定取消) 第10条 <u>採用</u> 内定者が、つぎの各号のいずれかに該当したときは内定を取消す。 1. 正規の卒業予定日に卒業できないとき 2. 勤務にたえない程度に健康を害したとき <u>3. その他職員となるに不相当と認められるとき</u>	内定取消事由について就業規則と整合性をとった。

新	旧	備考
(<u>内定後の提出書類</u>) 第12条 <u>内定者からは、組合が期日を指定したうえで、つぎの書類を提出させる。</u> <u>1. 内定承諾書</u> <u>2. 最終学校卒業証明書</u> <u>3. その他組合が必要とする書類</u> <u>② 提出された書類内容を踏まえ、内定者に対し、出勤の日時・場所、その他必要な事項を通知する。</u>	(<u>採用決定</u>) 第12条 <u>本採用の決定は、つぎの期間を経過した日以降に採用内定者が提出した第2項に定める書類内容を審査決定し、各人に採用通知書を送付する。</u> <u>1. 学卒者（各種学校を含む）にあつては、卒業予定日に前条に該当しなくなった場合。</u> <u>2. 前号以外の者にあつては採用内定通知書発送後10日を経過した日</u> <u>② 採用内定者は前項を証するためにつぎの書類を提出しなければならない。</u> <u>1. 学卒者にあつては、誓約書・健康診断書・最終学校卒業証明書</u> <u>2. 前号以外の者にあつては、誓約書・健康診断書</u> <u>③ 不定期採用者は採用内定と採用決定を同時に行うことができる。</u> <u>④ 採用通知書には、つぎの事項を記載する。</u> <u>1. 採用の決定</u> <u>2. 出勤の日時・場所</u> <u>3. その他必要な事項</u>	採用実態に合わせて変更した。

この改正は、令和 7 年 5 月 1 日から施行する。

組合と理事との契約(貸付)

下記契約について協議願います。

1. 貸 出 先 名

氏 名 鷺見 悦朗

2. 貸 出 条 件

- | | |
|-----------------|----------------------|
| (1) 資 金 名 | JAフルスペックローン (金利 固定型) |
| (2) 資 金 使 途 | コンバイン |
| (3) 貸 出 額 (円) | 9,700,000 |
| (4) 貸 付 利 率 | 基準金利 2.00% |
| (5) 貸 付 年 月 日 | 令和 7年 11月 27日 |
| (6) 償 還 期 限 | 令和 14年 11月 30日 8回 |
| (7) 貸 出 方 法 | 証書貸付 |
| (8) 担 保 | なし |

(単位:千円)

借入資金残高	18,380	協会保証	19,540
今回借入金	9,700	農地根抵当	4,113
計	28,080	計	23,653
		①保全余剰	△ 4,427
②組勘極度額	8,000	①-②	△ 12,427

- (9) 保 証 北海道農業信用基金協会

3. 本件対応後の与信残高

(単位:千円)

手 形 貸 付	0
証 書 貸 付	14,402
クミカン貸越極度額	8,000
債 務 保 証	0
合 計	22,402

与信残高4千万円超への貸付について

下記契約について協議願います。

1. 貸 出 先 名

氏 名 佐竹 直人

2. 貸 出 条 件

- | | |
|-----------------|----------------------|
| (1) 資 金 名 | JAフルスペックローン (金利 固定型) |
| (2) 資 金 使 途 | ブロードキャスター |
| (3) 貸 出 額 (円) | 2,180,000 |
| (4) 貸 付 利 率 | 基準金利 2.00% |
| (5) 貸 付 年 月 日 | 令和 7年 11月 28日 |
| (6) 償 還 期 限 | 令和 10年 11月 30日 4回 |
| (7) 貸 出 方 法 | 証書貸付 |
| (8) 担 保 | なし |

(単位:千円)

借入資金残高	43,324	協会保証	23,124
今回借入金	2,180		
計	45,504	計	23,124
		①保全余剰	△ 22,380
②組勘極度額	15,000	①-②	△ 37,380

- (9) 保 証 北海道農業信用基金協会

3. 本件対応後の与信残高

(単位:千円)

手 形 貸 付	0
証 書 貸 付	29,517
クミカン貸越極度額	15,000
債 務 保 証	0
合 計	44,517

与信残高4千万円超への貸付について

下記契約について協議願います。

1. 貸 出 先 名

氏 名 合同会社 日根野 (代表 日根野 星太)

2. 貸 出 条 件

- (1) 資 金 名 JA農業経営ステップアップローン (金利 固定型)
- (2) 資 金 使 途 農地取得
- (3) 貸 出 額 (円) 9,408,000
- (4) 貸 付 利 率 基準金利 1.20%
- (5) 貸 付 年 月 日 令和 7年 8月 29日
- (6) 償 還 期 限 令和 26年 11月 30日 20回
- (7) 貸 出 方 法 証書貸付
- (8) 担 保 なし

(単位:千円)

借入資金残高	67,784	協会保証	68,070
今回借入金	9,408		
		農地根抵当	21,000
計	77,192	計	89,070
		①保全余剰	11,878
②組勘極度額	44,000	①-②	△ 32,122

- (9) 保 証 北海道農業信用基金協会

3. 本件対応後の与信残高

(単位:千円)

手 形 貸 付	0
証 書 貸 付	29,543
クミカン貸越極度額	44,000
債 務 保 証	0
合 計	73,543

与信残高4千万円超への貸付について

下記契約について協議願います。

1. 貸 出 先 名

氏 名 株式会社 清水農場 (代表取締役 清水 功裕)

2. 貸 出 条 件

- | | |
|-----------------|---------------------------|
| (1) 資 金 名 | JA農業経営ステップアップローン (金利 固定型) |
| (2) 資 金 使 途 | 農地取得 |
| (3) 貸 出 額 (円) | 11,430,000 |
| (4) 貸 付 利 率 | 基準金利 1.20% |
| (5) 貸 付 年 月 日 | 令和 7年 7月 31日 |
| (6) 償 還 期 限 | 令和 31年 11月 30日 25回 |
| (7) 貸 出 方 法 | 証書貸付 |
| (8) 担 保 | なし |

(単位:千円)

借入資金残高	131,354	協会保証	142,784
今回借入金	11,430		
		農地根抵当	27,113
計	142,784	計	169,897
		①保全余剰	27,113
②組勘極度額	20,000	①-②	7,113

- (9) 保 証 北海道農業信用基金協会

3. 本件対応後の与信残高

(単位:千円)

手 形 貸 付	0
証 書 貸 付	21,579
クミカン貸越極度額	20,000
債 務 保 証	0
合 計	41,579

与信残高4千万円超への貸付について

下記契約について協議願います。

1. 貸 出 先 名

氏 名 株式会社 田代 (代表取締役 田代 真一)

2. 貸 出 条 件

- | | |
|-----------------|---------------------------|
| (1) 資 金 名 | JA農業経営ステップアップローン (金利 固定型) |
| (2) 資 金 使 途 | 倉庫・住宅新築 |
| (3) 貸 出 額 (円) | 44,160,600 |
| (4) 貸 付 利 率 | 基準金利 2.80% |
| (5) 貸 付 年 月 日 | 令和 7年 12月 5日 |
| (6) 償 還 期 限 | 令和 32年 11月 30日 25回 |
| (7) 貸 出 方 法 | 証書貸付 |
| (8) 担 保 | なし |

(単位:千円)

借入資金残高	121,212	協会保証	165,373
今回借入金	44,161		
		農地根抵当	9,688
計	165,373	計	175,061
		①保全余剰	9,688
②組勘極度額	10,000	①-②	△ 312

- (9) 保 証 北海道農業信用基金協会

3. 本件対応後の与信残高

(単位:千円)

手 形 貸 付	0
証 書 貸 付	36,477
クミカン貸越極度額	10,000
債 務 保 証	0
合 計	46,477

与信残高4千万円超への貸付について

下記契約について協議願います。

1. 貸 出 先 名

氏 名 株式会社 Rootix8 (代表取締役 筒井 聖紀)

2. 貸 出 条 件

- | | |
|-----------------|----------------------|
| (1) 資 金 名 | JAフルスペックローン (金利 固定型) |
| (2) 資 金 使 途 | GPSガイダンス |
| (3) 貸 出 額 (円) | 1,216,000 |
| (4) 貸 付 利 率 | 基準金利 2.80% |
| (5) 貸 付 年 月 日 | 令和 7年 7月 31日 |
| (6) 償 還 期 限 | 令和 21年 11月 30日 15回 |
| (7) 貸 出 方 法 | 証書貸付 |
| (8) 担 保 | なし |

(単位:千円)

借入資金残高	72,536	協会保証	71,244
今回借入金	1,216		
		農地根抵当	19,561
計	73,752	計	90,805
		①保全余剰	17,053
②組勘極度額	33,000	①-②	△ 15,947

- (9) 保 証 北海道農業信用基金協会

3. 本件対応後の与信残高

(単位:千円)

手 形 貸 付	0
証 書 貸 付	15,272
クミカン貸越極度額	33,000
債 務 保 証	0
合 計	48,272

与信残高4千万円超への貸付について

下記契約について協議願います。

1. 貸 出 先 名

氏 名 株式会社 Rootix8 (代表取締役 筒井 聖紀)

2. 貸 出 条 件

- | | | |
|-----------------|-----------------------------|----------|
| (1) 資 金 名 | JAフルスペックローン | (金利 固定型) |
| (2) 資 金 使 途 | トラクター・フロントローダー・バケット・コーンキット他 | |
| (3) 貸 出 額 (円) | 31,676,000 | |
| (4) 貸 付 利 率 | 基準金利 2.00% | |
| (5) 貸 付 年 月 日 | 令和 7年 7月 31日 | |
| (6) 償 還 期 限 | 令和 21年 11月 30日 15回 | |
| (7) 貸 出 方 法 | 証書貸付 | |
| (8) 担 保 | なし | |

(単位:千円)

借入資金残高	73,752	協会保証	102,920
今回借入金	31,676		
		農地根抵当	19,561
計	105,428	計	122,481
		①保全余剰	17,053
②組勘極度額	33,000	①-②	△ 15,947

- (9) 保 証 北海道農業信用基金協会

3. 本件対応後の与信残高

(単位:千円)

手 形 貸 付	0
証 書 貸 付	24,775
クミカン貸越極度額	33,000
債 務 保 証	0
合 計	57,775

令和7年産くず米・雑穀出荷予約推進について

推 進 時 期	8月下旬
予 約 推 進 者	農協職員・青年部員
予 約 概 算 金	く ず 米 5, 0 0 0円／俵 小 豆 1 0, 0 0 0円／俵 そ ば 7, 0 0 0円／俵
支 払 ・ 回 収	・ 予約完了後に支払 ・ 販売精算の都度回収 ・ 未仕切り品は1 2月1 5日回収 ・ 1 2月1 5日までに出荷がない場合は対象期間のクミカン 利息を徴収
推 進 助 成	くず米・小豆 5 0 円／俵（施設利用分は除く）
小 豆 出 荷 奨 励	3等品 発表相場価格に1 俵 5 0 0 円上積みする （但し、年内に仕切られたものに限る）
く ず 米 集 荷 助 成	青年部 くず米集荷運賃 2 0 0 円／俵
出 荷 協 力 助 成	検査日、及び受入指定曜日に出荷したものに限る。 生産者 くず米・雑穀等自搬運賃 1 0 0 円／俵 そば自搬運賃 7 0 円／俵

らくみらんど株式会社に係る事前承認事項について

(承認事項)

1. 預託料金変更の件

預託料(地区内組合員) 現行 770 円 改定 810 円(40 円値上げ)
改定日 令和7年8月1日

	R7 計画	R7 見込	計画比	R7 8月値上	計画比
市営牧野収益	24,500,000	24,750,000	250,000	24,750,000	250,000
堆肥販売	9,000,000	9,000,000	0	9,000,000	0
家畜預託収益	217,112,280	204,773,800	△ 12,338,480	209,591,840	△ 7,520,440
家畜預託諸経費	4,980,000	4,129,815	△ 850,185	4,129,815	△ 850,185
その他収益	10,666,174	10,677,960	11,786	10,677,960	11,786
収益計	266,258,454	253,331,575	△ 12,926,879	258,149,615	△ 8,108,839
市営牧野費用	24,500,000	24,500,000	0	24,500,000	0
動力光熱費	9,500,000	8,418,774	△ 1,081,226	8,418,774	△ 1,081,226
車輛費	15,987,410	16,013,790	26,380	16,013,790	26,380
生物預託費	136,770,355	128,737,363	△ 8,032,992	128,737,363	△ 8,032,992
人件費	38,245,915	39,310,974	1,065,059	39,310,974	1,065,059
賃借料	26,800,000	26,800,000	0	26,800,000	0
その他雑費	7,401,299	6,216,056	△ 1,185,243	6,216,056	△ 1,185,243
費用計	259,204,979	249,996,957	△ 9,208,022	249,996,957	△ 9,208,022
収支差額	7,053,475	3,334,618	△ 3,718,857	8,152,658	1,099,183

決 裁	組 合 長	専 務	常 務	参 事	部 長	課 長	課長補佐

第 5 回定例理事会議事録

1. 開催日時 令和 7 年 6 月 21 日（土） 午前 9 時 30 分
2. 開催場所 名寄市風連町本町 62 番地 道北なよろ農業協同組合本所 役員会議室
3. 理事総数 理事 14 名
4. 監事総数 監事 4 名
5. 出席理事 村上組合長、小川専務、中村常務、東野会長、山崎理事、中村理事、
小泉理事、宗万理事、鷺見理事、大久保理事、山家理事、北野理事、
松本理事、中野理事
計 14 名
6. 欠席理事 な し
7. 出席監事 五十嵐代表監事、松崎常勤監事、永井監事、齋藤監事 計 4 名
8. 欠席監事 な し
9. 陪席職員 石山参事、斉藤部長、佐藤部長、安達部長
藤原次長、吉田次長、齋藤次長、宗片室長、多田課長
10. 議長 村上組合長

小川専務 出席のお礼を述べ、組合長が議長となり理事会を開催することを告げる。

村上組合長 出席のお礼と挨拶を述べ、議案審議に入ることを告げる。

報告事項

1. 役員の辞任について

斉藤部長 別紙議案書に基づき報告する。

東野会長 辞任に際し、在任中の厚情に対するお礼と今後の決意を述べる。

2. うるち米・酒造好適米の精算払いについて

佐藤部長 別紙 1 P に基づき報告する。

3. 第 5 回名寄市農業委員会報告について

小川専務 別紙 2 ～ 8 P 第 5 回名寄市農業委員会総会議案の確認を願うと共に、4 月から農業公社に関する土地売買手続きについて、仕組み変更により時間

がかかる旨を各農家へ周知した所、田植期間終了後に20戸の農家から売却したいとの希望があった。

米価が高値であっても、引き受け手があるうちに売却したいという傾向が強い状況である事を報告する。

4. その他

奥山部長 大出崇博氏の債権回収経過および今後の方向性について報告する。

決議事項

1. 新基本計画実装・農業構造転換支援事業（再編新事業）に係わる建設委員会の設立について

佐藤部長 別紙9Pに基づき説明する。

村上議長 建設委員の選任について、質疑を問う。

村上組合長 ご意見が無いのであれば、腹案を示したい。

村上議長 質疑を求めるがなく、出席した理事全員が異議なく了承した。

村上組合長 中村理事（経済委員長）に委員となって頂き、それ以外の委員については中村理事の指名とさせていただきたい。

村上議長 質疑を求めるがなく、出席した理事全員が異議なく了承した。

東野会長 建設委員の選任とは別件だが、事業計画3ヶ年のうち2年目以降の補助事業の確実性について説明願う。

佐藤部長 基本的には単年度ごとの承認申請が必要となりますが、例外的な事態が発生しない限り大丈夫であると想定しています。

中村理事 建設委員について山崎理事（総務委員長）、小泉理事（経対委員長）、大久保理事、中野理事を指名する。

村上議長 質疑を求めるがなく、中村理事、山崎理事、小泉理事、大久保理事、中野理事の5名構成となる事を出席した理事全員が異議なく了承した。

その他

佐藤部長 米の買い取り方式について、農林水産大臣と系統団体の考えが一致したとの報道がありましたが、選択肢の一つとしてはあるとの回答をしたとの事ですので誤解の無いよう宜しくお願いします。

中野理事 哺育センターの件について、進捗状況の説明を願う。

村上組合長 牧草収穫時期という事もあり、各酪農家戸別に当職と齋藤次長で哺育センターの経営状況について巡回説明を実施している。哺育料金の改定について概ね理解を得ていると受け止めている。全戸巡回説明終了後、課題整理をし、時間をとって運営協議会を開催して参りたい。

小泉理事 日程については何時頃か。

村上組合長 はっきり明示は出来ないが、開催できるタイミングを見計らって早めに開催致したい。

山崎理事 酪農家全体の会議を開催するのか。

村上組合長 招集しても出席率が低いため、全戸訪問としている。

大久保理事 巡回先の酪農家は、今現在利用中の酪農家のみか。

村上組合長 利用の有無にかかわらず全戸である。

山崎理事 外部預託についての状況はどうなっているのか。

村上組合長 現在は回っていないが、美深町営牧場の状況次第では依頼される可能性はあるかもしれない。

大久保理事 農業委員会の農地売却希望の地域について説明願う。

小川専務 概ね風連地域である。意向調査の段階である。

鷲見理事 全国的に農協施設の老朽化は進んでいると思うが、その関係について東野会長に情報があれば伺いたい。

東野会長 関係する情勢について説明する。

北野理事 有害鳥獣関係について、尋常ではない被害がある。円滑に効果が出る対策をとれないのか。

小川専務 情報があれば現地確認の上、被害状況を鑑み行政と連携して対応することとしている。

宗万理事 駆除頭数等の年度単位の基準について説明願う。また、自衛隊などの人材活用は出来ないのか。

小川専務 総枠予算から割返した頭数となっている。人材活用については猟友会との関係も考慮が必要である。

宗万理事 そもそも、駆除の計画頭数が少ない。

小川専務 課題を調整し、協議して参りたい。鹿の食害もあるが全国的には熊被害対応へ課題がシフトしている部分もある。

中村理事 駆除費用の負担について説明願う。

佐藤部長 振興局2分の1、名寄市4分の1、JA4分の1となっています。猟友会との関係もあり交渉が難航する場合があります。

中村理事 総枠オーバーについて、JA負担で対応も考えた方が良いのでは。

小川専務 継続事業でもあり、歩調を合わせて進めて行きたい。

中村理事 歩調を合わせていると対応が遅れ気味になるのではないか。

小川専務 鹿は行政区を跨いで移動する為、種々慎重な協議が必要となる。

小泉理事 ハンターとの個別契約も検討願う。

以上をもって全議案の審議を終了したので、午前 10 時 06 分議長は閉会を宣言した。

上記議事の経過およびその結果を明確にするため、この議事録を作成し、出席理事および出席監事は下記に記名捺印する。

令和 7 年 6 月 21 日

道北なよろ農業協同組合

議長 代表理事組合長 村 上 清

代表理事専務 小 川 和 則

常 務 理 事 中 村 静 男

会 長 理 事 東 野 秀 樹

理 事 山 崎 一 浩

理 事 中 村 耕 司

理 事 小 泉 博 志

理 事 宗 万 利 行

理 事 鷺 見 悦 朗

理 事 大久保 裕 司

理 事 山 家 智 彦

理 事 北 野 裕 介

理 事 松 本 和 俊

理 事 中 野 清 隆

代 表 監 事 五十嵐 真 吾

常 勤 監 事 松 崎 千 春

監 事 永 井 健 一

監 事 齋 藤 覺